



第二次 尾張旭市 環境基本計画

はぐくみ つなぐ 環境・まち・未来



令和6(2024)年3月

尾張旭市

はじめに

本市では、平成 19 年（2007 年）に「尾張旭市環境基本計画」を策定し、市の良好な環境を将来の世代に引き継ぐため、市民の皆さまのご理解のもと、環境の保全と創出に関する取組を実施してまいりました。

これらの施策は一定の成果を挙げることができたと評価しておりますが、近年、我が国の深刻な課題となっている少子超高齢化や人口減少、地域コミュニティの変化、地球温暖化による気候変動の影響は、本市においても例外ではありません。

本市の豊かな自然と良好で快適な環境を維持し、将来の世代に引き継ぐためには、環境課題に対してより積極的に取り組む必要があります。このため、新たな取組の指針として、この度、「第二次尾張旭市環境基本計画」を策定しました。

本計画では、新たに「はぐくみ つなぐ 環境・まち・未来」を望ましい環境像と謳い、本市の誰もが主体となり、育まれた意識や行動を様々な活動の輪に発展・展開することで、大切な限りある資源を未来につなぐ、持続可能なまちづくりを目指します。

本市としましては、この環境像の実現に向け、市民、市民団体、事業者の皆さまと共に取り組んでまいりますので、今後とも一層のご支援とご協力をお願いいたします。

結びに、計画策定にあたり、熱心にご審議、ご検討を賜った環境審議会委員の方々をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただいた皆さまに、心から感謝を申し上げます。

令和 6 年（2024 年）3 月

尾張旭市長 紫 田 浩



目次

第1章 計画の基本的事項	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 基本的事項	2
1 計画の目的と位置付け	2
2 計画期間	3
3 計画策定の背景	4
第3節 市の概況	11
1 位置	11
2 人口及び世帯数	12
3 地目別面積	12
4 産業	13
第2章 尾張旭市の環境の課題	14
1 地球環境の保全に向けて	14
2 資源循環の推進に向けて	14
3 自然環境の保全に向けて	15
4 生活環境の保全に向けて	15
5 環境教育の推進に向けて	15
第3章 望ましい環境像・基本方針	16
第1節 望ましい環境像	16
第2節 基本方針	18
第4章 望ましい環境像「はぐくみ つなぐ 環境・まち・未来」を実現するための施策 ..	19
第1節 施策の体系	19
第2節 施策の方向性	20
1 地球温暖化対策の推進【地球温暖化対策実行計画（区域施策編）・気候変動適応計画】	22
2 資源循環の推進	30
3 自然環境との共生	34
4 生活環境の向上	39
第3節 ■分野横断的施策■ 環境教育・活動の充実【環境教育等推進行動計画】	43
第5章 生物多様性地域戦略	46
第1節 策定の背景と目的	46
1 生物多様性とは	46
2 日本の生物多様性の危機	47
3 戦略の基本的事項	48
第2節 尾張旭市の生物多様性を取り巻く状況	49
1 実態調査	49
2 市内の特筆すべき自然	58
3 今後に向けた課題	62

第3節 具体的な目標と戦略	64
1 めざす姿	64
2 施策の体系	65
第4節 施策の方向性	66
基本戦略1 健全で豊かな生態系の確保	66
基本戦略2 自然の恵みの持続可能な利用	68
基本戦略3 生物多様性に対する理解と行動の推進	70
第6章 計画の推進	72
第1節 推進体制	72
第2節 進行管理の方法	73
1 毎年度の進捗管理	73
2 中間年度における推進管理	73
第7章 尾張旭市を取り巻く環境の現状	75
第1節 各分野の現状	75
1 人口・コミュニティ	75
2 自然環境	77
3 生活環境	79
4 都市・快適環境	85
5 広域・地球環境	88
6 環境学習	92
第2節 環境への意識	94
1 環境に関するアンケート調査の概要	94
2 調査結果の概要	95
第3節 環境基本計画（中間見直し版）の振り返り	108
1 学び広げるまちづくり	108
2 ごみのないまちづくり	110
3 地域で地球を考えるまちづくり	112
4 自然とふれあうまちづくり	114
5 暮らしやすい快適なまちづくり	116
巻末資料	118
1 尾張旭市環境基本条例	118
2 尾張旭市環境審議会委員名簿	122
3 諮問・答申	123
4 第二次尾張旭市環境基本計画の策定経過	125
5 用語集	126

計画の基本的事項

第 1 節 計画策定の趣旨

本市では、尾張旭市環境基本条例第 9 条の規定に基づき、平成 19 年（2007 年）3 月に「環境を考え ともにつくる 私たちのまち」を望ましい環境像に掲げた「尾張旭市環境基本計画」を策定しました。その後、社会情勢、環境の変化などを踏まえ、平成 27 年（2015 年）3 月に尾張旭市環境基本計画【中間見直し版】を策定し、市、市民・市民団体、事業者が連携・協力して環境保全の取組を進めてきました。

この間、地球温暖化[※]による世界的規模での環境への影響が顕著となり、気候変動に伴う猛暑、集中豪雨の多発や台風の大型化による自然災害の発生などが深刻な問題となるほか、生物多様性の損失や食品ロス削減問題など、複雑で多様な環境の課題に対してあらゆる政策分野から総合的に解決を図ることが必要となりました。

国際社会の動向では、平成 27 年（2015 年）の国連サミットで「2030 アジェンダ」が採択され、この中で持続可能な開発目標（SDGs）として世界が達成すべき 17 の目標（ゴール）が示されました。また、気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）でのパリ協定の採択（平成 27 年（2015 年））により、世界全体でのカーボンニュートラル[※]の達成をめざすことが合意されました。生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）では、昆明・モンテリオール生物多様性枠組が採択（令和 4 年（2022 年））されました。そのほか、新型コロナウイルス（COVID-19）感染症の発生は、経済、産業を停止させ、人びとのライフスタイルや価値観は大きく変化し、改めて社会と自然との関係を考えていくきっかけとなりました。

以上のような環境を取り巻く近年の社会情勢を踏まえ、市、市民・市民団体、事業者の連携・協力による取組のめざすべき方向を示すため、第二次尾張旭市環境基本計画（以下、本計画）を策定します。

[※]地球温暖化：大気中に含まれる微量の温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、フロン等）は、地表の温度を生物の生存に適した温度に保つ効果があるが、この濃度が高くなることにより、気温が上昇する現象のことをいう。

[※]カーボンニュートラル：CO₂をはじめとする温室効果ガス排出量を、実質ゼロにすること。排出削減を進めるとともに、排出量から、森林などによる吸収量をオフセット（埋め合わせ）することなどにより達成をめざすもの。

第2節 基本的事項

1 計画の目的と位置付け

本計画は、尾張旭市環境基本条例第9条に基づいて策定する計画で、市、市民・市民団体、事業者それぞれが担うべき役割を明らかにし、相互に連携しながら取組を推進することを目的にしています。

また、「尾張旭市第六次総合計画」（令和6年度～令和15年度）の基本構想に掲げられているめざすまちの未来像「幸せつむぐ 笑顔あふれる 尾張旭」を実現するために、環境面から施策を推進する役割を担っています。

なお、本計画では、地球温暖化対策・生物多様性の保全・環境教育を積極的かつ効率的に推進するため、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」、気候変動適応法に基づく「地域気候変動適応計画」、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律に基づく「環境教育等推進行動計画」、生物多様性基本法に基づく「生物多様性地域戦略」を含むものとして位置付けます。

本市が進めていく各種計画や事業などについては、本計画と整合を図っていきます。

（参考）尾張旭市環境基本条例より環境基本計画に関する事項の抜粋

（環境基本計画）

第9条 市長は、環境の保全及び創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めるものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創出に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の基本的な方向
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民等の意見を反映するための必要な措置を講ずるとともに、尾張旭市環境審議会の意見を聴くものとする。

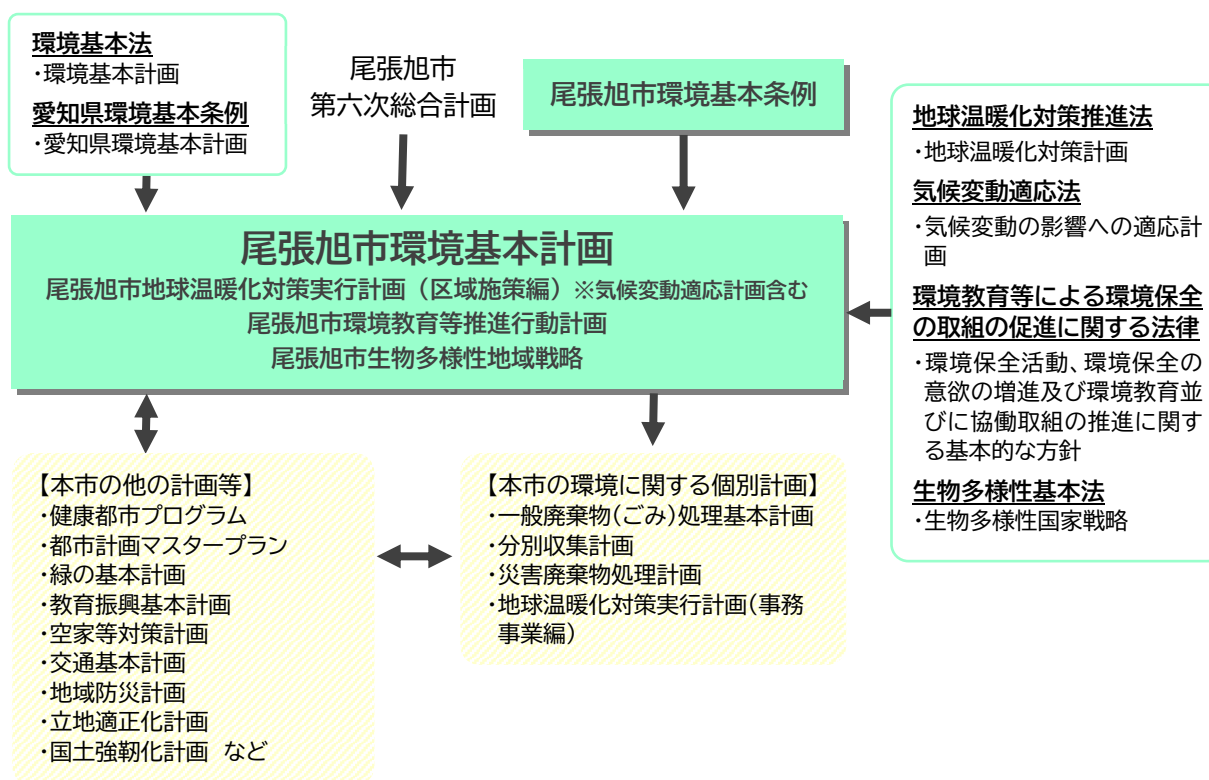
4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更についても準用する。

■包含する計画の概要

計画名	概要
地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき平成 28 年（2016 年）に閣議決定された国の「地球温暖化対策計画」（令和 3 年（2021 年）改定）に即して地方公共団体が作成するものとされている計画。「事務事業編」と「区域施策編」から構成され、区域施策編は、地方公共団体がその区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項を定める計画となっている。
地域気候変動適応計画	気候変動適応法に基づき、気候変動適応に関する施策の基本的方向性、気候変動適応に関する分野別施策、気候変動適応に関する基盤的施策について定めたもの。
環境教育等推進行動計画	環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律に基づき、環境教育・学習を推進するため、各地方公共団体の自然的社会的条件に応じた環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働の取組を定めたもの。
生物多様性地域戦略	生物多様性基本法に基づき地方公共団体が策定する、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画のこと。

■環境行政の枠組



2 計画期間

本計画の期間は、令和 6 年度（2024 年度）から令和 15 年度（2033 年度）までの 10 年間とし、計画中間年の 5 年を目処に見直しを行います。ただし、カーボンニュートラルの達成をめざした地球温暖化対策などについては、長期的な視点を持って取り組むことが必要であるため、概ね令和 32 年（2050 年）を展望しながら推進を図るものとします。

3 計画策定の背景

(1) 世界や国・県の動向

①SDGs（持続可能な開発目標）の採択

平成27年（2015年）9月の国連サミットにおいて「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。持続可能な社会の実現に向けた令和12年（2030年）までを目標に、世界全体の経済・社会・環境を調和させる取組として、17のゴール（目標）と169のターゲットからなる「SDGs（持続可能な開発目標）」が掲げられています。

その後、平成28年（2016年）には国が「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」を策定し、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者をめざす」をビジョンとして掲げています。SDGsの17のゴールをめざす動きは、地方公共団体や事業者などにも広がっています。

■SDGsの17のゴール



出典：国際連合広報センターHP

②地球温暖化対策の国際的な取り決め「パリ協定」の発効

平成27年（2015年）にパリで開かれた「国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）」では、世界の196か国・地域が合意して、地球温暖化対策の国際的な枠組である「パリ協定」が採択されました。パリ協定は、平成28年（2016年）11月4日に発効し、日本も同年11月8日に批准しました。

パリ協定では、世界の平均気温の上昇を産業革命前と比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力をすることとし、今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出量を実質ゼロ（排出量と吸収量を均衡させること）にすることをめざしています。

③温室効果ガス排出量2050年実質ゼロ（カーボンニュートラル）の表明

国では、パリ協定やIPCC（気候変動に関する政府間パネル）1.5℃特別報告書を受け、もはや地球温暖化対策は経済成長の制約ではなく、積極的に地球温暖化対策を行うことで、産業構造や経済社会の変革をもたらす大きな成長につなげるという考えの下、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする「2050年カーボンニュートラル」の実現をめざすこととしました。令和3年（2021年）、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律により、2050年カーボンニュートラルを基本理念として法定化し、これにより、中期目標の達成にとどまらず、脱炭素社会の実現に向け、政策の継続性・予見性を高め、脱炭素に向けた取組・投資やイノベーションを加速させることとなりました。

加えて、2050年目標と整合的で野心的な目標として、令和12年度（2030年度）に温室効果ガスを平成25年度（2013年度）から46%削減することをめざし、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていくこととしています。経済と環境の好循環を生み出し、令和12年度（2030年度）の野心的な目標に向けて力強く成長していくため、徹底した省エネルギーや再生可能エネルギーの最大限の導入、公共部門や地域の脱炭素化など、あらゆる分野で、でき得る限りの取組を進める方針としています。

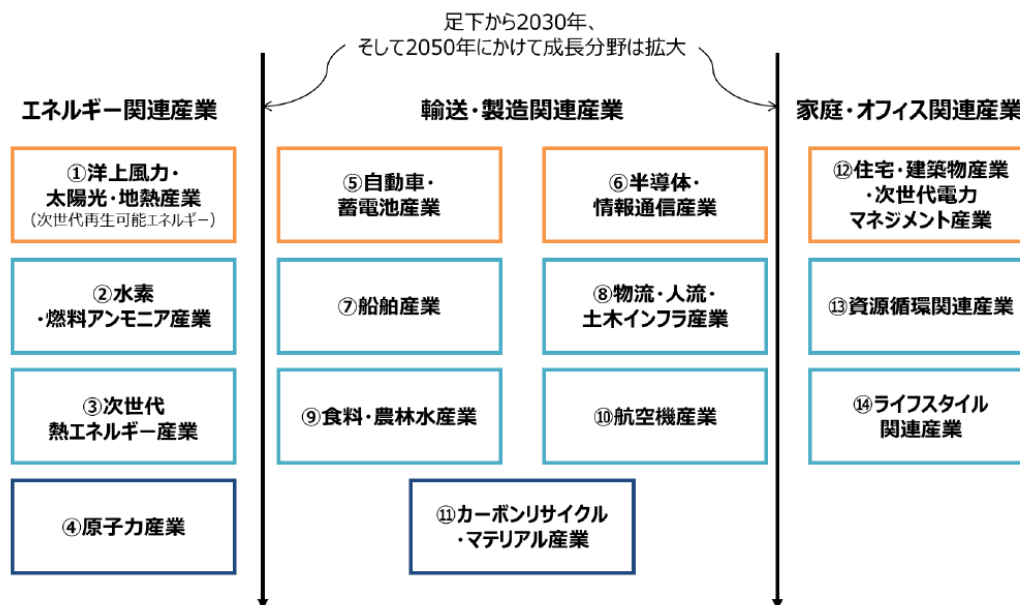
④2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略

国では「2050年カーボンニュートラル」を宣言したことに伴い、地球温暖化への対応を、これまでの「経済成長の制約やコストとする時代」から、「成長の機会へと捉える時代」へと切り替え、従来の発想を転換し、積極的に対策を行うことが、産業構造や社会経済の変革をもたらし、次なる大きな成長に繋がっていくという「経済と環境の好循環」を作っていく産業政策として「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を令和2年（2020年）12月に策定、その後令和3年（2021年）6月に改訂しています。

2050年カーボンニュートラルに向けた道筋として、電力部門では脱炭素電源の拡大、非電力部門（産業・民生・運輸部門（燃料利用・熱利用））においては、脱炭素化された電力による電化、水素化、合成燃料等を通じた脱炭素化を進めることが必要としています。こうした電源や燃料の転換を行ってもなお排出される二酸化炭素については、植林などで実質ゼロを実現していくこととしています。

またグリーン成長戦略では、2050年カーボンニュートラルを実現する上で不可欠な14の重点分野ごとに、年限を明確化した目標、研究開発・実証、規制改革・標準化などの制度整備、国際連携などを盛り込んだ「実行計画」を策定し、合わせて2050年までの工程表を提示しています。

■グリーン成長戦略の重点14分野



出典：2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略

■世界、国、愛知県における近年の主な動向

	世界	国	愛知県
平成 22 年 (2010 年)	・生物多様性条約第 10 回締約国会議(COP10)開催(名古屋市)-「愛知目標」採択	・生物多様性国家戦略 2010 策定 ・第三次エネルギー基本計画策定 ・生物多様性地域連携促進法制定	・希少野生動植物種指定
平成 23 年 (2011 年)		・環境教育等促進法改正 ・FIT 法制定	・第 5 次愛知県緑化基本計画策定
平成 24 年 (2012 年)	・持続可能な開発会議(リオ+20)開催-「我々の求める未来」採択	・第四次環境基本計画策定 ・小型家電リサイクル法制定 ・生物多様性国家戦略 2012-2020 策定 ・農林水産省生物多様性戦略改定	・あいち地球温暖化防止戦略 2020 策定 ・愛知県廃棄物処理計画(H24～28)策定 ・愛知地域公害防止計画策定
平成 25 年 (2013 年)	・水銀に関する水俣条約の採択	・第三次循環型社会形成推進基本計画策定	・あいち生物多様性戦略 2020 策定 ・あいち自動車環境戦略 2020 策定
平成 26 年 (2014 年)	・「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第 5 次評価報告書」採択 ・持続可能な開発のための教育(ESD)に関するユネスコ世界会議開催(名古屋市/岡山市)	・水循環基本法の制定 ・第 4 次エネルギー基本計画策定	・第 4 次愛知県環境基本計画策定
平成 27 年 (2015 年)	・「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ(SDGs)」採択 ・気候変動枠組条約第 21 回締約国会議(COP21)開催-「パリ協定」採択	・建築物省エネ法制定 ・気候変動の影響への適応計画策定 ・水循環基本計画策定	・レッドリストあいち 2015 公表
平成 28 年 (2016 年)	・世界経済フォーラム第 46 回年次総会(ダボス会議)開催-「海洋ごみに関する報告書」発表 ・「パリ協定」発効	・地球温暖化対策計画策定	・愛知県災害廃棄物処理計画策定
平成 29 年 (2017 年)			・あいち地域循環圏形成プラン策定 ・第 12 次鳥獣保護管理事業計画策定 ・愛知県廃棄物処理計画(H29～33)策定
平成 30 年 (2018 年)	・「気候変動に関する政府間パネル(IPCC)1.5°C特別報告書」発表	・第五次環境基本計画策定 ・気候変動適応法制定 ・第四次循環型社会形成推進基本計画策定 ・第 5 次エネルギー基本計画策定 ・気候変動適応計画策定	・愛知県地球温暖化対策推進条例制定 ・あいち地球温暖化防止戦略 2030 策定
令和元年 (2019 年)	・「G20 海洋プラスチックごみ対策実施枠組」採択	・プラスチック資源循環戦略策定 ・グリーンインフラ推進戦略策定 ・パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略策定(2050 年までに 80%温室効果ガスの排出削減) ・食品ロス削減推進法制定	
令和 2 年 (2020 年)		・気候危機宣言 ・2050 年カーボンニュートラル宣言	・レッドリストあいち 2020 及びレッドデータブックあいち 2020 公表 ・愛知県気候変動適応計画策定

	世界	国	愛知県
令和3年 (2021年)	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)開催 ・気候変動枠組条約第26回締約国会議(COP26)開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策推進法改正 ・地球温暖化対策計画改訂 ・パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略策定(2050年カーボンニュートラル実現) ・第6次エネルギー基本計画策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・あいち生物多様性戦略2030策定 ・第5次愛知県環境基本計画策定 ・あいちのみどり2025(愛知県緑化基本計画)策定
令和4年 (2022年)	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動枠組条約第27回締約国会議(COP27)開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物省エネ法改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・あいちサーキュラーエコノミー推進プラン策定 ・あいち地球温暖化防止戦略2030改定
令和5年 (2023年)		<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性国家戦略2023-2030策定 ・農林水産省生物多様性戦略改定 ・グリーンインフラ推進戦略2023策定 	

1 計画の基本的事項

2 尾張旭市の環境の課題

3 望ましい環境像・基本方針

4 望ましい環境像を実現するための施策

5 生物多様性地域戦略

6 計画の推進

7 尾張旭市を取り巻く環境の現状

巻末資料

(2) 尾張旭市の動向

①尾張旭市第六次総合計画

総合的かつ計画的に市政運営を図るための長期的なまちづくりの指針として総合計画が策定されています。第六次総合計画では、「幸せつむぐ 笑顔あふれる 尾張旭」をめざすまちの未来像に設定し、令和6年度（2024年度）から令和15年度（2033年度）までの10年間を計画期間としています。

第六次総合計画における環境分野の位置付けは、「基本目標6 環境にやさしい生活を送るまち（環境）」を中心としており、施策として「地球温暖化対策の推進」「環境衛生対策の推進」「資源循環型社会の推進」が設定されています。

■第六次総合計画の「基本目標6 環境にやさしい生活を送るまち（環境）」の構成

施策	めざす姿	主な取組
施策6-1 地球温暖化対策の推進	行政、市民、事業者などが一体となって脱炭素化を推進し、環境に配慮して生活し、活動しています。	・省エネルギー化及び再生可能エネルギーの利用促進 ・公共施設の省エネルギー化の促進 ・環境保全意識の向上
施策6-2 環境衛生対策の推進	市民が、快適で衛生的に生活しています。	・生活衛生環境の保全 ・ペットなどの適正飼育の推進 ・適正なし尿処理の推進
施策6-3 資源循環型社会の推進	ごみの減量が進み、資源循環型社会が形成されています。	・ごみの発生抑制の推進 ・ごみの資源化の推進 ・ごみ収集・処理体制の整備

出典：尾張旭市第六次総合計画

②「健康都市 尾張旭」の取組

WHO（世界保健機関）は、健康を個人の責任のみとして捉えるのではなく、都市そのものを健康にすることを提唱しています。その考え方に基づき、それぞれの都市の実情や抱えている課題を踏まえた健康都市の将来構想を持ち、それに向かって努力している都市を「健康都市」としています。

本市も平成16年（2004年）6月に、WHO西太平洋地域を中心として健康都市に取り組む都市間ネットワークとして発足した「健康都市連合（AFHC）」に加盟し、設立メンバーとして承認され、同年8月に健康都市宣言を行いました。

また、人とまち双方の健康をめざす「健康都市」を実現するため、平成17年（2005年）12月に「尾張旭市健康都市プログラム」を策定し、平成25年度（2013年度）には第五次総合計画が策定されたことに伴って見直しを行っています。環境に関する内容としては、施策の方針「住み続けたいくなるまちづくり」のうち、「環境への思いやりたっぷり作戦」が設定されているほか、リーディングプランでは「エコ・ガーデンシティ」が設定されています。

■尾張旭市健康都市宣言（平成16年（2004年）8月1日）

緑と太陽に恵まれた わたくしたちのまち尾張旭市は 市民一人ひとりが 心も体も健やかで いきいきと暮らすことを 永久（とわ）の願いとし ここに「健康都市尾張旭」を宣言します

- おおきな夢を持ち 健康はみずから築きます
- わたくしたちは 進んで健康づくりに努めます
- りんとした生活から 健康づくりを始めます
- あさひのように ころも明るく爽やかな生活をおくります
- さんさんと降り注ぐ太陽のように 健康に輝きます
- ひとと人のふれあいを大切に 「健康都市 尾張旭」を目指します

③第 70 回全国植樹祭の開催

全国植樹祭は、森林や緑に対する国民の理解を深めるため、公益社団法人国土緑化推進機構と都道府県の共催により、毎年春季に開催され、例年天皇皇后両陛下の御臨席を賜るとともに、県内外から多くのかたが参加します。

愛知県での開催は、昭和 54 年（1979 年）の第 30 回大会以来、40 年ぶり 2 回目であり、本市では初めて、令和元年（2019 年）6 月 2 日に開催されました。

その後、全国植樹祭の理念を継承し、20 年後の育樹祭に向けて、市民の森林や緑に対する理解が深まり、市内に緑があふれ、「まちが庭」と認識してもらえるようにするとともに、市民がまちのいろいろな場所で木や花にふれあい、その魅力を認識し、次の世代に引き継がれるようにするため、全国植樹祭理念継承事業を推進しています。

■第 70 回全国植樹祭の概要

開催理念	私たちは、「木材の利用」を山村と都市をつなぐ架け橋とし、健全で活力のある「森林づくり」と「都市づくり」を進めていきます。																									
大会テーマ	「木に託す もり・まち・人の あす・未来」																									
主催	公益社団法人 国土緑化推進機構 愛知県																									
開催会場	<p>(1) 式典・植樹会場 愛知県森林公園（尾張旭市・名古屋市守山区）</p> <p>(2) 植樹会場 ・愛知県昭和の森（豊田市） ・愛知県森林・林業技術センター（新城市）</p> <p>(3) サテライト会場 ・オアシス 21(名古屋市東区) ・豊橋総合動植物公園（豊橋市） ・尾張旭市渋川福祉センター（尾張旭市）</p> <p>(4) 荒天会場 尾張旭市文化会館 ※荒天会場とは、台風に匹敵する暴風雨等の際に式典行事を行う施設であり、今大会では使用されませんでした。</p>																									
参加者	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">参加区分</th> <th>参加者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">招待者</td> <td>中央特別招待者</td> <td>24 人</td> </tr> <tr> <td>県外招待者</td> <td>984 人</td> </tr> <tr> <td>県内招待者</td> <td>5,146 人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>6,154 人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">本部員（県職員・市町村職員・ボランティア等）・出演者合計</td> <td>3,172 人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">愛知県森林公園参加者合計</td> <td>9,326 人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">サテライト会場参加者合計</td> <td>5,770 人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">総計</td> <td>15,096 人</td> </tr> </tbody> </table>		参加区分		参加者数	招待者	中央特別招待者	24 人	県外招待者	984 人	県内招待者	5,146 人	合計	6,154 人	本部員（県職員・市町村職員・ボランティア等）・出演者合計		3,172 人	愛知県森林公園参加者合計		9,326 人	サテライト会場参加者合計		5,770 人	総計		15,096 人
参加区分		参加者数																								
招待者	中央特別招待者	24 人																								
	県外招待者	984 人																								
	県内招待者	5,146 人																								
	合計	6,154 人																								
本部員（県職員・市町村職員・ボランティア等）・出演者合計		3,172 人																								
愛知県森林公園参加者合計		9,326 人																								
サテライト会場参加者合計		5,770 人																								
総計		15,096 人																								

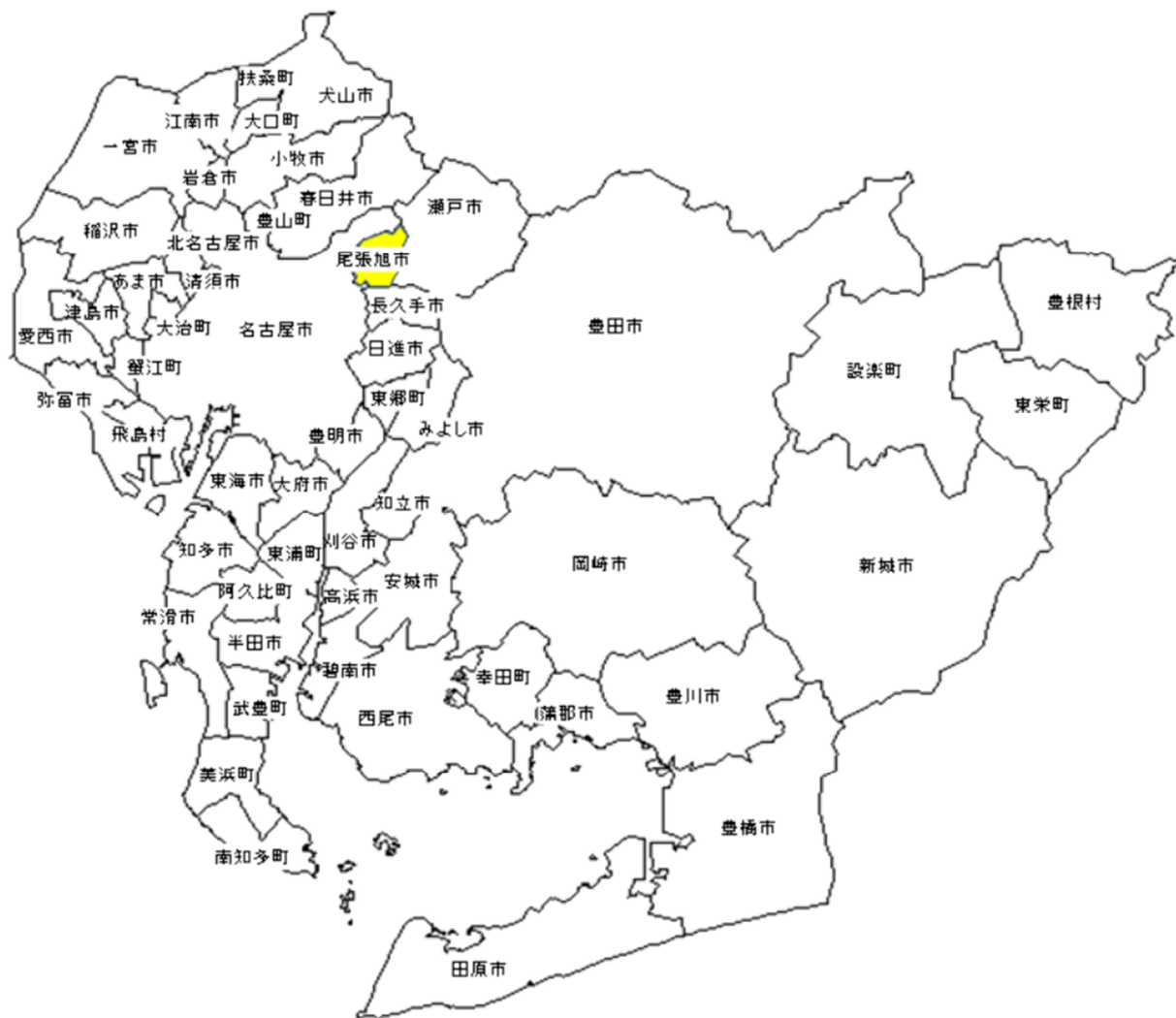
出典：記録誌「第 70 回全国植樹祭尾張旭市の記録」

第3節 市の概況

1 位置

尾張旭市は、愛知県の北西部、濃尾平野の東部にあり、尾張丘陵と矢田川の流域に広がっています。東部に瀬戸市、西部及び北部に名古屋市、南部に長久手市と接し、その市域は、東西 5.7 km、南北 5.6 km、面積は 21.03 km²で、名古屋の中心部からおよそ 15 km という通勤、通学などに恵まれた位置にあります。コンパクトな市域であることから、日常生活に必要な生活サービス施設が市内に比較的まんべんなく分布し、生活利便性の高い住環境が形成されています。

■尾張旭市の位置

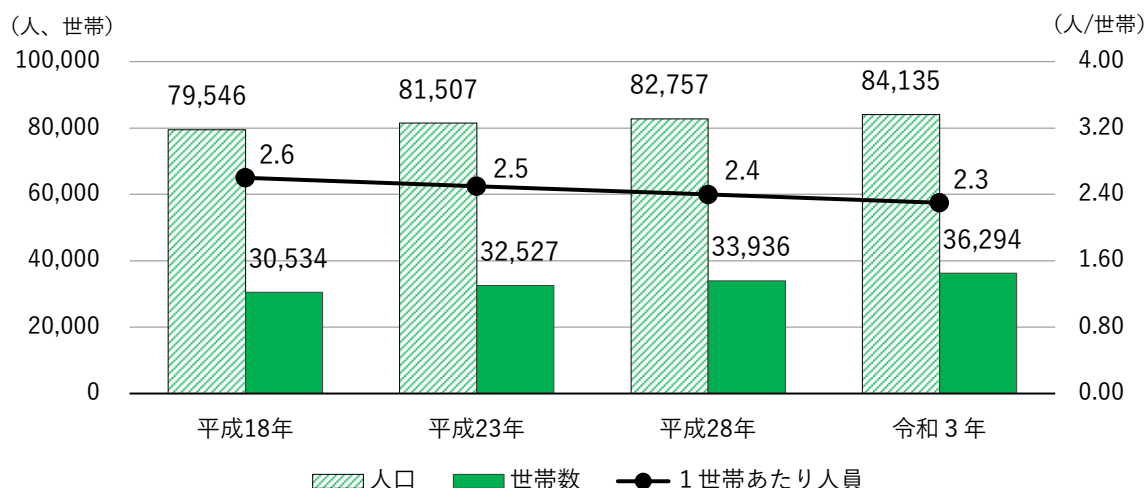


国土地理院承認 平 14 総複 第 149 号 出典：令和 4 年版尾張旭市の統計

2 人口及び世帯数

人口、世帯数ともに増加を続けており、令和4年（2022年）3月末現在の人口は83,904人、世帯数は36,493世帯となっています。また、平成19年（2007年）に2.6人であった1世帯あたり人員は、令和4年（2022年）には2.3人へと減少しています。

■人口及び世帯数の推移



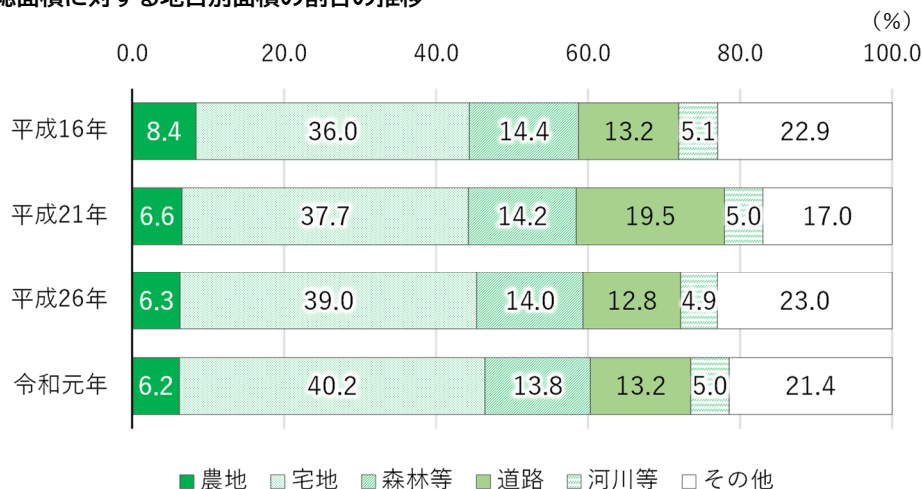
出典：令和4年版尾張旭市の統計

3 地目別面積

本市の土地利用は、宅地の割合が40.2%と最も高く、経年変化でも増加傾向にあります。緑地については北部丘陵地に依存している状況で、市域の中心部を矢田川が流れ、農業振興地域の農用地が広がっていますが、宅地の割合が増加傾向にあること、また、近年稲葉町に大規模工場が進出していることもあり、緑地のさらなる減少が懸念されています。

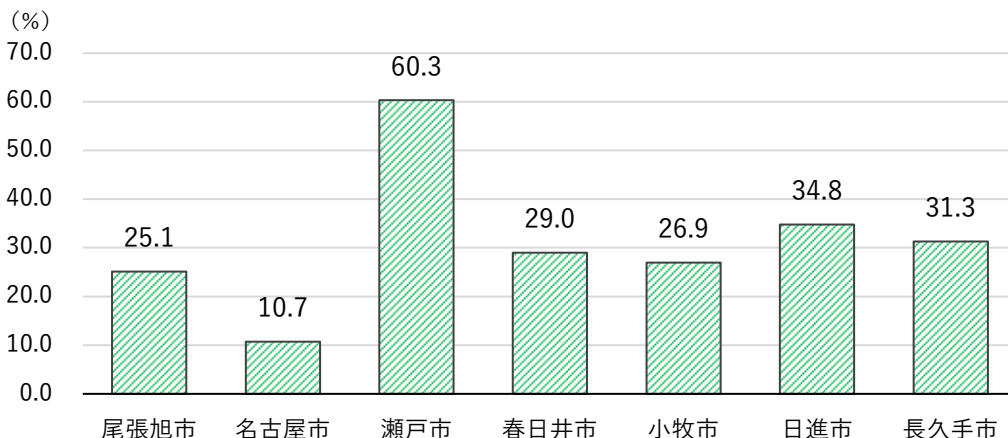
緑被率をみると、近隣市の中では低く、都市開発により減少傾向にあります。

■尾張旭市の総面積に対する地目別面積の割合の推移



出典：平成29年度～令和3年度 愛知県統計年鑑

■緑被率の比較（令和元年（2019年））



※地目別面積の「農地、森林等、河川等」の合計を、市域で割った割合 出典：愛知県統計年鑑

4 産業

令和3年（2021年）における事業所数は、卸売業・小売業が最も多く、次いで医療・福祉、建設業の順となっています。従業者数は、卸売業・小売業が最も多く、次いで製造業、医療・福祉の順となっています。平成28年（2016年）と比べると、事業所数・従業者数ともに総数は減少しています。

■産業別事業所数・従業者数

業種	事業所数(か所)				従業者数(人)			
	平成28年	構成比 (%)	令和3年	構成比 (%)	平成28年	構成比 (%)	令和3年	構成比 (%)
総数	2,524	100.0	2,485	100.0	25,914	100.0	23,688	100.0
第1次産業								
農業	4	0.2	2	0.1	18	0.1	15	0.1
第2次産業								
鉱業・採石業・砂利採取業	1	0.0	1	0.0	4	0.0	4	0.0
建設業	289	11.5	300	12.1	1,660	6.4	1,670	7.0
製造業	202	8.0	187	7.5	5,006	19.3	4,862	20.5
第3次産業								
電気・ガス・熱供給・水道業	3	0.1	7	0.3	225	0.9	247	1.0
情報通信業	9	0.4	15	0.6	27	0.1	120	0.5
運輸業・郵便業	48	1.9	48	1.9	640	2.5	590	2.5
卸売業・小売業	541	21.4	523	21.0	5,921	22.8	4,913	20.7
金融業・保険業	37	1.5	42	1.7	339	1.3	313	1.3
不動産業・物品賃貸業	194	7.7	191	7.7	531	2.0	554	2.3
学術研究・専門・技術サービス業	126	5.0	120	4.8	479	1.8	445	1.9
宿泊業・飲食サービス業	312	12.4	258	10.4	4,024	15.5	2,806	11.8
生活関連サービス業・娯楽業	231	9.2	226	9.1	1,336	5.2	1,206	5.1
教育・学習支援業	129	5.1	121	4.9	796	3.1	662	2.8
医療・福祉	277	11.0	306	12.3	3,648	14.1	4,071	17.2

※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%とならない場合があります。

出典：経済センサス活動調査

第 2 章

尾張旭市の環境の課題

市の環境に関する各種調査やこれまでの施策の振り返りを通じて、今後の環境政策を進めるに当たっての課題を以下のように整理しました。各種調査や施策の振り返りの内容は、第7章「尾張旭市を取り巻く環境の現状」に掲載しています。

1 地球環境の保全に向けて

本市では、地域で地球を考えるまちづくりとして、家庭での省エネ対策や緑のカーテン[※]の取組、地球温暖化対策設備導入経費の補助事業など、市民や事業者の環境に配慮した行動を推進しています。

また、市では公共施設の屋根の貸し出しによる太陽光発電設備の設置、上水道施設の貸し出しによるマイクロ水力発電等、再生可能エネルギー[※]の導入を進めてきました。

今後さらに市、市民・市民団体、事業者が連携・協力しながら、地域経済の成長と環境保全との両立、新たな技術等の調査・研究・普及推進などの取組を通じて、カーボンニュートラルをめざしていくことが大切です。また、地球温暖化の防止を図る「緩和策」だけでなく、地球温暖化がもたらす現在及び将来の気候変動の影響に対処する「適応策」の推進を図ることが大切です。

2 資源循環の推進に向けて

ごみの減量・資源化を推進するため、資源ごみの分別収集の拡大や3キリ運動[※]、生ごみ減量対策を行ったほか、市民団体や地域活動と連携した分別回収、啓発活動を行ったことにより、1人1日当たりのごみの総排出量は減少傾向にあります。

これまで取り組んできたごみの適正処理、ごみの発生抑制、資源の再利用、リサイクル、不法投棄の防止などといった取組を継続的に推進するとともに、食品ロス対策、プラスチックごみの発生抑制、サーキュラーエコノミー[※]などの取組を含めた、資源の循環を基調とした生活環境づくりに取り組むことが大切です。

[※]緑のカーテン：夏の節電、CO₂削減の省エネ対策として、ゴーヤやアサガオなど、つる性の植物を育てて作る自然のカーテンのこと。

[※]再生可能エネルギー：エネルギー源として永続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用すること。

[※]3キリ運動：ごみを捨てるときに水をきる「水キリ」、買った食材を使いきる「使いキリ」、食べ残しをしない「食べキリ」の3つの「キリ」を合言葉に、生ごみの減量化に取り組む運動のこと。

[※]サーキュラーエコノミー：これまで廃棄されてきたような製品や原材料などを資源として捉えて活用し、持続可能な状態で循環させること。資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑制等をめざすもの。EUが2015年12月に政策パッケージを公表したことで世界的に広まった概念。

3 自然環境の保全に向けて

市内を流れる矢田川や多くのため池、北部丘陵地、農地等は、本市の資産となる優れた自然資源であり、貴重な動植物が生息するとともに、人々が身近に自然と親しむことができる恵まれた環境を形成しています。令和元年度（2019年度）には第70回全国植樹祭が本市で開催され、開催後も植樹祭の理念を継承するための事業が進められています。また、こうした自然環境は、防災や減災機能、二酸化炭素を吸収する機能など、多面的な機能も持ち合わせています。

開発などによる緑の減少や生物多様性の低下が指摘される中、限りある自然と共生する都市として緑や水辺を守っていくことが大切です。

4 生活環境の保全に向けて

本市では、快適でゆとりある都市空間に向けて計画的な区画整理事業をはじめ、公共下水道の整備、公共交通の充実、バリアフリー化[※]を推進しています。

また、良好な生活環境を維持するため、空き家対策、環境美化、緑化等のグリーンインフラ[※]の推進など、暮らしやすいまちづくりに取り組むことが大切です。

そのほか、価値観やライフスタイルが多様化する中で、自治会加入率が低下しており、地域コミュニティの機能が低下しています。さらには、少子超高齢化や外国人の増加など、生活環境の多様性に配慮した取組が求められています。

5 環境教育の推進に向けて

環境教育・環境学習については、市、市民・市民団体、事業者それぞれが、講座や見学会、イベントなどの開催・参加を通じて、環境に対する理解を深める取組を展開しているほか、市では環境基本計画年次報告書等の環境情報の発信を続けています。また、学校教育の場では地域との連携による教育活動も展開されています。

今後、子どもから大人まで環境について学べる場を充実させることにより、多様な主体と協働しながら「行動する人づくり」に努めることが大切です。また、SDGsと各政策分野の施策とを関連付けることにより、SDGsの理念の浸透を図ることも大切です。

[※]バリアフリー化：高齢者や障害者などに対して、生活していくうえでのバリア(障壁、障害、不便)を取り除くこと。

[※]グリーンインフラ：社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組のこと。

望ましい環境像・基本方針

第 1 節 望ましい環境像

尾張旭市は、名古屋市近郊の活力ある住宅都市として発展してきました。都市機能が充実していく中でも、北部丘陵地をはじめとする緑地や、矢田川やため池といった水辺空間を有し、多様な動植物が生息しています。また、地域では市民による美化活動や自然保護活動などの活発な環境保全活動が行われています。

私たちは、一人ひとりが SDGs の理念を認識するとともに、カーボンニュートラルの実現をめざし、緑と水と生物多様性の保全、ごみをできるだけ出さない循環型の生活に取り組んで、未来の活力を創造していくことが重要です。

以上を踏まえ、望ましい環境像を以下のとおり設定します。

望ましい環境像

はぐくみ つなぐ 環境・まち・未来

私たちは、日常の中から環境について学び、考えることで、自らの生活を豊かにする環境負荷の少ない生活様式をはぐくむことができます。

そして、皆がそれぞれ主体となって、はぐくまれた意識や行動を様々な活動の輪に発展・展開することで、大切な限りある資源を未来につなげる、そうした持続可能なまちづくりをめざしてまいります。

望ましい環境像のイメージ



1 計画の基本的事項

2 尾張旭市の環境の課題

3 望ましい環境像・基本方針

4 望ましい環境像を実現するための施策

5 生物多様性地域戦略

6 計画の推進

7 尾張旭市を取り巻く環境の現状

巻末資料

第2節 基本方針

1 地球温暖化対策の推進

【地球温暖化対策実行計画（区域施策編）・気候変動適応計画】

世界共通のテーマとなっている「脱炭素社会[※]」の構築をめざし、効率的なエネルギー利用の向上、再生可能エネルギーの普及を図るとともに、気候変動の影響を回避・軽減するための適応策を推進します。

2 資源循環の推進

私たちは、暮らしの中で限りある資源を無駄なく効率的に利用する必要があるため、「循環型社会[※]」の構築をめざし、ごみの減量・資源化を推進するとともに、廃棄物の適正処理に努めます。

3 自然環境との共生

緑と水の存在は、まちの魅力を高め生活を豊かにすることから、本市の自然環境の保全・活用を図るとともに、生物多様性が保全された豊かなまちに向けた取組を推進します。

4 生活環境の向上

快適で潤いあるまちづくりを推進するために、水環境の保全をはじめとする良好な生活環境の確保を図るとともに、環境美化・マナーの向上やグリーンインフラの整備充実といった環境に配慮した都市空間づくりを推進するとともに、ライフスタイルの多様性を尊重した生活環境の向上をめざします。

5 環境教育・活動の充実（分野横断的施策）

【環境教育等推進行動計画】

複雑・多様化する環境問題の解決に向けては、子どもから大人まで幅広く環境への意識を育んでいくことが重要となります。そのため、市、市民・市民団体、事業者の連携・協力により、環境意識の向上と人材育成を図るとともに、環境保全活動のより一層の活発化に努めます。

[※]脱炭素社会：地球温暖化の原因となる温室効果ガスのうち、最も排出量の多い二酸化炭素(CO₂)について、実質的な排出量ゼロを達成している社会のこと。

[※]循環型社会：天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会のこと。

第 4 章

望ましい環境像「はぐくみ つなぐ 環境・まち・未来」 を実現するための施策

第 1 節 施策の体系

施策分野	施策	主な取組
1 地球温暖化対策の推進 地球温暖化対策実行計画 (区域施策編) 気候変動適応計画	1-1 エネルギー効率の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭部門のエネルギー効率向上 ・産業・業務部門のエネルギー効率向上 ・運輸部門のエネルギー効率向上
	1-2 再生可能エネルギーの導入・ 利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギーの導入促進 ・再生可能エネルギーの利用促進
	1-3 地球温暖化への適応	<ul style="list-style-type: none"> ・農業に関する適応策 ・水環境・水資源、自然生態系、自然災害に関する適応策 ・人の健康や生活に関する適応策
2 資源循環の推進	2-1 ごみ減量・資源化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの分別、減量化の推進 ・3Rの推進 ・ごみの資源化の推進 ・資源循環の促進
	2-2 廃棄物の適正処理	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみのないまちづくりの推進
3 自然環境との共生	3-1 自然環境の保全・活用	<ul style="list-style-type: none"> ・緑地の保全 ・緑地の整備 ・農地の保全 ・水辺の保全 ・健全な水循環の確保
	3-2 生物多様性の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・生物の生息・生育環境の保全 ・生態系の保全 ・自然とのふれあいの促進
4 生活環境の向上	4-1 生活環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・生活環境の整備 ・良好な生活環境の確保
	4-2 環境に配慮した都市空間づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・住環境の美化・向上 ・グリーンインフラの推進
■分野横断的施策■ 環境教育・活動の充実 環境教育等推進行動計画	1 環境意識の向上と行動する 人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に関する情報発信 ・ライフステージ別環境教育・学習の推進
	2 環境保全活動の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・環境配慮行動の促進 ・環境保全活動のネットワーク構築

第2節 施策の方向性

この節の見方

1 地球温暖化対策の推進

【地球温暖化対策実行計画（区域施策編）・気候変動適応計画】

めざす姿
脱炭素化を推進し、市、市民・市民団体、事業者が、環境に配慮しています。

目的達成度を示す成果指標

項目	現状値	目標値
市内の温室効果ガス排出量	378,000t-CO ₂ (令和2年度)	206,000t-CO ₂
再生可能エネルギーの導入容量	18MW (令和3年度)	74MW

1-1 エネルギー効率の向上

現状と課題

○温室効果ガス排出量は長期的には減少傾向にあります。しかし、国が策定した地球温暖化対策計画では家庭部門のエネルギー削減率の目標を66%（目標年:令和12年、基準年:平成25年）と最も高い削減目標を掲げています。猛暑日[※]や熱帯夜[※]の日数が増加傾向にあるなど地球温暖化の影響は本市も例外ではなく、省エネ・省資源の取組を推進するなど環境への配慮を継続的に行っていく必要があります。

○市民アンケート調査によると、機密性の高い窓・サッシや断熱材、効率の良い給湯器、消費電力や待機電力の少ない家電製品の導入割合は30%台にとどまっています。事業者も省エネ機器への取替えが30%台、断熱性向上や太陽光の取入れの工夫をしている割合は20%台にとどまっており、普及啓発、導入促進が必要になっています。

市の取組

区分	取組の内容	関連課
(1) 家庭部門のエネルギー効率向上		
1	CO ₂ ・CO ₂ （コソコソ）ダイエットプランを普及し、家庭での省エネ・エコライフを促進します。	環境課
2	省エネルギー・低炭素型の製品・サービス・行動を選択する「デコ活 [※] 」の普及啓発を進めます。	環境課
3	HEMS [※] と他の地球温暖化対策設備の一体的導入による電力使用量の「見える化」や省エネルギー診断を進め、省エネルギー設備・製品の普及を推進します。	環境課

※猛暑日：最高気温が35℃以上の日を猛暑日、30℃以上の日を真夏日、25℃以上の日
※熱帯夜：夜間（夕方から翌朝まで）の最低気温が25℃以上のこと。
※デコ活：脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動のこと。二酸化炭素と、環境に良いエコ(Eco)を含む「デコ」と活動・生活を組み合わせた言葉。
※HEMS：Home Energy Management System（ホーム・エネルギー・マネジメントシステム）
※照明等のエネルギー消費機器と、太陽光発電システムや燃料電池などの創エネ機器との蓄エネ機器をネットワーク化し、居住者の快適性やエネルギー使用量の削減

22

分野の名称です。

目標年次においてめざす姿です。

市の取組と市民・市民団体、事業者の取組によって、目標年次に達成すべき成果を表しています。

施策の名称です。

該当するSDGsのアイコンです。

第一次計画期間中の動向や、アンケート結果を踏まえ、本計画においての課題を示しています。

施策を実現するための、市の取組を示しています。

市の取組を、グループ分けした区分の名称です。

市の取組の関連課を示しています。

施策を実現するための、市民・市民団体及び事業者の取組を示しています。

市や市民・市民団体、事業者の取組状況を見る指標です。毎年度進捗状況を把握します。

市民・市民団体、事業者の取組

市民・市民団体の取組	事業者の取組
<ul style="list-style-type: none"> 地球環境問題に関する情報を収集し、正しい知識を身に付け、行動します。 地球環境問題に関心を持ち、温暖化対策、省エネルギーなどに努めます。 デコ活、ゼロカーボンアクション 30[※]活動等、省エネルギーの取組を生活に取り入れます。 CO₂・CO₂（コソコソ）ダイエットプランに取り組み、エネルギー消費量の「見える化」に努めます。 エコマーク[※]製品の購入などグリーン購入に努めます。 急発進等避け、停車中はエンジンを止めるなど、エコドライブに努めます。 次世代自動車の購入・利用に努めます。 車の利用に優先して、公共交通機関や自転車、徒歩での移動に努めます。 緑のカーテンに取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> 地球環境問題に関心を持ち、事業活動における温暖化対策、省エネルギーなどに努めます。 省エネルギー型の製品づくりや販売促進、物流の効率化など省エネルギーに努めます。 「カーボンフットプリント」に取り組みます。 サプライチェーン[※]の見直しを進め、脱炭素型の事業活動への転換を図ります。 環境マネジメントシステム[※]（エコアクション21[※]、ISO14001、エコステージ[※]、グリーン経営認証[※]など）の導入に努めます。 車を使用する際は、エコドライブを心がけます。 次世代自動車の購入・利用に努めます。 脱炭素に貢献するDX[※]（デジタルトランスフォーメーション）を進めます。 テレワークの推進など環境に配慮した企業経営を進めます。 エコマーク製品の購入などグリーン購入に努めます。 緑のカーテンに取り組みます。

指標

指標項目	現状値	目標値
市内の温室効果ガス排出量	378,000t-CO ₂ (令和2年度)	206,000t-CO ₂
市内を運行する鉄道、バスの利用者数	12,290 千人	13,619 千人
行政活動による温室効果ガス排出量	7,423t-CO ₂	3,493t-CO ₂

※各指標の「現状値」は、原則令和4年度に取得した値を掲載しています。それ以外の年度に取得した値は、取得年度を（ ）で示しています。「目標値」は令和15年度の長期目標値です。

SDGs の設定について

本計画では、各施策の方向性に関係が深い SDGs を設定しています。

■SDGs の 17 の目標

 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>1. 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>10. 人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する</p>
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>2. 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>11. 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>3. すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>	 <p>12 つくる責任つかう責任</p>	<p>12. つくる責任つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>4. 質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>	 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>13. 気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>5. ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う</p>	 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p>14. 海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>6. 安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>	 <p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	<p>15. 陸の豊かさも守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p>	 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>16. 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>8. 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する</p>	 <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>	<p>17. パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>9. 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>		

1 地球温暖化対策の推進

【地球温暖化対策実行計画（区域施策編）・気候変動適応計画】

めざす姿

脱炭素化を推進し、市、市民・市民団体、事業者が、環境に配慮しています。

目的達成度を示す成果指標

項目	現状値	目標値
市内の温室効果ガス排出量	378,000t-CO ₂ (令和2年度)	206,000t-CO ₂
再生可能エネルギーの導入容量	18MW (令和3年度)	74MW

1-1 エネルギー効率の向上



現状と課題

- 温室効果ガス排出量は長期的には減少傾向にあります。しかし、国が策定した地球温暖化対策計画では家庭部門のエネルギー削減率の目標を66%（目標年:令和12年、基準年:平成25年）と最も高い削減目標を掲げています。猛暑日^{*}や熱帯夜^{*}の日数が増加傾向にあるなど地球温暖化の影響は本市も例外ではなく、省エネ・省資源の取組を推進するなど環境への配慮を継続的に行っていく必要があります。
- 市民アンケート調査によると、機密性の高い窓・サッシや断熱材、効率の良い給湯器、消費電力や待機電力の少ない家電製品の導入割合は30%台にとどまっています。事業者も省エネ機器への取替えが30%台、断熱性向上や太陽光の取入れの工夫をしている割合は20%台にとどまっており、普及啓発、導入促進が必要になっています。

市の取組

区分	取組の内容	関連課
(1) 家庭部門のエネルギー効率向上		
1	CO ₂ ・CO ₂ （コツコツ）ダイエットプランを普及し、家庭での省エネ・エコライフを促進します。	環境課
2	省エネルギー・低炭素型の製品・サービス・行動を選択する「デコ活 [*] 」の普及啓発を進めます。	環境課
3	HEMS [*] と他の地球温暖化対策設備の一体的導入による電力使用量の「見える化」や省エネルギー診断を進め、省エネルギー設備・製品の普及を推進します。	環境課

^{*}猛暑日：最高気温が35℃以上の日を猛暑日、30℃以上の日を真夏日、25℃以上の日を夏日という。

^{*}熱帯夜：夜間（夕方から翌朝まで）の最低気温が25℃以上のこと。

^{*}デコ活：脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動のこと。二酸化炭素（CO₂）を減らす（DE）脱炭素（Decarbonization）と、環境に良いエコ（Eco）を含む「デコ」と活動・生活を組み合わせた言葉。

^{*}HEMS：「Home Energy Management System（ホーム・エネルギー・マネジメント・システム）」の略称。住宅のエアコンや給湯器、照明等のエネルギー消費機器と、太陽光発電システムや燃料電池などの創エネ機器と、発電した電気等を備える蓄電池や電気自動車などの蓄エネ機器をネットワーク化し、居住者の快適性やエネルギー使用量の削減を目的に、エネルギーを管理するシステムのこと。

区分	取組の内容	関連課
4	家庭へのゴーヤの苗の配布事業を継続します。	環境課
(2) 産業・業務部門のエネルギー効率向上		
1	企業における省エネルギーを推進する人材の育成を支援します。	産業課 環境課
2	「カーボン・フットプリント※」「フードマイレージ※」などの考え方について、普及促進を図ります。	環境課
3	企業のカーボンニュートラルやエコアクション※等によるエネルギー効率化及び効率的経営につながる環境配慮行動を促進します。	産業課 環境課
4	市内金融機関による事業者の脱炭素の取組に対する支援について情報発信します。	産業課 環境課
5	環境配慮行動に取り組む市内事業者に対する「エコ活動認定制度（仮称）」を創設します。	環境課
6	エコマーク製品の購入などグリーン購入※を促進します。	環境課
7	尾張旭市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、温室効果ガス排出量の削減に向けた取組を加速させます。	環境課
8	公共施設で緑のカーテン事業を実施します。	環境課 施設所管課 等
9	公用車の購入時や買替時に、次世代自動車※の導入及び関連設備の整備を促進します。	財政課
10	散気装置やポンプ設備の更新時に、エネルギー効率の良い機器の導入を促進します。	浄化センター
(3) 運輸部門のエネルギー効率向上		
1	地産地消、旬産旬消により輸送に係る温室効果ガスの削減につなげるとともに、食品ロスの削減と合わせた経済活動を啓発します。	産業課 環境課 公園農政課
2	公共交通網の充実に努めます。	都市計画課
3	各駅周辺の自転車等駐車場の維持管理をはじめ、駅・駅周辺施設の充実ににより、公共交通の利用を促進します。	市民活動課 都市計画課 都市整備課
4	次世代自動車の導入を促進します。	環境課
5	「尾張旭市立地適正化計画」に基づき中心拠点、生活拠点への暮らしに必要な都市施設の集約をはじめ、居住地と地域公共交通を連携させ、コンパクト・プラス・ネットワーク※のまちづくりを推進します。	都市計画課
6	歩行空間の整備や維持管理のほか、自転車通行空間の整備を推進します。	都市計画課 都市整備課 土木管理課
7	生活道路整備基本計画に基づき、未整備地区の基盤整備を進めるとともに、老朽化した公共施設の長寿命化を推進します。	財政課 都市計画課 都市整備課 土木管理課

※**カーボンフットプリント**：商品やサービスの原材料調達、生産、使用、廃棄に伴う各過程で排出される温室効果ガス排出量をCO₂排出量に換算して表示すること。

※**フードマイレージ**：食料の生産地から消費者の食卓に並ぶまでの輸送にかかった「食料の重さ×運ばれた距離」で表される指標のこと。フードマイレージの数値が高くなると、輸送に関わるエネルギーや燃料の使用が増え、二酸化炭素の排出量も増加すると考えられる。

※**エコアクション**：組織や事業者などが、二酸化炭素排出量、廃棄物排出量などの環境負荷を削減する自主的な取組のこと。

※**グリーン購入**：商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境に与える影響ができるだけ小さいものを選んで優先的に購入すること。

※**次世代自動車**：ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車、CNG（圧縮天然ガス）自動車等。

※**コンパクト・プラス・ネットワーク**：都市全体の構造を見渡しなが、住宅及び医療・福祉・商業その他の居住に関連する施設の誘導と、それと連携した地域公共交通ネットワークの再編を行うまちづくりのこと。

市民・市民団体、事業者の取組

市民・市民団体の取組	事業者の取組
<ul style="list-style-type: none"> ●地球環境問題に関する情報を収集し、正しい知識を身につけ、行動します。 ●地球環境問題に関心を持ち、温暖化対策、省エネルギーなどに努めます。 ●デコ活、ゼロカーボンアクション 30※活動等、省エネルギーの取組を生活に取り入れます。 ●CO₂・CO₂（コツコツ）ダイエットプランに取り組み、エネルギー消費量の「見える化」に努めます。 ●エコマーク※製品の購入などグリーン購入に努めます。 ●急発進等を避け、停車中はエンジンを止めるなど、エコドライブに努めます。 ●次世代自動車の購入・利用に努めます。 ●車の利用に優先して、公共交通機関や自転車、徒歩での移動に努めます。 ●緑のカーテンに取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●地球環境問題に関心を持ち、事業活動における温暖化対策、省エネルギーなどに努めます。 ●省エネルギー型の製品づくりや販売促進、物流の効率化など省エネルギーに努めます。 ●「カーボンフットプリント」に取り組みます。 ●サプライチェーン※の見直しを進め、脱炭素型の事業活動への転換を図ります。 ●環境マネジメントシステム※（エコアクション21※、ISO14001、エコステージ※、グリーン経営認証※など）の導入に努めます。 ●車を使用する際は、エコドライブを心がけます。 ●次世代自動車の購入・利用に努めます。 ●脱炭素に貢献するDX※（デジタルトランスフォーメーション）を進めます。 ●テレワークの推進など環境に配慮した企業経営を進めます。 ●エコマーク製品の購入などグリーン購入に努めます。 ●緑のカーテンに取り組みます。

指標

指標項目	現状値	目標値
市内の温室効果ガス排出量	378,000t-CO ₂ (令和2年度)	206,000t-CO ₂
市内を運行する鉄道、バスの利用者数	12,290 千人	13,619 千人
行政活動による温室効果ガス排出量	7,423t-CO ₂	3,493t-CO ₂

※**ゼロカーボンアクション 30**：脱炭素社会の実現に向け、一人ひとりがライフスタイル転換のために取り組む30の取組（アクション）のこと。

※**エコマーク**：様々な商品やサービスの中で、生産から廃棄にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品につけられる環境ラベルのこと。

※**サプライチェーン**：商品や製品が消費者の手元に届くまでの、調達、製造、在庫管理、配送、販売、消費といった一連の流れのこと。

※**環境マネジメントシステム**：環境に関する経営方針や計画を立て、実施し、点検し、是正するという手順を体系的、継続的に実行していくことにより、企業等の組織が環境に与える影響を改善するための仕組み。環境マネジメントシステムの代表的なものとして、国際標準化機構(International Organization for Standardization)が定めた国際規格 ISO14001 などがある。

※**エコアクション 21**：中小事業者の環境への取組を推進するとともに、その取組を効果的・効率的に実施するため、中小事業者でも容易に取り組めるようにした環境マネジメントシステムのこと。環境省が策定し、現在は一般財団法人持続性推進機構が平成16年(2004年)10月からスタートした「エコアクション21認証・登録制度」を実施している。

※**エコステージ**：ISO14001の意図を踏まえつつ、従来の経営管理システムを基盤として、そこに「環境」という視点を導入することで、「経営とリンクした環境マネジメントシステム」へ進化させようとするもの。5つのステージがあり、段階的にレベルアップしていくことで、ISO14001の取得なども視野に入れた経営改善を図ることができる。

※**グリーン経営認証**：環境保全を目的とした取組を行っている運輸事業者（トラック、バス、タクシー、旅客船、内航海運、港湾運送、倉庫）に対する認証制度のこと。公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団が認証・登録を行っている。

※**DX**：デジタル技術を活用して製品やサービス、事業モデルを変革していくこと。

CO₂・CO₂ダイエットプラン

地球温暖化の原因となっているCO₂（二酸化炭素）を減らす、環境にやさしい生活（エコライフ）の行動メニューのこと。

市では、1か月間取り組んでいただいた方に記念品を贈呈しています。

- (例)・だれもない部屋の照明はこまめに消す。
- ・冷暖房を1日1時間短縮する。
 - ・冷蔵庫にもものを詰め込みすぎない。



緑のカーテン

夏の節電、CO₂削減の省エネ対策として、ゴーヤやアサガオなど、つる性の植物を育てて作る自然のカーテンのこと。緑のもたらす涼しさを体感したり、素敵なグリーンインテリアを楽しんだりすることができます。

市の取組として、市公共施設で実施しているほか、市民の皆さんに苗をお配りしています。



1-2 再生可能エネルギーの導入・利用促進



現状と課題

- 太陽光発電設備など再生可能エネルギー設備の設置は増えていますが、再生可能エネルギー導入のポテンシャルはまだまだ大きく、さらに再エネ設備の普及促進、省エネ、環境への配慮の啓発を進めていく必要があります。
- 公共施設の屋根貸しによる太陽光発電設備の設置や、上水道施設貸し出しによるマイクロ水力発電の導入等再生可能エネルギーの導入を進めてきました。こうした新しい再エネ導入方法の情報提供・啓発を行い、家庭や事業所における PPA モデル※導入などを促進していく必要があります。
- 事業者アンケート調査によると、ソーラーシステムなど自然エネルギーの導入や、廃熱利用を行っている事業者の割合は2割弱となっていますが、今後取り組みたいとする事業を加えると5割を超えるため、再生可能エネルギーの導入をより促進していく必要があります。

市の取組

区分	取組の内容	関連課
(1) 再生可能エネルギーの導入促進		
1	環境省の補助金・交付金等を活用し、再生可能エネルギー設備の設置を促進します。	環境課
2	再生可能エネルギーの賦存量・利用可能量の調査を行います。	環境課
3	ZEB※導入の検討、再生可能エネルギーの導入及び照明の LED 化の促進など、公共施設への再生可能エネルギー設備の導入を加速させます。	環境課 施設所管課 等
(2) 再生可能エネルギーの利用促進		
1	太陽光・太陽熱エネルギー・風力及びバイオマスエネルギー※などについて、市民・事業者へ情報提供・啓発を行い、太陽光発電システムの設置や PPA モデルの活用等により、再生可能エネルギーの利用を促進します。	産業課 環境課
2	エネルギーを地域で創り、地域で消費するエネルギーの地産地消の研究を進めます。	環境課

※**PPA モデル**：「Power Purchase Agreement（電力購入契約）」の略称。設備設置事業者が施設に太陽光発電システムを設置し、施設側は設置された設備で発電した電気を購入する契約のこと。施設側は設備を所有しないため、初期費用の負担や設備の維持管理をすることなく、再生可能エネルギーの電気を使用することができる。

※**ZEB**：「Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）」の略称。快適な室内環境を実現しながら、高断熱化・日射遮蔽、自然エネルギー利用、高効率設備により、できる限りの省エネルギーに努め、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、建物で消費する年間のエネルギーの収支をゼロにすることをめざした建物のこと。

※**バイオマスエネルギー**：生物体（植物、動物等）から利用できるエネルギー資源のこと。バイオマスのエネルギー利用としては、燃焼して発電を行うほか、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化や、ユーカリなどの炭化水素を含む植物から石油成分を抽出する方法などがある。ごみや下水汚泥などの廃棄物に含まれている有機分の利用も研究されており、廃棄物処理と石油代替エネルギーの両方に役立つ。

市民・市民団体、事業者の取組

市民・市民団体の取組	事業者の取組
<ul style="list-style-type: none"> ● PPA モデルなど太陽光発電システムについての情報収集に努め、導入を検討します。 ● 電力の購入先を選ぶにあたっては、再生可能エネルギー由来の電力を利用するよう努めます。 ● 住宅を新築、改築する際は、再生可能エネルギーの導入や省エネ対策を行い、住まいのゼロエネルギー化を進めます。 ● 市が行う再生可能エネルギーの調査・研究に協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 建築物の新築や建て替え時にはZEBを検討します。 ● 再生可能エネルギー施設を設置する際は地域の環境との調和に配慮します。 ● 事業所での再エネ発電・蓄電システムの導入や発電電力の地域への供給などエネルギーの地産地消に取り組みます。 ● 電力の購入先を選ぶにあたっては、再生可能エネルギー由来の電力を利用するよう努めます。 ● 市が行う再生可能エネルギーの調査・研究に協力します。

指標

指標項目	現状値	目標値
再生可能エネルギー設備を導入した公共施設数	16 施設	21 施設
再生可能エネルギー設備導入に対する補助事業等により導入した設備等の数	1,300 台	2,000 台

1-3 地球温暖化への適応



現状と課題

- 経年的に年間降水量や年平均気温が増加傾向にあり、災害発生が増加や熱中症患者の増加の懸念があります。
- 災害時の停電に対応するため、公共施設や事業所等において再生可能エネルギー発電施設や蓄電池等による自立分散型電源への移行を促進するなどの取組が求められています。
- 健康被害が発生し得るような極端な高温時等に備えるため、クーリング施設（指定暑熱避難施設※）の周知・利用の啓発などを進め、暑さ対策、熱中症対策に取り組んでいますが、さらに普及を図っていく必要があります。
- 市民アンケート調査によると、クールシェア・ウォームシェアスポット※の充実への取組に対する満足度・重要度はともに割合が低くなっていますが、地球温暖化対策の一環として、このような取組や場の周知を図りながら、様々な気候変動への適応を進めるための情報収集や発信が必要となっています。

市の取組

区分	取組の内容	関連課
(1) 農業に関する適応策		
1	農地の適正利用や集積・集約により、耕作放棄地の発生防止を図り、農地の保全に努めます。	公園農政課
2	特産品の普及促進を進め、地域産業の創出につなげます。	産業課 公園農政課
(2) 水環境・水資源、自然生態系、自然災害に関する適応策		
1	ハザードマップ※などを普及促進し、洪水リスクの周知を行い市民の防災意識の向上を図るとともに、的確かつ迅速な避難情報の提供に努めます。	危機管理課
2	災害廃棄物の適正かつ迅速な処理と、生活環境の保全・公衆衛生の悪化防止に努めます。	危機管理課 環境課
3	災害時の停電に対応するため、再生可能エネルギー等による自立分散型電源への移行などの対策を進めます。	危機管理課 環境課
4	市内の自然環境や動植物の生態や外来生物※の生息・育成状況を把握するとともに、市域の生物への気候変動の影響の把握に努めます。	環境課
(3) 人の健康や生活に関する適応策		
1	熱中症の予防について、きめ細やかな情報発信・啓発により注意喚起を行います。	健康都市推進室 健康課 文化スポーツ課 消防署

※指定暑熱避難施設：極端な高温時に暑さを避けるため、一時的に不特定の者が利用できる冷房設備を有する施設のこと。改正気象変動適応法の施行（令和6年度予定）により、指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）を市町村長が指定できるようになっている。

※クールシェア・ウォームシェアスポット：夏の暑い日や冬の寒い日に、家庭のエネルギー消費を抑えるため、公共施設や商業施設に出かけたりするなど、みんなで過ごすのに適した場所のこと。

※ハザードマップ：自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図のこと。

※外来生物：ある地域に人為的(意図的又は非意図的)に導入されることにより、その自然分布域を越えて生息又は生育することとなる生物。

区分	取組の内容	関連課
2	市内の冷房設備を有する施設において、クーリング施設（指定暑熱避難施設）として指定する施設を増やします。	健康都市推進室 健康課 環境課
3	蚊の増加による感染症の予防とまん延防止に向け、環境の改善及びホームページによる感染症に関する情報提供を行います。	健康課 環境課
4	ヒートアイランド現象※に対応した都市インフラの整備や新技術の導入に努めます。	都市計画課 都市整備課 公園農政課

市民・市民団体、事業者の取組

市民・市民団体の取組	事業者の取組
<ul style="list-style-type: none"> ● 地元の農産物の購入や農業体験などを通して農業への理解を深めます。 ● ハザードマップを確認し、日頃から災害への備えに努めます。 ● 熱中症対策の情報を収集し、クーリング施設（指定暑熱避難施設）等を活用して予防に努めます。 ● 災害時の自立分散型エネルギー源として、太陽光発電設備や蓄電池、電気自動車によるV2H※などの導入を検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境保全型農業※の推進に努め、安心できる地元の農産物を消費者に提供します。 ● 低農薬・無農薬・有機栽培農作物の販売、使用に努めます。 ● 再生可能エネルギーと蓄電池を用いた災害時の自立分散型エネルギー源の確保を検討します。 ● 熱中症対策に関心を持ち、事業所内での対策の実施及びクーリング施設（指定暑熱避難施設）への協力に努めます。

指標

指標項目	現状値	目標値
農地面積	105.9ha	100ha
防災アプリの累計登録者数	3,400人	10,000人
熱中症搬送患者数	32人	32人
クーリング施設（指定暑熱避難施設）の設置箇所数	31箇所 (令和5年度)	40箇所

熱中症

熱中症は、気温・室温が高いなどの環境で、体温調節の機能が働かず、体内に熱がこもってしまうことで起こります。誰でもなる可能性があり、運動中だけでなく、室内でも危険なことがあります。最悪の場合、生命にかかわる病気です。

日本の夏は、気温や湿度が高く、蒸し暑いという特徴があります。都市化によるヒートアイランド現象と地球の温暖化があいまって、日本各地の気温は上昇傾向にあり、暑熱環境はより厳しくなっています。

※ヒートアイランド現象：郊外と比べて都市部の気温が高くなり、等温線を描くとあたかも都市を中心とした「島」があるように見えることをいう。都市部でのエネルギー消費に伴う熱の大量発生と、都市の地面の大部分がコンクリートやアスファルトなどに覆われて乾燥化した結果、夜間気温が下がらない事により発生する。

※V2H：「Vehicle to Home（ビークル・トゥ・ホーム：車から家へ）」の略称。自動車と家の間で電力を相互供給すること。常時は電気自動車等へ充電し、停電発生などの非常時は電気自動車等から家へ給電するなどが可能なシステム。

※環境保全型農業：化学肥料や農薬の投入をなるべく減らし、家畜ふん尿などを再生利用することにより、環境への負荷をできるだけ減らすような農業のこと。

2 資源循環の推進

めざす姿

環境負荷の少ない循環型社会づくりに向け、ごみの減量・資源化が推進されています。

目的達成度を示す成果指標

項目	現状値	目標値
処分ごみの排出量	20,270t	16,701t
水切りや分別の徹底によりごみ減量化を行っている市民の割合	72.3%	80%

2-1 ごみ減量・資源化の推進



現状と課題

- 燃えるごみにおける資源物の混入割合は、新型コロナウイルス感染症の影響により増えていきます。引き続きごみの発生を抑制する取組や、リサイクルの推進が必要です。
- ごみの資源化では、リサイクルひろばクルクルの開設、小型家電の回収を実施しているほか、市民団体による生ごみの堆肥化や子ども会や町内会の資源回収、民間事業者による分別回収が行われています。引き続き、ごみの分別排出の浸透、資源化の推進等が必要です。
- 市民アンケート調査によると、普段環境づくりのために行っていることとして「リサイクルマーケット*や、リサイクルショップを利用している」人が約5割となっており、平成26年(2014年)の調査時に比べ約10ポイントの高まりが見られます。こうした活動をさらに促進し、循環型社会の構築に向けた機運を高めていくことが求められます。

市の取組

区分	取組の内容	関連課
(1) ごみの分別、減量化の推進		
1	食品ロス削減に向けた行動の習慣化など、ごみの減量を取り入れたエコライフを促進します。	環境課
2	分別が不十分なごみは取り残し措置を行い、必要に応じて開封調査・指導を行います。	環境事業センター
3	過剰包装をしない、詰め替え商品の購入、ペーパーレス*化など、ごみの発生抑制につながる行動を推進します。	各課

*リサイクルマーケット：ごみの減量化や資源の有効利用に役立てることを目的に、公園や駐車場等を会場に住民が不要な品物を持ち寄り、安い値段で販売すること。

*ペーパーレス：紙で運用されていた文書・書類・資料などを電子化して活用し、環境保全をはじめ、業務の効率化、コスト削減を図ること。

(2) 3Rの推進

1	再使用（リユース※）に関する情報を発信し、民間事業者と連携したリユースの仕組みを確立します。	環境課
2	資源ごみ回収団体活動奨励金制度の実効性を高めながら、ごみの減量と資源化を各種団体と共に積極的に進めます。	環境課
3	地域と連携し、ごみ集積所の配置や管理のあり方を検討します。	環境事業センター
4	新たな資源ごみの分別を検討し、処分ごみの減量を図ります。	環境課 環境事業センター
5	図書館のリサイクル本について、他の公共施設等での再活用や地域住民へ無償譲渡を行います。	図書館

(3) ごみの資源化の推進

1	剪定枝、木製品の再生利用を進めます。	環境課
2	家庭やふれあい農園などにおける生ごみの堆肥化を進めます。	環境課 公園農政課
3	学校給食における廃油等の資源化を進めます。	学校給食センター

(4) 資源循環の促進

1	リサイクル・再利用などにより資源を循環させる「循環経済（サーキュラーエコノミー）」の啓発・普及に努めます。	環境課
---	---	-----

市民・市民団体、事業者の取組

市民・市民団体の取組	事業者の取組
<ul style="list-style-type: none"> ● 食品ロスを出さないように努めます。 ● マイバッグ・マイボトル・マイ箸・マイ傘袋を使うよう努めます。 ● 過剰包装は断るよう努めます。 ● 3R（リデュース※、リユース、リサイクル）に努めます。 ● ごみを確実に分別し、資源の分別排出を推進します。 ● 生ごみ処理機などを活用し、生ごみの堆肥化に努めます。 ● 3キリ（水キリ、使いキリ、食べキリ）運動に取り組みます。 ● 子ども会や町内会などが行う集団回収に積極的に協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 電子メディア等の利用によるペーパーレス化に取り組みます。 ● フードドライブ※やフードシェアリングサービス※に協力します。 ● 3R（リデュース、リユース、リサイクル）に努めます。 ● 生ごみの堆肥化に努めます。 ● 剪定枝の資源化に努めます。 ● 事業活動にサーキュラーエコノミーの視点を取り入れます。 ● ソーラーシェアリング※の導入可能性について検討します。

※リユース：使用済み製品を回収し、製品や部品に適切な処置を加えることで製品・部品として再利用を図ること。

※リデュース：資源をできる限り大切に使い、無駄な消費を控え、廃棄物の発生自体を抑制すること。

※フードドライブ：家庭で余っている未開封のもので、常温で保存でき、賞味期限が一定期間（受付先が設定する期間）以上残っている食品を持ち寄り、社会福祉施設や団体等に寄付する活動のこと。

※フードシェアリングサービス：食品ロス削減に関する取組の一つで、廃棄されてしまう可能性のある商品を消費者のニーズとマッチングさせることで、食品ロスの発生や無駄を減らすサービスのこと。

※ソーラーシェアリング：農地に支柱等を立てて、その上部に設置した太陽光発電パネルを使って日射量を調節し、太陽光を農業生産と発電とで共有する取組のこと。

指標

指標項目	現状値	目標値
ごみ残置シール貼付数	4,672 件	3,970 件
燃えるごみ中の資源ごみ混入率	25.4%	18.2%
処分ごみの排出量	20,270t	16,701t

3キリ

家庭から出る燃えるごみのうち、最も多いのは生ごみです。生ごみは、約80%が水分といわれていて、燃えるごみを減量するためには、生ごみに含まれる水分を減らすことが重要です。水分が多い生ごみは、焼却するとき多くのエネルギーを必要とするため、焼却施設に大きな負担がかかり、処理にかかる費用も増加します。「食材は買い過ぎず使い切るようにする」「定期的に冷蔵庫を確認する」など、まだ食べられる食品を廃棄しないよう、家庭で食品ロスの削減に取り組むことが大切です。

▼生ごみや食品ロスを減らすためのごみ減量「3キリ」運動

- 水キリ(生ごみに含まれる水分を減らす。)
- 使いキリ(使いきるだけの食材を購入する。余ったら冷凍保存などする。)
- 食べキリ(食べられるだけの食事をつくる。)



2-2 廃棄物の適正処理



現状と課題

- ごみ減量、リサイクルやリユースを進めても、ごみは発生します。発生したごみは、晴丘センター(尾張東部衛生組合)で適正な処理が行われています。しかし、家庭や事業所での焼却や不法投棄に関する苦情、不適切な排出による事故も発生しており、対策が求められています。
- ごみ処理に関する問題点の周知、法規制遵守の指導などにより、引き続きごみの適正処理に努めることが求められています。
- 市民アンケート調査によると、これまで参加したことがある環境保全活動において、「ごみ処理施設や下水道処理施設などの見学、ごみ収集体験」の参加割合は1割強と少なくなっていますが、今後の参加意向では約4割と増加しており、廃棄物処理に対する市民の関心が高まっています。

市の取組

区分	取組の内容	関連課
(1) ごみのないまちづくりの推進		
1	あさひ訪問収集の充実や効率的なごみの収集運搬体制を整えます。	環境事業センター
2	廃棄物の不法投棄や違法な焼却処理に対する監視・指導を強化します。	環境課 環境事業センター

市民・市民団体、事業者の取組

市民・市民団体の取組	事業者の取組
<ul style="list-style-type: none"> ●ごみ出し指導に協力します。 ●ごみ集積所の適正管理に努めます。 ●廃棄物の不法投棄や違法な焼却処理を見つけたら市や関係行政機関に連絡します。 ●ごみ処理施設を見学するなど、ごみ処理の実態を学びます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●ごみの現状に関心を持ちます。 ●事業系ごみの分別徹底と資源化を進めます。 ●廃棄物関連法規を遵守します。

指標

指標項目	現状値	目標値
市民一人一日当たりの家庭系処分ごみ排出量	520g/人日	420g/人日

3 自然環境との共生

めざす姿

多様な動植物が生息・生育できる環境が保全され、生物多様性が保たれています。

目的達成度を示す成果指標

項目	現状値	目標値
緑地面積	623.9ha	620.0ha
緑の多さに満足している市民の割合	72.3%	75%
自然とのふれあいに満足している市民の割合	59.1%	66%

3-1 自然環境の保全・活用



現状と課題

- 本市は宅地開発などにより発展してきましたが、その一方で、森林や農地が減少しています。緑被率は近隣市の中では低く、都市開発により減少傾向にあります。
- 矢田川や天神川、ため池により、豊かな水辺の空間を創出しています。市民アンケート調査では、将来の環境をあらわすキーワードとして、「豊かな緑や水辺に囲まれたまち」が最も支持されました。
- 令和元年度（2019年度）に第70回全国植樹祭が本市で開催されました。現在は理念継承事業が行われており、今後とも緑と水辺を守る取組や、緑化、生態系の保全を進めていく必要があります。

市の取組

区分	取組の内容	関連課
(1) 緑地の保全		
1	都市農地は、ヒートアイランド現象を緩和したり、生物多様性を保全するなどの多面的機能を有することから、その機能を周知するとともに、緑地保全への理解を求めます。	公園農政課
2	自然環境の改変を伴う公共事業を行う場合には、影響の低減に努めます。	企画課 都市計画課 都市整備課 公園農政課
3	計画的な土地利用を推進し、緑地等の確保に努めます。	企画課 都市計画課
4	緑地や保存樹※等の適切な保全に努めます。	公園農政課 文化スポーツ課
5	備品や消耗品等の身のまわりのものを木に変えるウッドチェンジや、木材の利用に努めます。	公園農政課 各課

※保存樹：良好な自然環境を保存するため、保存する必要があると認められ、所有者の同意を得て指定された樹木のこと。樹木の1.5mの高さにおける幹の周囲が1m以上かつ樹木の高さが12m以上のもの。

(2) 緑地の整備

1	助成等により民有地緑化を促進します。	公園農政課
2	公共施設や街路の緑化を推進し、その際には在来種の植樹に配慮します。	都市計画課 都市整備課 土木管理課 公園農政課 施設所管課 等
3	全国植樹祭の理念を継承する事業を実施します。	公園農政課 各課

(3) 農地の保全

1	景観形成作物 [※] により、遊休農地の活用に努めます。	公園農政課
2	担い手農家への集積や営農組織による活用など、効率的な営農を支援します。	公園農政課
3	可能な範囲で環境保全型農業を推進します。	公園農政課
4	農業体験や交流の場の機会を設け、農業への理解と関心の向上を働きかけます。	公園農政課
5	地場農産物の販売や市内の学校給食等への提供など、地産地消を推進します。	公園農政課 学校給食センター

(4) 水辺の保全

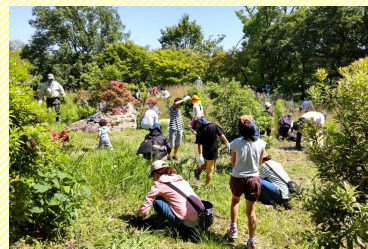
1	河川やため池が安全で豊かな自然とふれあえる憩いの場となるよう、整備・活用していきます。	公園農政課
2	市民や事業者などの協力を得て、水辺とのふれあいの場の確保に努めます。	公園農政課

(5) 健全な水循環の確保

1	雨水利用や節水など社会情勢に応じた水の有効利用の普及啓発や、下水道接続により不要となった浄化槽を雨水貯留槽に転用する費用を補助します。	経営政策課 下水道課
2	有害物質の地下浸透防止の指導に努めながら、雨水を地下浸透させる透水性舗装 [※] の整備等により地下水のかん養を図ります。	環境課 都市計画課 都市整備課 土木管理課

第70回全国植樹祭理念継承事業

尾張旭市では、令和元年6月2日に天皇皇后両陛下のご臨席のもと全国植樹祭が開催されました。全国植樹祭の思いをつなぐ活動として、会場となった森林公園を清掃する「グリーンリレー」など様々な事業を行っています。



[※]景観形成作物：景観向上のために農地で栽培するコスモスなどの作物。

[※]透水性舗装：道路や地表の舗装面上に降った雨水を、間隙（かんげき）が多い舗装材の特質を利用して地中に浸透させる舗装工法のこと。主に都市部の歩道などに使用される例が多く、地下水の保全や都市型洪水の防止効果がある。

市民・市民団体、事業者の取組

市民・市民団体の取組	事業者の取組
<ul style="list-style-type: none"> ● 緑に親しみ、自然の大切さを学びます。 ● 緑地の保全活動に参加・協力します。 ● ガーデニングや生垣設置など、家の周囲に緑を増やします。 ● 全国植樹祭理念継承事業に参加します。 ● 地元の特産品の購入や農業体験などを通して農業への理解を深めます。(再掲) ● 河川やため池にごみを捨てないようにします。 ● 水辺の環境美化活動に積極的に参加します。 ● 地域で水辺の保全と管理の問題について話し合います。 ● 節水を心がけます。 ● 雨水浸透ますや駐車場の透水性舗装の導入に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 緑地の保全活動に参加・協力します。 ● 全国植樹祭理念継承事業に参加します。 ● 健全な農業活動を行い、地域の農業をPRします。 ● 安心できる地元の農産物を消費者に提供します。 ● 市民団体や地域の環境保全活動に積極的に参加します。 ● 低農薬・無農薬・有機栽培農作物の使用・販売に努めます。 ● 雨水浸透ますや透水性舗装の導入に努めます。

指標

指標項目	現状値	目標値
緑地面積	623.9ha	620.0ha
農地面積	105.9ha	100ha
全国植樹祭開催理念を継承する事業数	21 事業	25 事業

3-2 生物多様性の保全



現状と課題

- 動植物の生息・生育環境の保全に向け、市民・市民団体による緑地や河川、公園の保全や環境美化活動などが行われてきたほか、希少種の適切な保護のための観察会や生息地域の環境整備などに取り組んできました。今後も緑と水辺を守る取組や、緑化、生態系の保全に関する取組を進めるとともに、生物多様性について啓発を進めていく必要があります。
- 特定外来生物などの侵入により、本来の生態系が崩れてしまうことが大きな問題となっており、対策が求められています。動植物保護のための調査等や生息・生育環境への配慮に努める必要があります。
- 市民アンケート調査によると、自然を体験する活動、緑化活動、動植物の保護や里山※の保全などの活動などの活動経験が低くなっており、参加しやすい機会づくりや啓発に取り組む必要があります。

市の取組

区分	取組の内容	関連課
(1) 生物の生息・生育環境の保全		
1	市内の自然環境の分布や動植物の生息・生育状況に関する実態調査を行い、動植物の生息・生育環境の保全や希少種の適切な保護に努め、市の自然環境の保全と活用の取組を進めます。	環境課 公園農政課 文化スポーツ課
2	残された里山などの緑地や水辺の保全を推進するとともに、その生物環境に十分配慮した整備・管理を行います。	公園農政課
(2) 生態系の保全		
1	市民参加による自然保護活動を促進します。	環境課 公園農政課
2	重要な自然や生物の生息・生育の可能性を示した「生物多様性ポテンシャルマップ※」の活用を進めます。	環境課
3	外来生物の駆除により生態系の保全に取り組めます。	環境課
(3) 自然とのふれあいの促進		
1	生態系に配慮しつつ、緑や水辺が身近に感じられる公園や広場等の確保・整備をします。	公園農政課
2	市民や事業者等の協力を得て、休耕田や里山、学校、公園などを利用した自然とのふれあいや自然の大切さを学習する機会を提供します。	暮らし政策課 環境課 公園農政課 学校教育課
3	民有地における緑化の推進や森と緑を健全に維持していくための環境学習・体験活動に関する取組を進めます。	公園農政課 学校教育課
4	建築物における木材の利用促進に関する方針に基づき、新たに整備する建築物は原則木造化とします。	公園農政課 施設所管課等

※里山：集落近くにあり、山菜や薪炭用木材などの採取に利用されてきた森林の総称で、里山林にはナラ類やシイ・カシ類の優占する雑木林、鎮守の森のような照葉樹林も含まれ、地域により独自の景観を形成している。近年は環境保全上の価値及び歴史・文化的価値が見直されつつある。

※生物多様性ポテンシャルマップ：地域の生物多様性の状況を地図上に整理したもの。愛知県では、県域全体の10万分の1の地図に、実際に指標種の生息が確認されている場所のほか、森や草地、水辺などの分布や広さといった環境条件から、指標種のすみかとして適している場所（生態系ネットワークの形成において大切と考えられる場所）を予測して示している。

市民・市民団体、事業者の取組

市民・市民団体の取組

- 市内に生息・生育する動植物に関心を持ち、動植物を大切にします。
- 野生動植物の生息・生育場所の保全に協力します。
- 良好な生態系を保全するため、特定外来生物などを自然に放さないようにします。

事業者の取組

- 動植物の保護活動に協力します。
- 自然環境の整備や改変の際には、動植物への影響を最小限に抑える手法を検討します。
- 愛知県産木材製品の使用を検討します。

指標

指標項目	現状値	目標値
公園等の面積	443.4ha	445ha
自然観察会の実施回数	6回	6回

4 生活環境の向上

めざす姿

水資源の保全をはじめとする良好な生活環境の確保とともに、緑豊かな美しいまちなみが維持・形成されるなど、安心して快適に暮らせる都市空間が創出されています。

目的達成度を示す成果指標

項目	現状値	目標値
生活のしやすさに満足している市民の割合	68.2%	75%
街並みのゆとりや美しさに満足している市民の割合	40.9%	50%

4-1 生活環境の保全



現状と課題

- 市の中央部を流れる矢田川の上流域は愛知県の生活排水対策重点地域に指定されており、水質の改善が求められています。また、愛知県が環境基本計画で示しているアスベスト対策、有害物質による環境汚染の監視体制の徹底等を踏まえ、引き続き生活環境の保全に取り組む必要があります。
- 下水道普及率は増加を続けており、現在 86.8%となっていますが、良好な水環境や水循環※の保全を図るため、さらなる普及が求められています。
- 市民アンケート調査によると、尾張旭市の環境に関する満足度の上位は、「緑の多さ」が最も多く、次いで「生活のしやすさ」、「静けさ」、「空気のさわやかさ」、「嫌なにおいの少なさ」等と続いており、市民の多くは、良好な生活環境に満足していることが伺えます。この安心で快適な環境を守り、維持していくための取組が求められます。

市の取組

区分	取組の内容	関連課
(1) 生活環境の整備		
1	公共下水道整備を推進し、公共下水道への接続や合併処理浄化槽※の普及促進及び適正管理の啓発に努めます。	環境課 下水道課
2	事業所の公害に関する監視、観測、指導に努めます。	環境課
3	河川の水質向上をめざします。	環境課
(2) 良好な生活環境の確保		
1	近隣・営業騒音の防止啓発に努めます。	環境課
2	屋外広告物の適正化など、都市景観の向上を図ります。	都市計画課

※水循環：太陽のエネルギーによって海水や地表面の水が蒸発し、上空で雲になり、やがて雨や雪になって地表面に降り、それが次第に集まり川となって海に至るといように絶えず循環していること。自然の地表面や緑地が減少したり、地下水を大量に採取したりすると、水の循環の仕方や水の存在状態が変わり、湿地の消失、地盤の沈下や平常時の河川流量の減少による水質の悪化などの支障が生じる。

※合併処理浄化槽：水洗し尿及び生活雑排水(厨房排水、洗たく排水等)を一緒に沈でん分離、微生物の作用による腐敗または酸化分解等の方法によって処理し、それを消毒し、放流する施設。

市民・市民団体、事業者の取組

市民・市民団体の取組	事業者の取組
<ul style="list-style-type: none"> ● 公共下水道が整備されている地域では、下水道への早期接続に努めます。 ● 公共下水道の無い地域では、合併処理浄化槽の設置に努め、定期点検や清掃など適正な管理に努めます。 ● 節水を心がけ、三角コーナーの設置や油のふき取りなど家庭でできる生活排水対策に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 工場・事業所の水質管理を徹底します。 ● 水資源を有効に活用します。 ● 工場から排出される水、ガス、騒音や振動に関する情報提供を行うなど、地域からの要望に対応します。 ● 化学物質の管理・適正使用を徹底し、周辺環境に負荷をかけないようにします。

指標

指標項目	現状値	目標値
下水道普及率	86.8%	98.3%
下水道水洗化率	90.0%	98.3%
生活排水処理率	95.3%	98.7%

生活排水の適切な処理に向けて

くみ取り便所や単独処理浄化槽は、生活排水（台所、洗濯など）の処理ができず、河川等の水質悪化の原因となるため、公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及が推進されています。

下水道普及率とは、「住民基本台帳人口」に占める「公共下水道供用開始区域内人口」のことで、公共下水道のインフラ整備の進捗状況を表した指標です。また、下水道水洗化率とは、「公共下水道供用開始区域内人口」に占める「公共下水道接続人口」のことで、供用開始区域内における公共下水道への接続状況を表した指標です。

一方、生活排水処理率とは、「住民基本台帳人口」に占める「汚水処理設備（公共下水道及び合併処理浄化槽）利用人口」のことで、市内における生活排水の処理状況を表した指標です。

公共下水道や合併処理浄化槽などの汚水処理設備へ転換しましょう。

4-2 環境に配慮した都市空間づくり



現状と課題

- 生活環境に関する苦情では雑草に関することが多くなっているほか、空き家が増加傾向にあり対策が必要になっています。市民アンケート調査では、ごみのポイ捨てをしないなどの環境マナーについての満足度は30%台と低くなっています。
- 本市は、秩序あるまちなみが形成されていますが、空き地の雑草、ペット等のふん、ごみのポイ捨てなど、生活環境の美観を損なう要因もあります。まちを大切に作る気持ちを育むためには、環境美化の推進はもちろん、市の歴史文化にふれたり、だれもが気軽にでかけることができるまちづくりを進めていく必要があります。
- 森林や緑地が雨水を一時的に貯留・浸透させる機能、ため池や農地が降雨時に雨水を貯留・浸透させる機能など、健全な生態系が有する機能を活かした気候変動適応策が注目されています。
- 自治会・町内会の加入率は減少傾向にあり、地域のコミュニティの在り方が変化しています。また、高齢者が増加しているほか、外国人も増加しており、生活環境の多様性に配慮した取組が求められています。
- 市民アンケート調査によると、市の将来の望ましい環境においては、「ごみのポイ捨てをしないなどの環境マナー」が重要であるとの回答が2位になっており、また行政の取組に関することでは「ポイ捨て防止などの環境美化」が重要であるとの回答が1位となっています。こうした市民意識の高まりを踏まえた協働による取組をより一層推進していく必要があります。

市の取組

区分	取組の内容	関連課
(1) 住環境の美化・向上		
1	空き地・空き家の所有者に対し適切な管理を促し、良好な都市環境の維持を図ります。	暮らし政策課 環境課 都市計画課 土木管理課 消防署
2	放置自転車、放置自動車、違法駐車防止に努めます。	市民活動課
3	不法投棄、ポイ捨ての現状を把握し、防犯カメラ設置補助金の活用など防止対策に努めます。	市民活動課 環境課
4	動物飼育マナーや犬、猫などのふん害防止のための啓発に努めるとともに、「地域ねこ活動 [※] 」への支援を促進します。	環境課
5	「尾張旭市良好で快適な生活環境を確保する条例」に基づき市民のマナーやモラルの向上を図る啓発に努めます。	環境課
6	地域の歴史や文化を生かした都市空間の形成に努めます。	文化スポーツ課

[※]地域ねこ活動：野良猫に不妊去勢手術を施してこれ以上増えないようにし、一代限りの命をまっとうするまで、給餌や、食べ残し・トイレの清掃について地域のルールに従って適正に管理をする活動のこと。

区分	取組の内容	関連課
(2) グリーンインフラの推進		
1	建物の屋上や壁面の緑化や、公共施設、公園、歩道等への雨水浸透ますの設置や透水性舗装の整備などを進め、治水対策やヒートアイランド対策に活用します。	都市計画課 都市整備課 公園農政課 施設所管課等
2	自然環境の持つ多様な機能を人工的なインフラの代替手段や補完手段として活用します。	都市計画課

市民・市民団体、事業者の取組

市民・市民団体の取組	事業者の取組
<ul style="list-style-type: none"> ● 町内会に加入し、地域づくりに努めます。 ● 地域の清掃活動や美化活動に参加します。 ● 環境パトロールボランティアに参加・協力します。 ● ごみのポイ捨てをしないなど、生活のマナーを守ります。 ● ペットは、マナーを守って飼育します。 ● 飼い主のいない動物に無責任なエサやりはしません。 ● 健全な生態系が気候変動適応策や防災・減災に役立つことを理解し、保全に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業所の敷地や周辺の清掃に努めます。 ● 清掃活動などの地域活動に協力します。 ● 事業所敷地内への植樹や屋上緑化など事業所周辺の緑化を進めます。 ● 公共の緑地の維持管理に積極的に協力します。 ● ペットの販売の際には、適正飼育を啓発します。

指標

指標項目	現状値	目標値
生活衛生環境に関する相談件数	244 件	220 件
ペットの適正飼育に関する個別啓発件数	20 件	15 件

まち美化大作戦（ごみゼロ運動）

環境美化運動をととして市への愛着や地域防犯力の向上を図るため、毎年、市民・地域団体・事業者の皆さんと協力し、市内全域の道路や公園などで「ごみゼロ運動」を実施しています。

第3節 ■分野横断的施策■

環境教育・活動の充実 【環境教育等推進行動計画】

めざす姿

子どもから高齢者まで、環境問題について考え行動する人材が育つとともに、地域の環境保全を支える活動が広がっています。

目的達成度を示す成果指標

項目	現状値	目標値
環境保全活動を行っている市民の割合	55.2%	75%

1 環境意識の向上と行動する人材の育成



現状と課題

- 矢田川や吉賀池湿地、城山公園の長池等の地域資源を活かしたイベント、大学・活動団体と連携した講座等が開催されており、多様な主体による学びの場が設けられています。
- 市民アンケート調査によると、SDGs を実践していると回答した市民の割合は半数に届かず、SDGs への貢献の視点を持った経営、事業活動を行っているとは回答した事業者は1割程度にとどまっています。環境施策を関連付けて啓発し、SDGs の理念を広く浸透させていく必要があります。
- 小中学生アンケートでは、「もっと環境のことをたくさん知ることができたらよい」（そう思う＋すこしそう思う）と考える割合は、小学生、中学生とも9割近くになっています。一方、学校・保育所アンケート調査では、適切な教材やプログラムが用意できない、授業時間の確保や学習の場探しが課題として挙がっています。

市の取組

区分	取組の内容	関連課
(1) 環境に関する情報発信		
1	SDGs の普及をはじめ、環境情報や環境教育・環境学習を積極的に発信し、市民の意識高揚につなげます。	環境課
2	市民や市民団体、事業者等の各主体が保有している情報の共有を図ります。	環境課
3	社会経済情勢を踏まえながら、環境を取り巻く情報や、自然資源の分布等を客観的・定量的に把握します。	環境課
(2) ライフステージ別環境教育・学習の推進		
1	あらゆる年齢層に対して環境に関する講座や見学会など学習の機会を提供します。	暮らし政策課 環境課 環境事業センター 公園農政課 学校教育課 生涯学習課
2	学校における環境教育を積極的に推進するとともに、子どもたちが自然とふれあう機会や、ごみに関する学習や啓発の機会を提供します。	環境課 学校教育課
3	産学と連携した取組により、環境教育・環境学習を推進します。	企画課 環境課

市民・市民団体、事業者の取組

市民・市民団体の取組	事業者の取組
<ul style="list-style-type: none"> ●SDGs や地球温暖化・気候変動、生物多様性などについて学び・考え、行動します。 ●情報交換を活発にし、環境に関する知識を身につけるとともに発信します。 ●行政や市民団体が行う環境教育・環境学習への積極的な参加に努めます。 ●小中学校で行われる環境への取組に協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●SDGs をはじめとする環境に関する情報を積極的に収集・整理します。 ●環境報告書[※]や環境会計[※]等を作成し、環境情報を発信します。 ●市域の環境への配慮意識の向上、相互の情報交換の活性化に協力します。 ●事業所内で環境に関する研修会などを開催し、従業員に対する環境教育・環境学習の推進に努めます。 ●小中学校で行われる環境への取組に協力します。

指標

指標項目	現状値	目標値
環境学習講座の開催数	67 回	80 回

[※]環境報告書：名称の如何を問わず、企業等の事業者が、最高経営者の緒言、環境保全に関する方針・目標・行動計画、環境マネジメントに関する状況及び環境負荷の提言に向けて取組等について取りまとめ、一般に公開するもの。

[※]環境会計：企業等が、事業活動における環境保全のためのコストとその活動により得られた効果を認識し、可能な限り定量的に測定し、伝達する仕組み。

2 環境保全活動の拡大



現状と課題

- ごみ問題や自然保護など、環境問題は多岐にわたりますが、どのような問題でも、解決するためには、草の根的な活動を継続することが大切です。現在、市内では、自治会などで清掃活動が行われているほか、自然保護活動を行っている団体もあり、今後もこのような活動が活発に行われることが期待されます。
- 市民団体アンケート調査では、人材の不足や認知度の不足を課題に挙げている団体が多くなっており、対応が必要になっています。
- 市は、市民・市民団体や事業者と協力して環境保全活動を進めるとともに、活動への理解と協力の呼びかけ、自主的な活動を行う団体への支援などにより、環境保全活動の促進に努める必要があります。

市の取組

区分	取組の内容	関連課
(1) 環境配慮行動の促進		
1	環境学習を行う各主体や環境保全活動を行う人材・市民活動団体の育成・支援を行います。	市民活動課 環境課 公園農政課
2	市民や事業者の環境保全活動への参加を促進し、活動を推進します。	市民活動課 環境課 環境事業センター 公園農政課
(2) 環境保全活動のネットワーク構築		
1	環境教育・環境学習を総合的・体系的に推進する体制の整備に努めます。	環境課
2	各主体をつなぐ組織やネットワークの構築、強化を図ります。	環境課

市民・市民団体、事業者の取組

市民・市民団体の取組	事業者の取組
<ul style="list-style-type: none"> ●事業者や市が開催する環境関連イベントに積極的に参加します。 ●市民団体の環境保全活動への積極的な参加に努めます。 ●市民主体の環境保全活動を進め、環境への関心を高めます。 ●SNS等を活用して、環境保全活動に関する情報の共有に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●従業員の環境保全活動等への参加を、バックアップします。 ●地域の環境保全活動や環境関連イベント等に積極的に参加・協力します。 ●事業所内や事業において環境に配慮した取組を広く紹介します。

指標

指標項目	現状値	目標値
環境保全活動等に参加している市民団体数	167 団体	170 団体

生物多様性地域戦略

第 1 節 策定の背景と目的

1 生物多様性とは

地球上には 3,000 万種とも推定される生物が存在し、人間はその生物の恵みを享受して生存しています。

また、これら多様な生物はお互いに複雑な関係を持ち、バランスを保っています。世界中のあらゆる生物は、それぞれに個性があり、直接的・間接的に他の生物と支えあって生きているのです。

後述の生物多様性条約では、すべての生物において、生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性の 3 つのレベルで多様性があるととしています。

■生物多様性の 3 つのレベル

① 生態系の多様性

森林、池沼、湿原、里地里山、河川、海洋などといったいろいろなタイプの生態系がそれぞれの地域で形成されていること。

② 種の多様性

いろいろな動物・植物や菌類・細菌などが生息・生育していること。日本は、南北に長く複雑な地形のため、9 万種以上の生物の存在が知られており、種数や個体数だけでなく、地域における種の固有性を保存していくことが重要です。

③ 遺伝子の多様性

同じ種であっても遺伝子レベルで違いがあること。例えば、ナミテントウ（テントウムシ）の模様は様々ですが、遺伝子の違いによるものです。

このように、自然界のいろいろなレベルにおいて違いがあり、長い進化の歴史において受け継がれ、現在の生物多様性があります。生物多様性の保全にあっては、それぞれの地域での固有の生態系や生物相の違いを保全していくことが重要です。

人間の暮らしは、食料や水、気候の安定など、多様な生物が関わり合う生態系からの、以下のような恩恵（サービス）を受けているとされています。

■生態系による4つのサービス

① 供給サービス

食料、燃料、木材、繊維、薬品、水など、人間の生活に重要な資源を供給するサービス。このサービスにおける生物多様性は、現在よりもより将来の有用資源の利用可能性という意味でも極めて重要です。現に経済的取引の対象となっている生物由来資源から、現時点では発見されていない有用な資源まで、特定の生物を失うことは、現在及び将来のその生物の資源としての利用可能性を失うこととなります。

② 調整サービス

森林があることで気候変動が緩和されたり、洪水などの災害が起こりにくくなったり、水が浄化されたりといった、環境を制御するサービス。これらを人工的に実施しようとする、膨大なコストがかかります。このサービスの観点からは、生物多様性が高いことは、病気や害虫の発生、気象の変化等の外部からのかく乱要因や不測の事態に対する安定性や回復性を高めることにつながると言えます。

③ 文化的サービス

精神的充足、美的な楽しみ、宗教・社会制度の基盤、レクリエーションの機会などを与えるサービス。多くの地域固有の文化・宗教はその地域に固有の生態系・生物相によって支えられており、生物多様性はこうした文化の基盤と言えます。特定の生物が失われることは、その地域の文化そのものを失ってしまうことにもつながりかねません。

④ 基盤サービス

生息地、栄養、水、土壌の形成など、供給・調整・文化的サービスの供給を支えるサービス。

2 日本の生物多様性の危機

日本においては、以下のような4つの危機が現在も進行しており、野生動植物の約3割が絶滅の危機に瀕していると言われていています。

第1の危機（乱獲や開発など人間活動による危機）

鑑賞や商業利用のための乱獲、過剰な採取や埋め立てなどの開発によって、生息環境を悪化・破壊するなど、人間活動が自然に与える影響は多大です。

第2の危機（自然に対する働きかけの縮小による危機）

里地里山などの手入れ不足による自然の質が低下し、生態系のバランスが崩れ、里地里山の動植物が絶滅の危機にさらされています。竹林の拡大もその一例です。ニホンジカやイノシシなどの個体数の増加も生態系に大きな影響を与えています。

第3の危機（人間により持ち込まれたものによる危機）

外来種が在来種を捕食したり、生息場所を奪ったり、交雑して遺伝的になく乱をもたらしています。また、人間が使用する化学物質の中には動植物への毒性を持つものがあり、それらが生態系に影響を与えています。

第4の危機（地球環境の変化による危機）

地球温暖化は国境を越えた大きな課題です。平均気温が1.5～2.5度上がると、氷が溶け出す時期が早まったり、高山帯が縮小されたり、海面温度が上昇したりすることによって、動植物の20～30%は絶滅のリスクが高まると言われています。

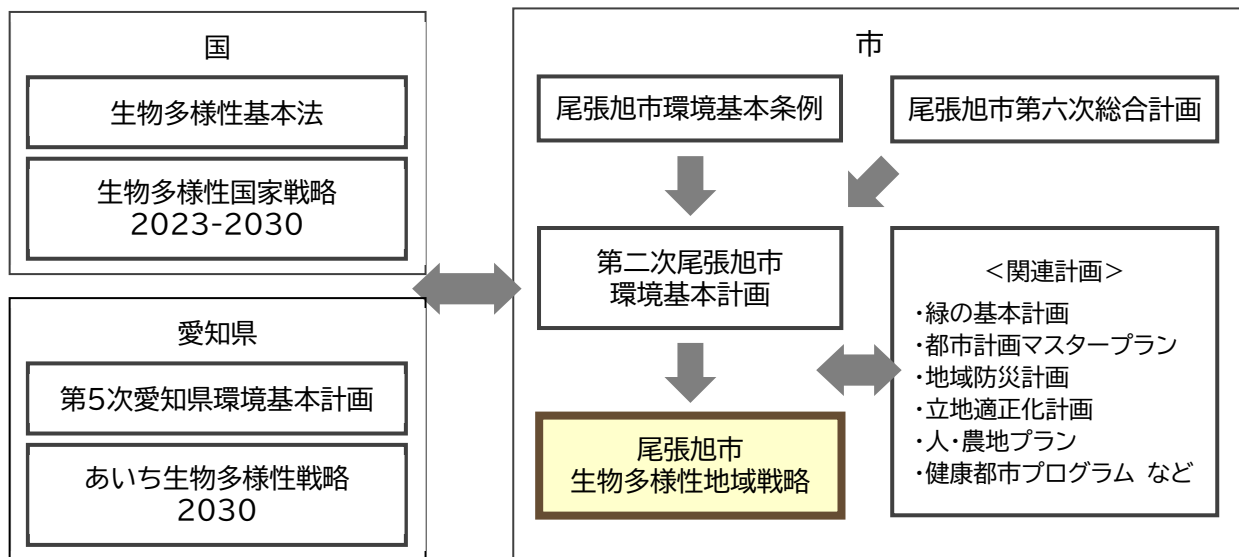
3 戦略の基本的事項

(1) 戦略の位置付け

生物多様性基本法第 13 条では、「都道府県及び市町村は、・・・生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（生物多様性地域戦略）を定めるよう努めなければならない」と規定されています。また、国の「生物多様性国家戦略」においても、地方自治体がそれぞれの地域の特性に応じて地域戦略を策定することが目標とされています。

本戦略は、生物多様性基本法第 13 条 1 項に基づく生物多様性地域戦略であり、愛知県が策定している「あいち生物多様性戦略 2030」と整合した、尾張旭市における生物多様性の保全及び持続可能な利用をめざした戦略です。

■戦略の枠組



(2) 対象となる地域

尾張旭市全域

(3) 対象期間

令和 6 年度（2024 年度）から令和 15 年度（2033 年度）までの 10 年間とします。また、環境基本計画に合わせ、中間年の 5 年を目処に見直しを行います。

第2節 尾張旭市の生物多様性を取り巻く状況

令和3年度（2021年度）から令和4年度（2022年度）にかけて自然環境基礎調査を実施し、本市を取り巻く状況をまとめました。

1 実態調査

(1) 文献調査

既存の文献、資料により、市域に生息すると考えられる生物を整理しました。

①収集文献一覧

尾張旭市及びその周辺に生息する動植物種を把握するために使用した文献及びその文献が反映されている分類群をまとめたものを以下の表に示します。

■文献リスト一覧表

No.	資料名	植物	哺乳類	鳥類	爬虫類	両生類	魚類	昆虫類	底生動物	備考
1	日本の生物多様性地図化プロジェクト	●	●	●	●	●	●			生息情報のみ
2	河川水辺の国勢調査リスト	●	●	●	●	●	●	●		
3	グリーンデータブックあいち 2017 維管束植物編	●								
4	グリーンデータブックあいち 2018	●	●	●	●	●	●	●		
5	レッドデータブックあいち 2020	●	●	●	●	●	●	●		
6	ブルーデータブックあいち 2021	●	●	●	●	●	●	●		
7	あいちの生物多様性ポテンシャル 気づく・まもる・つなげるマップ		●	●	●	●	●	●		
8	生物多様性モニタリングハンドブック	●		●				●		
9	やるシカない！ for Web		●							
10	森林公園植物誌	●								
11	愛知県森林公園で確認されたニホンカモシカ（豊橋市自然史博物 2014）		●							
12	名古屋市守山区～尾張旭市北部に分布する溜池群の淡水産貝類（なごやの生物多様性第7巻 2020）								●	

②植物相文献調査結果

今回、文献調査で確認できた植物種は、60目159科1,203種でした。

③動物相文献調査結果

今回、文献調査で確認できた動物種は、哺乳類5目11科16種、鳥類14目33科59種、爬虫類・両生類4目15科22種、魚類9目14科37種、昆虫類11目132科520種、底生動物6門9綱21目53科124種でした。

(2) 現地調査

①調査地点

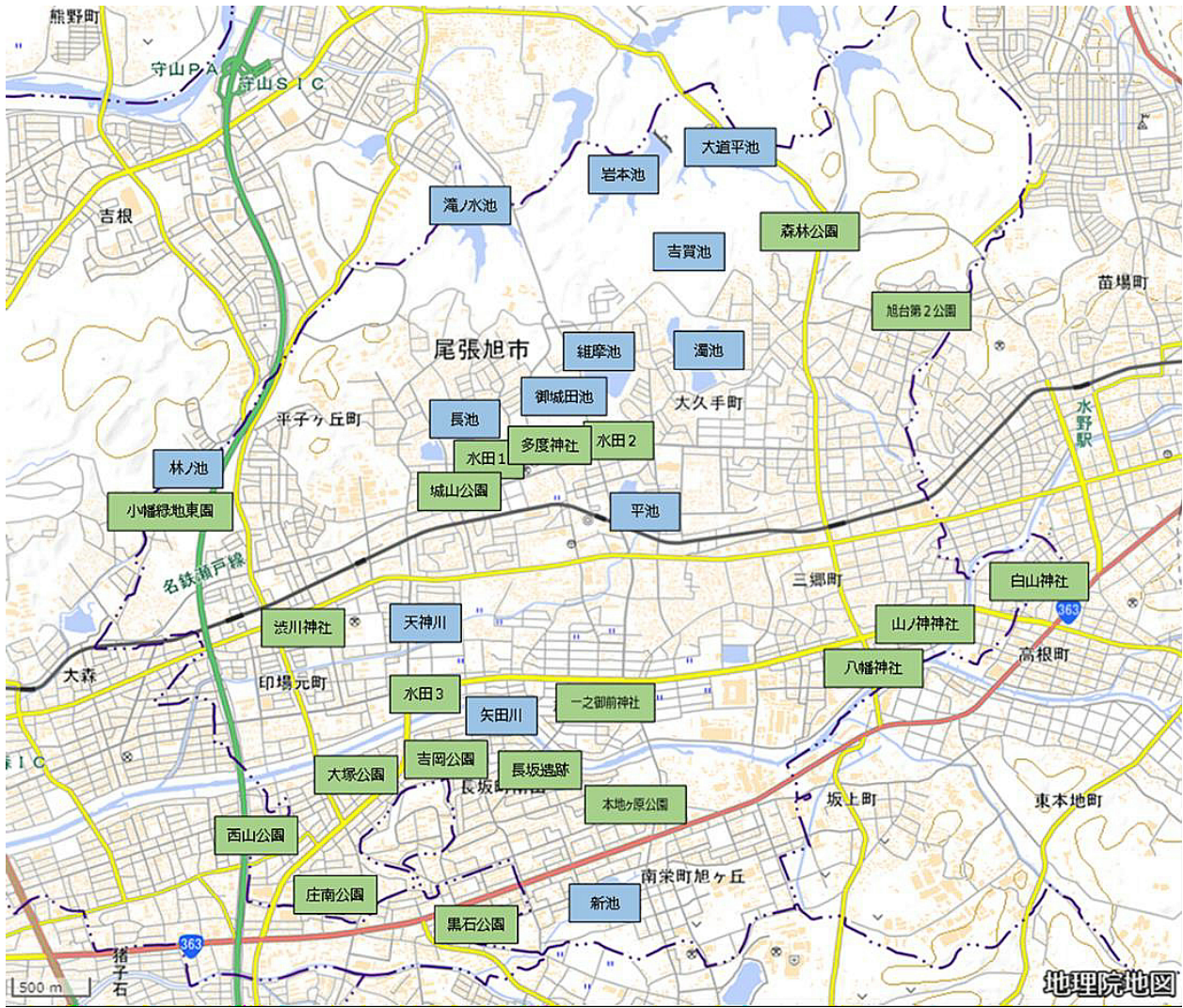
調査地点は冬季鳥類調査で実施した 30 地点に 3 地点の水田を加えた、計 33 地点で実施しました。なお、魚類・底生動物調査については調査地点の内、現地調査可能な水域が認められる 17 地点で実施しました。

■調査地点

No.	調査地点	住所（所在）	調査区分	生態系ネットワーク※ 形成要素
1	維摩池	新居町今池下	ため池	拠点
2	岩本池	大字新居海老蔓森林公園内	ため池	拠点
3	御城田池	新居町寺田	ため池（湿地）	拠点
4	新池	南栄町旭ヶ丘	ため池	拠点
5	大道平池	大字新居海老蔓森林公園内	ため池	拠点
6	滝ノ水池	平子町東	ため池	拠点
7	長池	城山町長池下	ため池	拠点
8	濁池	旭ヶ丘町濁池	ため池	拠点
9	林ノ池	霞ヶ丘町北小幡緑地東園内	ため池	拠点
10	平池	東大道町原田	ため池	拠点
11	吉賀池	旭ヶ丘町濁池	ため池（湿地）	拠点
12	一之御前神社	稲葉町三丁目	社寺林	点在する緑
13	渋川神社	印場元町五丁目	社寺林	点在する緑
14	多度神社	新居町西浦	社寺林	点在する緑
15	白山神社	狩宿町三丁目	社寺林	点在する緑
16	八幡神社	井田町一丁目	社寺林	点在する緑
17	山ノ神神社	瀬戸川町一丁目	社寺林	点在する緑
18	旭台第2号公園	旭台2丁目	公園	点在する緑
19	大塚公園	大塚町三丁目	公園	拠点
20	小幡緑地東園	霞ヶ丘町北	公園	拠点
21	黒石公園	南栄町一丁目	公園	点在する緑
22	庄南公園	庄南町一丁目	公園	点在する緑
23	城山公園	城山町長池下	公園	点在する緑
24	長坂遺跡	長坂町南山	公園（遺跡）	点在する緑
25	西山公園	西山町二丁目	公園	点在する緑
26	本地ヶ原公園	北本地ヶ原町三丁目	公園	点在する緑
27	吉岡公園	吉岡町二丁目	公園	点在する緑
28	森林公園	尾張旭市大字新居	-	供給地(大拠点)
29	矢田川	-	河川	回廊
30	天神川	-	河川	回廊
31	水田1	城前町城前	水田	点在する緑
32	水田2	新居町寺田	水田	点在する緑
33	水田3	東印場町二反田	水田	点在する緑

※生態系ネットワーク：優れた自然環境を有する地域を核として、これらを有機的につなぐことにより、生物の生息・生育空間のつながりや適切な配置を確保する取組。

■現地調査地点図



1 計画の基本的事項

2 尾張旭市の環境の課題

3 望ましい環境像・基本方針

4 望ましい環境像を実現するための施策

5 生物多様性地域戦略

6 計画の推進

7 尾張旭市を取り巻く環境の現状

巻末資料

②調査方法

■調査時期及び調査方法

分類	調査項目	調査時期	調査方法
植物	植物相	春季	調査地区内を歩きながら、生育する種を目視（木本、立ち入り困難な場所の草本類は必要に応じて双眼鏡を使用）により確認し、記録した。
動物	哺乳類	春季	調査地区を任意に踏査して、直接観察法（鳴声による確認を含む）に加え、足跡、糞、食痕等の痕跡により確認するフィールドサイン法により調査を行った。
	鳥類	冬季・夏季	調査地区を任意に踏査して、目視または鳴声等で確認された種を記録した。
	爬虫類・両生類	春季	調査地区を任意に踏査して、目視または鳴声等で確認された種を記録した。
	魚類	夏季	タモ網等を用いて直接捕獲し、種類を確認した。
	昆虫類	夏季・秋季	調査地区を任意に踏査して目視により確認し、記録した。また、必要に応じて捕虫網等を用いて捕獲し、種を確認した。
	底生動物	夏季	タモ網等を用いて直接捕獲し、種類を確認した。

■調査時期

分類	調査項目	調査実施時期			
		冬季 (2月)	春季 (4月)	夏季 (6月)	秋季 (10月)
植物	植物相		●		
動物	a 哺乳類		●		
	b 鳥類	●		●	
	c 爬虫類・両生類		●		
	d 魚類			●	
	e 昆虫類			●	●
	f 底生動物			●	

③現地調査結果の概要

今回の調査では、全 33 地点合わせて植物 377 種、哺乳類 5 種、鳥類 60 種、両生類・爬虫類 13 種、昆虫類 162 種、魚類 15 種、底生動物 38 種が確認されました。そのうち、重要種に該当する生物は 29 種でした。

確認された重要種の一覧表と調査項目別の内訳を以下に示します。

■重要種一覧表

No.	門名	綱名	分類			重要種選定基準		確認地点	備考	
			目名	科名	種名	環境省 RL	愛知県 RL			
1	種子植物門	単子葉類	ヒノキ目	イチイ科	イチイ		EN	大塚公園	植栽	
2			モクレン目	モクレン科	シデコブシ	NT	VU	岩本池		
3			クサスギカズラ目	ラン科	シラン		NT	NT	旭台第 2 号公園	植栽
4					サギソウ		NT	VU	吉賀池	看板による確認
5					アヤメ科	カキツバタ		NT	VU	平池、水田 2
6			イネ目	ホシクサ科	シラタマホシクサ		VU	VU	吉賀池	看板による確認
7		真正双子葉類	バラ目	バラ科	マメナシ		EN	CR	長池、林ノ池	
8			ブナ目	カバノキ科	サクラバハンノキ		NT		岩本池、吉賀池	
9			シン目	ハマウツボ科	ミカワシオガマ		VU	EN	吉賀池	看板による確認
10			キク目	ミツガシワ科	アサザ		NT	EN	天神川	逸出
11		キク科		ミズギク			NT	吉賀池	看板による確認	
12	脊ついで(推)動物門	鳥綱	チドリ目	チドリ科	ケリ		DD	天神川、水田 1		
13			タカ目	ミサゴ科	ミサゴ		NT	NT	長池	
14				タカ科	オオタカ		NT	NT	長池	
15			スズメ目	ヒタキ科	コサメビタキ			NT	小幡緑地東園	
16		爬虫綱	カメ目	スッポン科	ニホンスッポン		DD	DD	滝ノ水池	
17		両生綱	無尾目	アカガエル科	トノサマガエル		NT		新池、矢田川	
18					ナゴヤダルマガエル		EN	VU	水田 1	
19		硬骨魚綱	コイ目	ドジョウ科	ドジョウ		NT	VU	吉賀池、水田 2	
20			ダツ目	メダカ科	ミナミメダカ		VU	VU	岩本池、御城田池、濁池、平池、吉賀池、天神川	
21		節足動物門	昆虫綱	カメムシ目	タイコウチ科	ヒメタイコウチ		NT	滝ノ水池、水田 2	底生動物調査による確認
22	チョウ目(鱗翅目)			シロチョウ科	ツマグロキチョウ		EN	NT	岩本池、御城田池、大道平池、滝ノ水池、吉賀池、森林公園	
23	コウチュウ目(鞘翅目)			ガムシ科	スジヒラタガムシ		NT		平池	底生動物調査による確認
24					コガムシ		DD		矢田川、水田 1	
25	ハチ目(膜翅目)			スズメバチ科	ヤマトアシナガバチ		DD		小幡緑地東園、吉岡公園、矢田川	
26					モンズズメバチ		DD		森林公園	
27	軟体動物門	腹足綱	新生腹足目	タニシ科	マルタニシ		VU	NT	水田 1、水田 2、水田 3	
28			柄眼目	オカモノアラガイ科	ナガオカモノアラガイ			NT	矢田川、水田 3	
29		二枚貝綱	イシガイ目	イシガイ科	イシガイ			CR	維摩池	へい死個体
合計	4 門	10 綱	22 目	25 科	29 種	24 種	22 種			

備考)

種名、学名などは、河川水辺の国勢調査のための生物リスト(財団法人リバーフロント整備センター 2022 年 11 月)に概ね準拠した。

【重要種選定基準】

環境省RL…「環境省レッドリスト2020」(環境省報道発表資料 2020年3月27日)

CR:絶滅危惧 I A類 EN:絶滅危惧 I B類 VU:絶滅危惧 II類 NT:準絶滅危惧 DD:情報不足

愛知県RL…「第四次レッドリスト『レッドリストあいち2020』」(愛知県自然環境課 2020年3月)

CR:絶滅危惧 I A類 EN:絶滅危惧 I B類 VU:絶滅危惧 II類 NT:準絶滅危惧 DD:情報不足

■植物相調査

今回の調査では全33地点合わせて、377種の植物が確認されました。その内、重要種に該当する植物は11種でした。重要種のうち、植栽・逸出と考えられる種及び、種名記載看板のみによる確認種を除いた3種を以下に示します。

重要種：シデコブシ、マメナシ、サクラバハンノキ

■哺乳類調査

今回の調査では全33地点合わせて、5種の哺乳類が確認されました。重要種は確認されませんでした。

■鳥類調査

今回の調査では全33地点合わせて、60種の鳥類が確認されました。その内、重要種は4種でした。

重要種：ケリ、ミサゴ、オオタカ、コサメビタキ

■爬虫類・両生類調査

今回の調査では全33地点合わせて、13種の両生類・爬虫類が確認されました。その内、重要種は3種でした。

重要種：ニホンスッポン、トノサマガエル、ナゴヤダルマガエル

■魚類調査

今回の調査では全17地点合わせて、15種の魚類が確認されました。その内、重要種は2種でした。

重要種：ドジョウ、ミナミメダカ

■昆虫調査

今回の調査では全33地点合わせて、162種の昆虫が確認されました。その内、重要種は4種でした。

重要種：ツマグロキチョウ、コガムシ、ヤマトアシナガバチ、モンズズメバチ

■底生動物調査

今回の調査では全17地点合わせて、38種の底生動物類が確認されました。その内、重要種は5種でした。

重要種：ヒメタイコウチ、スジヒラタガムシ、マルタニシ、ナガオカモノアラガイ、イシガイ

(3) 実態調査で確認された種数一覧

文献調査、現地調査等により確認された種数を以下に示します。

併せて、天然記念物や国内希少野生動植物、絶滅危惧種などの重要種、モニタリング調査等で選定されている参考指標種、特定外来生物の該当状況について参考で示します。

■確認された種数

(単位：種)

分類	調査項目	調査確認種				重要種					参考指標種			特定外来生物	
		文献調査	目撃情報※	現地調査	全体※	文化財保護法	種の保存法	環境省RL	愛知県RL	全体※	モニタリング	ポテンシャル	県条例公表種		
植物	植物相	1,203	220	377	1,305	0	0	61	144	162	34	0	5	4	
	哺乳類	16	10	5	18	1	0	0	2	3	1	2	1	2	
	鳥類	59	82	60	109	2	3	15	21	22	9	29	0	1	
	動物	爬虫類・両生類	22	8	13	23	0	0	5	6	7	13	1	0	2
		魚類	37	6	15	39	0	0	8	4	8	4	1	2	5
		昆虫類	520	46	162	627	0	0	5	4	6	14	12	1	1
		底生動物	124	3	38	140	0	0	5	5	8	4	5	1	1
合計	1,981	375	670	2,261	3	3	99	186	216	79	50	10	16		

※全体は重複を除いた総数

※目撃情報は、市の業務又は市民団体等へのヒアリングにより得られたもののほか、団体等の活動展示、活動記録、小冊子等により得られたものについて記載したもの

【重要種選定基準】

文化財保護法…「文化財保護法」(法律第214号 1950年)

国天:国指定天然記念物 県天:県指定天然記念物

種の保存法…「絶滅のおそれのある野生生物の種の保存に関する法律」

国内:国内希少野生動植物 特一:特定第一種国内希少野生動植物

特二:特定第二種国内希少野生動植物

環境省RL…「環境省レッドリスト2020」(環境省報道発表資料 2020年3月27日)

CR:絶滅危惧ⅠA類 EN:絶滅危惧ⅠB類 VU:絶滅危惧Ⅱ類 NT:準絶滅危惧 DD:情報不足

愛知県RL…「第四次レッドリスト『レッドリストあいち2020』」(愛知県自然環境課 2020年3月)

CR:絶滅危惧ⅠA類 EN:絶滅危惧ⅠB類 VU:絶滅危惧Ⅱ類 NT:準絶滅危惧 DD:情報不足

【参考指標種選定基準】

モニタリング…「みんなで調べよう!あいちの生物多様性 モニタリング ハンドブック」(愛知県自然環境課 2020年11月)に記載されている指標種に該当する種

ポテンシャル…「生物多様性ポテンシャルマップ~目標(ランドデザイン)を共有するためのツール~」(愛知県自然環境課 2020年3月)に記載されている(参考)指標種に該当する種

県条例公表種…「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」(愛知県条例第3号 1973年)に基づき、生態系に著しく悪影響を及ぼすおそれのある移入種として公表されている種(2023年9月1日時点)

【特定外来生物選定基準】

「特定外来生物等一覧」(環境省 令和5年9月1日)に記載されている特定外来生物に該当する種

(4) 前回の自然環境基礎調査（H12年度）との比較

今回の調査を通じて、前回の調査時（20年前）と比較して、調査方法や調査地点の違いなどにより確認された種は一部異なるものの、重要種については、概ね同等の種が確認されました。

以下に、前回の自然環境基礎調査との比較を示します。

■生物種数

(単位：種)

分類	調査項目	H12年度調査				R3～4年度調査				比較			
		文献	聞取	現地	全体※	文献	目撃※	現地	全体※	文献	聞取・目撃	現地	全体※
植物	植物相	1,374	33	51	1,374	1,203	220	377	1,305	▲171	187	326	▲69
動物	哺乳類	6	1	2	8	16	10	5	18	10	9	3	10
	鳥類	174	24	46	174	59	82	60	109	▲115	58	14	▲65
	爬虫類・両生類	23	0	10	24	22	8	13	23	▲1	8	3	▲1
	魚類	23	4	9	25	37	6	15	39	14	2	6	14
	昆虫類	497	0	4	497	520	46	162	627	23	46	158	130
	底生動物	18	0	1	18	124	3	38	140	106	3	37	122
計		2,115	62	123	2,120	1,981	375	670	2,261	▲134	313	547	141

■重要種数

(単位：種)

分類	調査項目	H12年度調査				R3～4年度調査				比較			
		文献	聞取	現地	全体※	文献	目撃※	現地	全体※	文献	聞取・目撃	現地	全体※
植物	植物相	105	12	8	105	158	10	11	162	53	▲2	3	57
動物	哺乳類	1	0	0	1	3	2	0	3	2	2	0	2
	鳥類	37	2	5	37	10	15	4	22	▲27	13	▲1	▲15
	爬虫類・両生類	4	0	0	4	7	3	3	7	3	3	3	3
	魚類	3	1	1	3	8	1	2	8	5	0	1	5
	昆虫類	26	0	0	26	1	2	4	6	▲25	2	4	▲20
	底生動物	18	0	1	18	4	0	5	8	▲14	0	4	▲10
計		194	15	15	194	191	33	29	216	▲3	18	14	22

※全体は重複を除いた総数

※目撃情報は、市の業務又は市民団体等へのヒアリングにより得られたもののほか、団体等の活動展示、活動記録、小冊子等により得られたものについて記載したもの

【重要種選定基準（平成12年度調査）】

- ・天然記念物
- ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（1992, 環境庁法律第75号）の国内希少野生動植物種
- ・改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物—レッドデータブック— 8 植物I（維管束植物）（2000, 環境庁）の掲載種
- ・愛知県維管束植物レッドリスト（1998, 愛知県植物誌調査会）の掲載種
- ・保全を要する自然環境要素分布調査報告書（1989, 愛知県農地林務部）の調査対象種
- ・哺乳類及び鳥類のレッドリスト見直しについて（1998, 環境庁）の掲載種
- ・日本の絶滅のおそれのある野生生物—レッドデータブック 脊椎動物編—（1991, 環境庁）の掲載種
- ・自然環境保全調査報告書（第1回緑の国勢調査）（1976, 環境庁）の”すぐれた自然”の調査対象種
- ・第2回自然環境保全基礎調査（1983, 環境庁）の稀少種（鳥類）、調査対象種（両生類、爬虫類、昆虫類、魚類）
- ・改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物—レッドデータブック— 3 爬虫類・両生類（2000, 環境庁）の掲載種
- ・無脊椎動物（昆虫類、貝類、クモ類、甲殻類等）のレッドリストの見直しについて（2000, 環境庁）の掲載種
- ・日本の絶滅のおそれのある野生生物—レッドデータブック 無脊椎動物編—（1991, 環境庁）の掲載種
- ・汽水・淡水魚類レッドリストの見直しについて（1999, 環境庁）の掲載種

【重要種選定基準（令和3～4年度調査）】

- ・文化財保護法（法律第214号 1950年）に基づく国指定天然記念物及び県指定天然記念物
- ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（法律第75号 1992年）の国内希少野生動植物種
- ・環境省レッドリスト2020（環境省報道発表資料 2020年3月27日）の掲載種
- ・第四次レッドリスト『レッドリストあいち2020』（愛知県自然環境課 2020年3月）の掲載種

2 市内の特筆すべき自然

御城田池

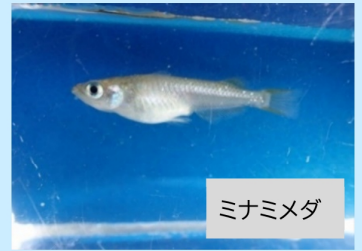
- ・クロミノニシゴリ
- ・ハルリンドウ
- ・ニホンアカガエル
- ・ミナミメダカ
- ・ツマグロキチョウ
- ・シオカラトンボ



クロミノニシゴリ



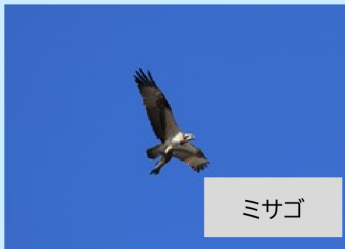
ハルリンドウ



ミナミメダ

長池

- ・マメナシ
- ・アイナシ
- ・ミサゴ
- ・オオタカ



ミサゴ



オオタカ

マメナシ群生地



エドヒガン



小幡緑地東園

- ・コゲラ
- ・コサメビタキ
- ・ニホンヤモリ
- ・アオスジアゲハ



コゲラ



コサメビタキ

クスノキ(渋川町)



<水田>

- ・ナゴヤダルマガエル
- ・ヒメタイコウチ
- ・マルタニシ
- ・ナガオカモノアラガイ



ナゴヤダルマガエル



マルタニシ



ナガオカモノアラガイ

※市域図は、緑の基本計画(令和2年3月中間見直し版)にある緑の将来像

維摩池

- ・カワセミ
- ・イシガイ



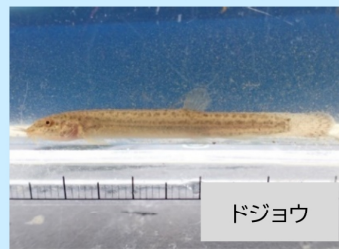
イシガイ

吉賀池

- ・シラタマホシクサ
- ・サクラバハンノキ
- ・ミズギク ・アカマツ
- ・ワレモコウ ・モウセンゴケ
- ・ヌマトラノオ ・ハリリンドウ
- ・ニホンアカガエル
- ・ドジョウ
- ・ミナミメダカ
- ・ツマグロキチヨウ
- ・ハッチョウトンボ
- ・ツマグロヒョウモン



サクラバハンノキ



ドジョウ

森林公園

- ・ズミ
- ・ドジョウ
- ・ツマグロキチヨウ



ズミ

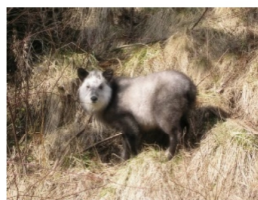


ツマグロキチヨウ

クスノキ(柏井町)



平成 29 年ニホンカモシカ
捕獲場所
(現在豊橋総合動植物公園
(のんほいパーク)へ移送)



矢田川

- ・ススキ
- ・カルガモ
- ・トノサマガエル
- ・ヤマトアシナガバチ
- ・ナガオカモノアラガイ



トノサマガエル



ヤマトアシナガバチ


市内の主要な樹木

マメナシ・アイナシ	所在地	城山町長池下
	員数	1,037 ㎡
 	<p>マメナシ及びアイナシは、バラ科なし属に属する落葉樹であり、ため池周辺などの湧き水のある場所に育成し、花は4月ごろに開花します。長池のマメナシ・アイナシ自生地は、尾張旭市指定文化財第11号に指定されている市の天然記念物です。</p> <p>マメナシは環境省レッドリスト2020の絶滅危惧IA類に指定されており、アイナシはマメナシとナシの自然雑種で自生はマメナシよりもさらに稀です。</p> <p>名古屋農地開発事務所により、愛知県水環境整備事業として長池地区が整備されたときに、長池東岸一体がマメナシの自生群生地として保全されました。平成12年時点では52本が確認されたが、現在では半数以下にまで減少しています。</p> <p>市街地の近くにありながらマメナシのまとまった自生地であるとともに絶滅危惧種で全国的にも希少なため、イメージキャラクター「マメナッシー」を作成し、市民への周知と保全を実施しています。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>マメナシイメージキャラクター「マメナッシー」 (参照:市指定天然記念物指定調書)</p>	

エドヒガン	所在地	城山町向ヶ丘
	樹齢	約100年
	樹高	20m
	幹周	2.37m (最大)
	<p>現地は元々南東に開けた斜面であり、そこに昔から自生していたエドヒガンを保護するという目的で地元寺田保全の会の要請に基づき、市によって用地買収から周辺整備を経て、現在に至ります。</p>	

市内の主要な自然

吉賀池湿地	所在地	旭ヶ丘町濁池
		<p>尾張旭市の北部に位置しており、東海地方特有の湧水湿地として、シラタマホシクサやミカワシオガマなどの貴重な植物が生育しています。これらの植物は「東海丘陵要素」と呼ばれており、絶滅危惧種も多いことから尾張旭市指定文化財第12号に指定されています。</p> <p>表層10～20cmが鉄分を含む酸性土壌（泥炭層）になっており、日常的に目にする乾生植物が侵入できないため、貴重な湿生植物の生育に適しています。この泥炭層は植物の壊死したものが堆積し、腐植土となったものです。1年間に僅か1mm～2mm程度しか堆積しないとされるため、20cm以上の泥炭層ができるのに百年以上もかかると思われまます。</p> <p>また、その下部が粘土層の地質になっていることから、保水に適しており、湿地の保全に役立っています。</p> <p>昭和63年度（1988年度）から調査・管理が行われており、市では、観察のための木道や盗掘防止のための外周フェンスを設置し、湿地植物の保全に努めています。普段は立ち入ることはできませんが、年に6回一般公開を行っており、公開日には誰でも自由に見学ができます。</p>

御城田池	所在地	新居町寺田
		<p>山林を壊すのではなく、山林を生かした「山辺の散歩道」。その途中にある御城田池では、ハルリンドウなど、貴重な植物も多く存在し、また、名鉄瀬戸線尾張旭駅から歩いて10分程度の場所にありながら大変静かな場所となっており、野鳥も多く見られます。</p> <p>御城田池の南には田園が広がっており、農薬を使用せず、自然農法で管理をされているため、アカガエルやシマヘビが確認されており、生態系の一端を担っています。</p>

今ある自然を市民の貴重な財産として後世に残し、この地域本来の生物たちが生存できる環境を守って行くため、これら主要な樹木や自然をはじめとした市内の特筆すべき自然を、これからはぐくみ保全していく必要があります。

3 今後に向けた課題

文献調査、現地調査及びヒアリング調査等を総括し、市内の生物多様性の状況を踏まえた課題について、以下のように整理しました。

(1) ため池等の減少

市域の地形等の変化としては、昭和35年(1960年)～平成12年(2000年)頃にかけて、各地で開発が進められたことにより急激に人口が増えましたが、その一方でため池や農地などは大きく減少しました。

緑被率でみると、昭和34年(1959年)の71.0%から、平成15年(2003年)の24.1%へと大きく減少しましたが、それ以降は減少に歯止めがかかり、平成29年(2017年)において22.9%を維持しています。前回調査時(2000年度(平成12年度))と比べ、緑は概ね保全されていると考えられます。

都市計画法上の市街化調整区域や都市緑地法に基づき緑の基本計画で設定する緑化重点地区の指定などにより、緑地の保全が図られていると考えられますが、緑豊かなまちとしていくためには、今後もより一層の維持に向けた取組が必要です。

(2) 重要種の生息・生育環境の維持

市内には、広範囲に自然環境を保全している森林公園や周辺の丘陵地、ため池などが残されており、こうした場所においてシラタマホシクサやマメナシなどの重要種が複数確認され、前回調査と比較しても、大きな減少はみられませんでした。

このことから、市域全体での自然は減少しているものの、公園やため池、社寺林などの形で保全されている自然においては、一定程度の生息・生育環境が守られていることがわかります。

これらは、自然保護活動による賜物ですが、保護活動団体の意見として、団体員の高齢化による活動の停滞や、開発行為による環境変化を危惧していることが挙げられており、このような問題への対策が今後必要です。

(3) 外来種の増加

ミシシippアカミミガメやウシガエル、オオキンケイギクといった日本各地で生息域を広げている外来種が確認されたほか、県内で近年増えているとされるメリケントキンソウなど他の外来種もみられるようになってきています。また、今回の調査とは別に、セアカゴケグモが本市で確認されるようになってきたこと、ハクビシン、アライグマやヌートリアなどの出没報告が多数あることなど、外来種の増加が危惧されます。

外来種のカラドジョウが確認された地点が増えた一方で在来種のドジョウが確認できた地点が減少している例のように、外来種の増加が在来種の減少につながるよう、外来種の駆除を早急に進める必要があります。

(4) 地域特性を生かした生態系の保全

尾張旭市人口ビジョンによると、本市では、2060年には人口のピーク時から2割程度減少することが予想されていますが、人口減少による空き家や空き地、放置田畑等の増加が懸念されるため、生物多様性に配慮した適切な土地の管理や有効活用の取組を進める必要があります。

また、市北部の森林公園や湿地、南部の矢田川や田んぼなどで、確認される生物種としての関連から生態系のつながりがあることがわかりました。

今後は、生態系ネットワークに配慮しながら、自然と人との共存共生を図る必要があります。

第3節 具体的な目標と戦略

1 めざす姿

国の「生物多様性国家戦略 2023-2030」では、長期目標としての【2050年ビジョン】として「自然と共生する社会」が、短期目標としての【2030年ミッション】として「ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現」が示されています。

また、県の「あいち生物多様性戦略 2030」では、長期目標（2050年ビジョン）として「人と自然が共生するあいち」が、計画目標（2030年目標）として「生物多様性の保全と持続可能な利用を社会実装し、その回復に転じる」が示されています。

以上を踏まえ、めざす姿を以下のとおり設定します。

人と自然が共生する尾張旭

～ はぐくみ つなぐ 自然の恵み ～

私たちは自然界の一員として、地域の自然、世界の自然の中で、多くの生きものと共に生きています。このかけがえのない自然と共に、私たちの子孫が末永く安心して暮らせるよう、自然から得られる様々な恵みを享受し、はぐくみながら、次世代へと尾張旭の自然をつないでいきます。

2 施策の体系

戦略の施策体系を、以下のように設定します。

基本戦略	施策	主な取組
1 健全で豊かな生態系の確保	1-1 豊かな生態系の基盤となる自然環境の保護	・生物多様性に配慮した土地利用 ・開発や公共事業における配慮
	1-2 生態系の保全と野生生物保護	・継続的なモニタリング ・生態系の特性に応じた保全 ・野生生物の保護
	1-3 外来生物による被害の防止	・情報の収集及び発信 ・駆除・防除の推進
2 自然の恵みの持続可能な利用	2-1 自然を育み活用するまちづくり	・緑・農地・水辺の保全と活用 ・都市型農業の推進 ・全国植樹祭の理念継承
	2-2 自然とのふれあいの促進	・自然とふれあう場所の充実 ・自然とふれあう機会の充実 ・持続可能な里山活動の推進
	2-3 自然環境に配慮・貢献する事業活動と暮らしの推進	・自然環境に配慮・貢献する事業活動の推進 ・自然環境に配慮・貢献する暮らしの推進
3 生物多様性に対する理解と行動の推進	3-1 生物多様性に関する活動	・生物多様性の普及啓発 ・市民活動団体への支援
	3-2 生物多様性に関する取組を支える基盤整備	・あらゆる分野の施策や計画への生物多様性への配慮の反映 ・地域をあげて生物多様性の保全に取り組む体制の構築

本戦略は、環境基本計画の第4章第2節「3 自然環境との共生」をさらに具体化し、推進していくためのものです。

目的達成度を示す成果指標

項目	現状値	目標
重要種（文化財保護法、種の保存法、環境省レッドリスト、愛知県レッドリスト掲載種）の現地確認種数	29種	確認
特定外来生物の確認種数	16種	減少
生態系の保全や生きものの多様さが重要だと思う市民の割合	53.8%	増加
動植物の保護や里山の保全などの活動に参加したことがある市民の割合	3.2%	増加

第4節 施策の方向性

基本戦略 1 健全で豊かな生態系の確保

めざす姿

多様な動植物が生息・生育できる環境が保全され、生物多様性が保たれています。

(参考) 国家戦略の 2050 年ビジョンが示す社会①

豊かな生物多様性に支えられた健全な生態系が確保された社会

それぞれの地域の生物多様性や生態系が、人と自然の関係も含めた地域の特性に応じて地域ごとの知恵や技術も活かしつつ保全・再生され、次の世代に受け継がれる社会。

そこでは、保護地域と OECM^{*}の連携した効果的なシステム等により、生物群集全体の保全の観点から生息・生育地が量的にも質的にも適切かつ十分な範囲で保全され、さらに、自然再生等により生物多様性の回復が進められている。

これらにより、地域の個体群がそれぞれに保全され、遺伝的な多様性も確保され、自然災害や気候変動等の様々な変化に対してレジリエントである健全な生態系が確保され、より豊かな生物多様性の基盤となる。

さらに、こうした生態系は二酸化炭素の吸収源としても適切に保全・管理されている。

1-1 豊かな生態系の基盤となる自然環境の保護

○ 生物多様性に配慮した土地利用

生きものにとって重要な生息・生育地は、一度失われると元に戻すことが難しいことから、生態系をできるだけ損なわずに未来に継承することが望まれます。そのため、生息・生育地となる自然の土地利用について、法や条例に基づく保全地域への指定や規制・指導を適切に実施します。

○ 開発や公共事業における配慮

開発行為や公共事業を行う際には、法令に基づく環境影響評価制度や大規模行為届出制度に従い、適正な手続きを行います。また、愛知県が作成した生態系ネットワークチェックリストなどを活用し、生物多様性を効果的に保全していきます。

^{*}OECM：保護地域以外で生物多様性の保全に資する地域（Other Effective area-based Conservation Measures）

1-2 生態系の保全と野生生物保護

○ 継続的なモニタリング

動植物の生息・生育環境の保全や希少種の適切な保護を行うため、市内の自然環境の継続的なモニタリングを行います。

○ 生態系の特性に応じた保全

市内の自然環境の状況や特性に応じて、地域の住民や市民団体、事業者、専門家等と連携を図りながら、生物の生息・生育地としての環境の保全、再生や生態系の維持管理に取り組みます。

また、民間の取組等によって生物多様性の保全が行われている区域の管理の継続や質の向上等を促進するため、国・県と協力しながら自然共生サイト[※]の認定に向けた助言等を行います。

○ 野生生物の保護

野生生物の絶滅を回避するため、その生息・生育環境を維持するとともに、土地所有者や地域住民、市民団体など様々な主体と連携し、計画的に希少種の保護回復や域外保全、違法捕獲・違法採取対策を推進します。

1-3 外来生物による被害の防止

○ 情報の収集及び発信

外来生物に関する出没情報や効果的な駆除方法、駆除後の利活用に関する情報等について、収集と発信を行います。

○ 駆除・防除の推進

外来種被害予防三原則「入れない」「捨てない」「拡げない」を徹底し、外来生物の侵入予防、遺棄防止、効果的防除について、普及啓発を行うとともに、オオキンケイギクなどの侵略的特定外来生物について駆除活動を推進していきます。

指標

項目	現状値	目標
市街化調整区域における開発行為件数	2件	確認
自然共生サイトに認定されている区域数	0か所	増加
特定外来生物の確認種数	16種	減少

[※]自然共生サイト：「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」として国が認定する区域。（申請主体：企業、団体・個人、地方公共団体） 認定区域は、保護地域との重複を除き、OECMとして国際データベースに登録される。

基本戦略 2 自然の恵みの持続可能な利用

めざす姿

環境と経済がともに循環・向上する社会が構築され、
自然の恵みが人々の豊かな生活に持続可能な形で活用されています。

(参考) 国家戦略の 2050 年ビジョンが示す社会②

自然を基盤としてその恵みを持続可能に利用する社会

生物多様性や生態系が有する固有の価値が尊重されつつ、損失や劣化を引き起こさない持続可能な方法により生物多様性や生態系が利用される社会。また、多様で健全な生態系から生み出される自然の恵みや、自然との関わりの中で様々な恵みを引き出す知識や技術などの文化・暮らしが次の世代に受け継がれ、地域コミュニティが活性化している社会。

そこでは、化石燃料等の再生不可能な地下資源依存から移行し、地域の自然資本を持続可能な形で利用することで、生物多様性の第 2 の危機が緩和されるとともに、海外も含めて持続可能な形で生産されていない資源に対する依存の比率が低下し、地球規模での持続可能な社会の構築に寄与している（テレカップリング※による負の影響の解消）。

また、生態系が多様な機能を発揮することにより、気候変動緩和のための吸収源の確保や災害リスクに対する強靱性（レジリエンス）の強化に加え、観光や農林水産業などを通じた地域の活性化、健康や福利など、我が国が直面する社会課題が解決している。

2-1 自然を育み活用するまちづくり

○ 緑・農地・水辺の保全と活用

生物多様性の保全、良好な景観の形成、洪水防止などの防災的役割など多面的機能を有している緑・農地・水辺の保全と活用に取り組みます。また、田んぼアートなどにより農地の魅力を発信します。

○ 都市型農業の推進

各農業団体と連携し、農業従事者への支援や後継者問題への対応など地元農業の活性化に取り組みます。また、学校給食で地域の農産物を提供するなど地産地消による食育を推進します。

○ 全国植樹祭の理念継承

全国植樹祭の開催理念を継承するための取組を進め、市の施設などで県産材などの活用を促進するとともに、全国植樹祭を開催した愛知県森林公園を活用した事業を進めます。

※テレカップリング：ある地域の消費活動と離れた地域の自然環境との間の相互作用のこと。

2-2 自然とのふれあいの促進

○ 自然とふれあう場所の充実

生態系に配慮しつつ、緑や水辺が身近に感じられる公園や広場等の確保・整備をします。また、建築物における木材の利用促進に関する方針に基づき、新たに整備する建築物は原則木造化とします。

○ 自然とふれあう機会の充実

市民や事業者等の協力を得て、休耕田や里山、学校、公園などを利用した自然とのふれあいや自然の大切さを学習する機会を提供します。また、民有地における緑化の推進や森と緑を健全に維持していくための環境学習・体験活動に関する取組を進めます。

○ 持続可能な里山活動の推進

里山保全活動を行う市民団体への支援等を通じ、次世代に継承できる「持続可能な里山」づくりを進めます。

2-3 自然環境に配慮・貢献する事業活動と暮らしの推進

○ 自然環境に配慮・貢献する事業活動の推進

SDGsやESG投資[※]の拡大などにより、近年、生物多様性の保全と持続可能な利用が事業者にも求められるようになっており、自然資本や生物多様性に関するリスクや機会の評価・開示の枠組みに関する提言がTNFD[※]により示されるなど、企業の自然資本等に関する情報開示の取組も進められています。サプライチェーンの各段階で生物多様性に配慮することや、製品のライフサイクルを通じて化学物質の管理や廃棄物の処理を適正に行うなど、事業活動による生物多様性や自然環境への悪影響を回避し、最小化します。

○ 自然環境に配慮・貢献する暮らしの推進

暮らしを豊かにしながら需要側から持続可能な社会を実現するため、物質的豊かさの追求に重きを置くこれまでの考え方、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動や生活様式を見直し、適量生産・適量購入・循環利用へとライフスタイルを転換し、多くの人が持続可能な製品・サービスを選択するよう周知啓発を行います。

指標

農地面積	105.9ha	100ha
全国植樹祭の開催理念を継承する事業数	21 事業	25 事業
自然とのふれあいに関する環境学習講座の開催数	52 事業	62 事業

※ESG投資：環境（Environment）、社会（Social）、企業統治（Governance）に配慮している企業を重視・選別して行う投資のこと。

※TNFD：自然関連財務情報開示タスクフォース（Task force on Nature-related Financial Disclosure）の略。

基本戦略 3 生物多様性に対する理解と行動の推進

めざす姿

生物多様性の重要性が認識され、生物多様性に配慮した生活や保全活動が、地域をあげて取り組まれています。

(参考) 国家戦略の 2050 年ビジョンが示す社会③

生物多様性の主流化による変革がなされた社会

生物多様性や生態系が我々の暮らしを支えていること、すなわち自然資本が社会経済の基盤であることが認識され、公共部門、民間部門、そして、一人一人の行動において、生物多様性と生態系に対する配慮が自分ごととして実行されている社会。

そこでは、生物多様性と生態系への負荷が少ない持続可能なサプライチェーンが構築され、生態系の回復に向けた取組が社会的・経済的にも高く評価され、生物多様性の回復と事業活動の両立が確保されている。

地域における生物多様性の在り方がそれぞれの地域で合意され、保全と持続可能な利用を実現するエリアベース^{*}の取組に地域の多様な主体が関わり、国土全体と地球規模の生物多様性を考慮した重層的なガバナンスが進められ、多様なセクターや関係する個人が適切な役割分担に基づき取組を行っている。

3-1 生物多様性に関する活動

○ 生物多様性の普及啓発

生物多様性について市民一人ひとりが身近な問題として関心を持ち、理解し、行動につなげることができるよう、子どもから大人まで環境について学べる環境教育・環境学習の機会や場を提供していきます。

○ 市民活動団体への支援

生物多様性に関する活動を活性化するため、環境学習を行う各主体や環境保全活動を行う人材・市民活動団体の育成・支援を行います。

○ 生態系ネットワーク協議会への参画

東部丘陵生態系ネットワーク協議会への参画により、多様な主体と連携し、広域的な視点から生態系ネットワークの形成や保全に関する取り組みを推進します。

^{*}エリアベース：一定の区域や地域といった場の単位をもとに、生物多様性の保全と持続可能な利用を図る考え方。

3-2 生物多様性に関する取組を支える基盤整備

○ あらゆる分野の施策や計画への生物多様性への配慮の反映

総合計画、都市計画マスタープラン、環境基本計画、緑の基本計画、教育振興基本計画など、市の策定する各種行政計画に生物多様性の保全を位置付け、生物多様性保全に関わる施策を総合的に推進します。

○ 地域をあげて生物多様性の保全に取り組む体制の構築

地域をあげて生物多様性に関する取組を推進するため、市の関係部局の連携はもとより、市民団体、事業者、教育機関などの様々な主体が連携していくための体制を構築します。

指標

項目	現状値	目標
環境学習講座の開催数	67回	80回
環境保全活動等に参加している市民団体数	167団体	183団体

第 6 章

計画の推進

第 1 節 推進体制

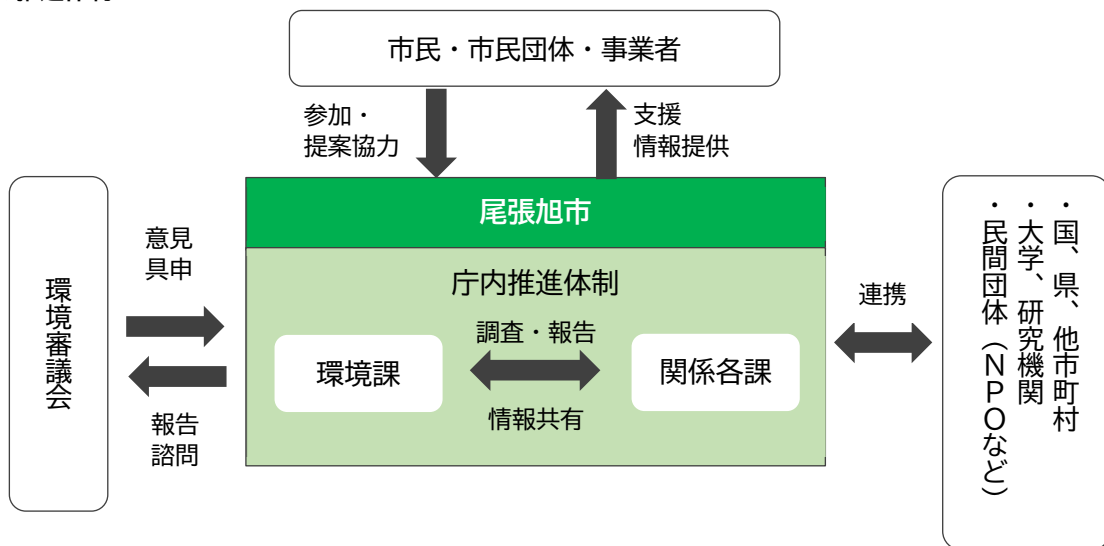
めざすべき「望ましい環境像」を実現するため、市、市民・市民団体、事業者がそれぞれの役割分担の中で緊密に連携・協力しながら計画を推進し、「環境審議会」において逐次進捗状況を確認します。

また、庁内における推進体制については、環境課が事務局となり、関係各課と連携を図りながら計画を効率的に推進します。

なお、広域的な課題等に対しては、国、県、他の地方公共団体と協力するとともに、大学、研究機関、民間団体（NPO など）との連携を密にしながら、環境の保全と創出のための施策を推進します。

計画の見直しや次期計画の策定の際には、その都度策定会議等の組織を検討し、環境保全及び創出について市としての調整を行います。

■計画の推進体制



● 環境審議会

- 役割：計画に関わる事項その他の環境に関する重要事項についての審議及び調査を実施する機関。環境基本条例に基づき設置する。
- 委員構成：有識者、公募市民、団体代表、事業者、行政機関の職員

● 環境基本計画推進会議

- 役割：計画推進に関する基本事項の検討、課内の進捗等調査、各課間の調整などを行う会議。必要に応じて下部組織を持つことができる。
- 委員構成：市民生活部長、関係部局の部次長級及び課長級職員

第2節 進行管理の方法

1 毎年度の進捗管理

(1) 取組の実施

計画に基づき、市、市民・市民団体、事業者は、それぞれの取組を実行し、施策を推進します。

(2) 進捗状況の把握

毎年度、各施策に設定した取組状況を見る指標の現状値を把握し、基準値及び目標値と比較することにより進捗状況を確認します。

(3) 進捗状況の公表

各施策の進捗状況や指標の結果を踏まえ、環境審議会で確認した結果を「環境基本計画年次報告書」として市のホームページで公表します。

また、様々な機会を通じて市民、市民団体、事業者等から幅広くご意見を伺い、次期計画への見直しに反映させていきます。

2 中間年度における推進管理

本計画期間の中間年である令和10年度（2028年度）を目処に、P D C Aサイクルにより計画の推進管理を行います。

① 点検（Check）

各分野に設定した目的達成度を示す成果指標の現状値を把握し、目標値と比較することにより評価、点検を実施します。

② 見直し（Action）

点検結果に基づき、施策や市の取組を見直すとともに、新たに必要な取組についても検討します。なお、次回の計画見直しの際には、評価手法のあり方についても改めて検討するものとします。

③ 計画（Plan）

社会情勢や市民意識の変化等を踏まえ、全面的な見直し又は部分的な見直しの実施を検討するものとします。

④ 実行（Do）

計画に基づき、市、市民・市民団体、事業者は、それぞれの取組を実行していきます。

■10年間の進行管理



尾張旭市を取り巻く環境の現状

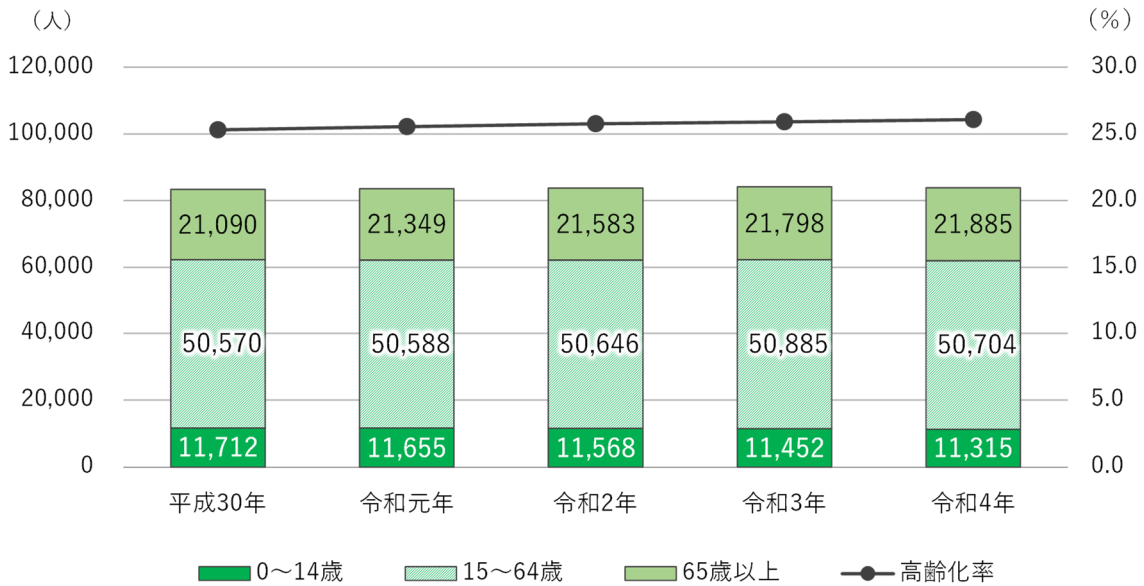
第 1 節 各分野の現状

1 人口・コミュニティ

(1) 年齢 3 区分別人口・高齢化率

年齢 3 区分別人口の推移をみると、65 歳以上の高齢者人口が一貫して増加しており、令和 4 年（2022 年）では 21,885 人となっています。また、総人口に対する高齢者人口割合を示す高齢化率の増加も継続しており、令和 4 年（2022 年）では 26.1%となっています。

■年齢 3 区分別人口・高齢化率の推移（各年 3 月末現在）

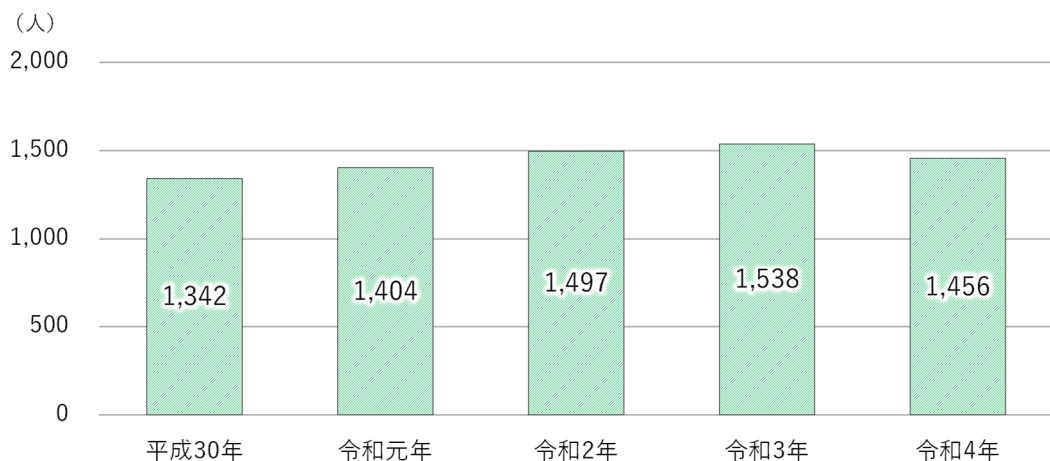


出典：尾張旭市の統計

(2) 外国人住民

外国人住民の人口は増加傾向が続いていましたが、新型コロナウイルスの影響により令和3年(2021年)の1,538人から令和4年(2022年)の1,456人に減少となりました。

■外国人住民の推移(各年3月末現在)

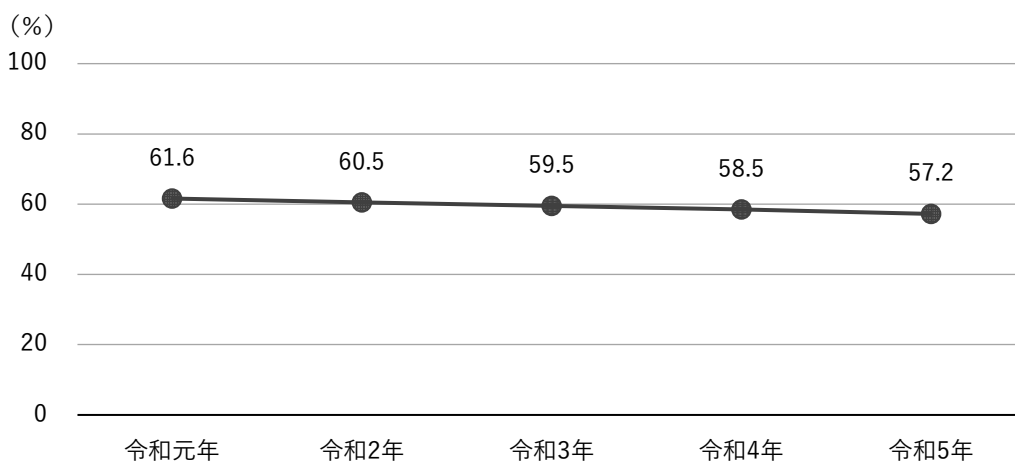


出典：尾張旭市の統計

(3) 自治会加入率

自治会加入率は微減の傾向が続いており、令和5年(2023年)では57.2%となっています。

■自治会加入率の推移



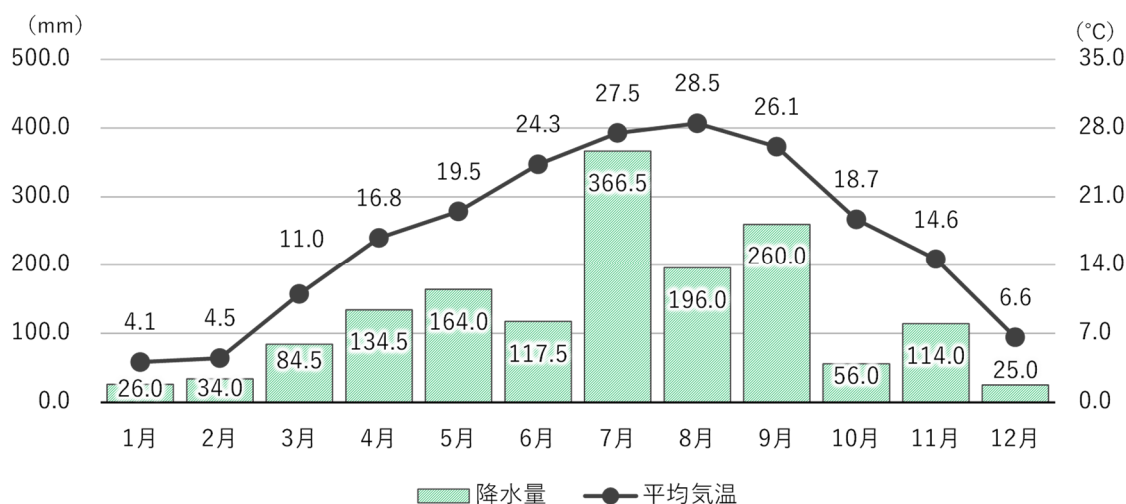
出典：市民活動課

2 自然環境

(1) 気象

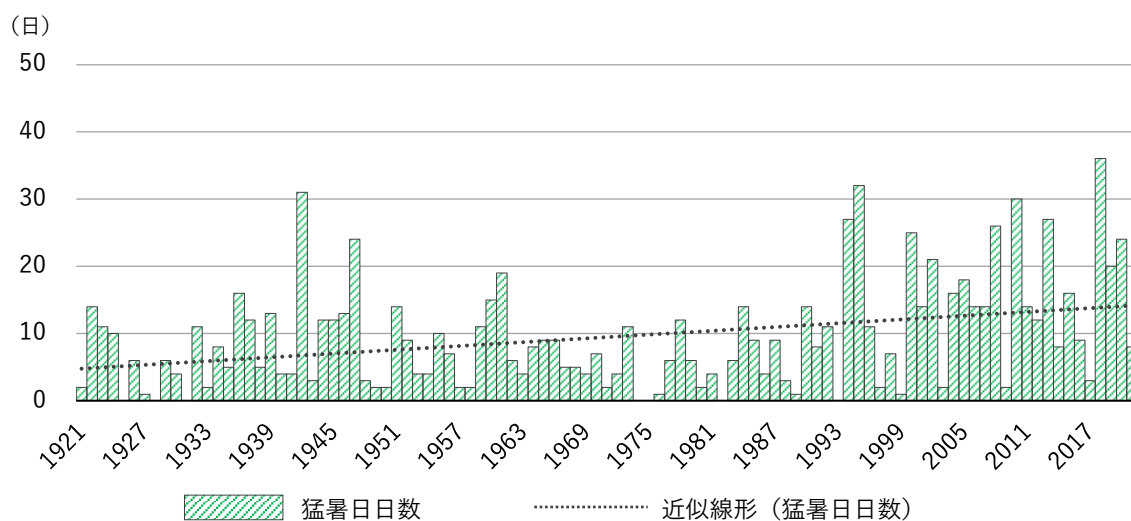
気温は比較的温暖で、年間を通じて晴れる日が多く、特に冬季は晴天が続き、降雪日もそれほど多くありません。令和4年(2022年)において、月別平均気温は、最低が4.1℃(1月)、最高が28.5℃(8月)となっています。月別降水量は、最大が366.5mm(7月)、最少が25.0mm(12月)となっています。なお、名古屋市における年平均気温は、100年当たりで約2.8℃上昇しており、名古屋市における年間当たり猛暑日日数や熱帯夜日数は増加傾向にあり、冬日日数※は減少傾向にあります。年間降水量の増加や猛暑日の増加等の傾向を踏まえ、適応策として防災や熱中症対策等の対策が求められます。

■月別降水量と平均気温(名古屋地方気象台、令和4年(2022年)の月平均値)



出典：令和3年版尾張旭市の統計

■年間当たり猛暑日日数の推移(名古屋地方気象台)



出典：気象統計情報(気象庁ホームページ)

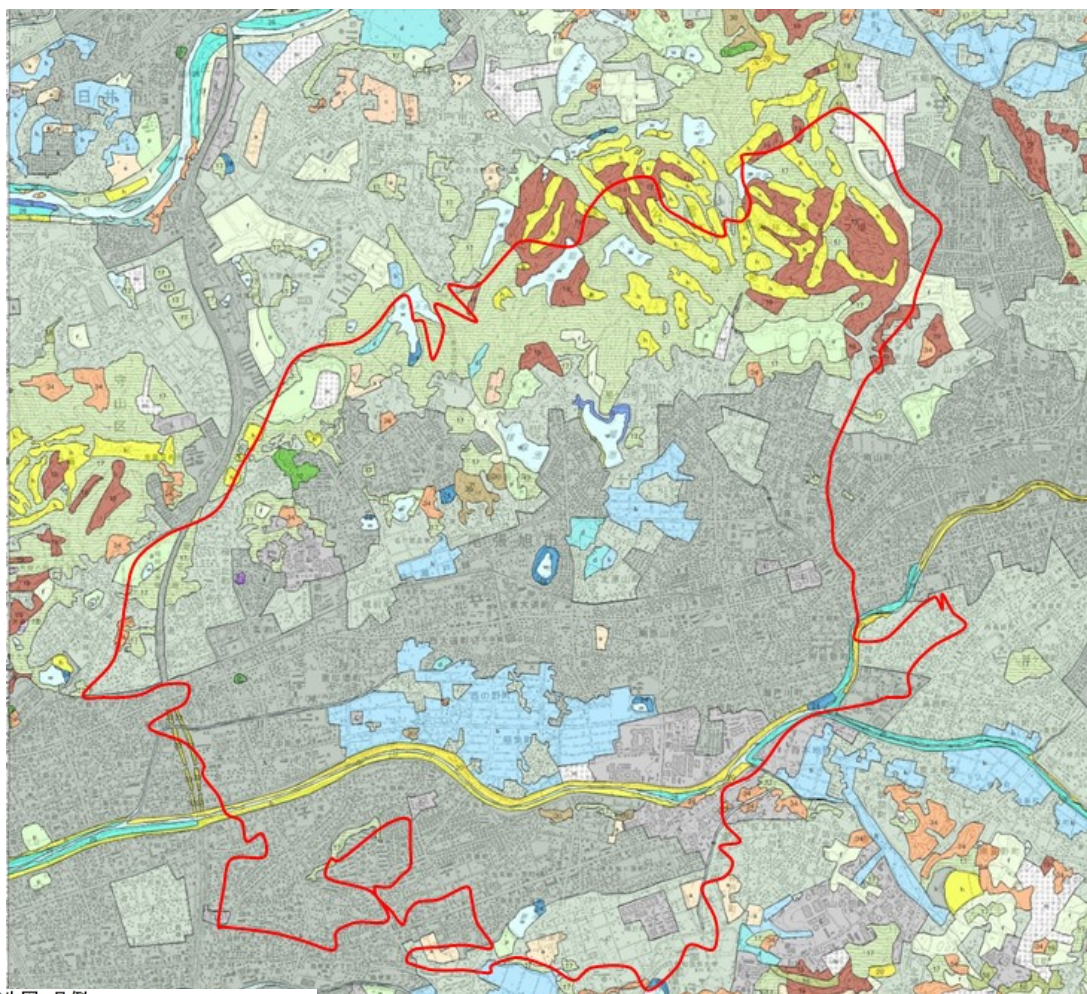
※冬日日数：日最低気温が0℃未満の日数。

(2) 動植物・生態系

本市の緑の分布状況を見ると、県道上半田川名古屋線の南北にまとまりのある水田が分布しており、市北部の丘陵地はコナラなどの二次林や針広混交林が広く分布しています。また、矢田川の南側斜面地には落葉広葉樹林や竹林が分布しています。また、矢田川に沿って広くススキが分布しています。

なお、「あいち生物多様性ポテンシャルマップ」によると、北部丘陵地域は、尾張東部でも希少種が多い地域であり、オオタカの生息適地、シジュウカラの安定的な生息地とされています。

■現存植生図



植生図 凡例

凡例	植生図凡例番号, 統一凡例コード, 統一凡例名
■	2, 271102, カナメモチーコジイ群落
■	8, 320100, ヤナギ高木群落(VI)
■	12, 400100, シイ・カン二次林
■	17, 410106, ケネザサーコナラ群落
■	36, 410111, フモトミズナラ群落
■	18, 410700, アカメガシワーカラスザンショウ群落
■	19, 420102, モチツツジーアカマツ群落
■	20, 450100, ススキ群団(VII)
■	22, 470200, スマガヤオーダー
■	23, 470300, 質養地小型植物群落
■	24, 470400, ヨシクラス
■	25, 470501, ツルヨシ群落
■	26, 470502, オギ群落
■	30, 540100, スギ・ヒノキ・サワラ植林
■	69, 540200, アカマツ植林
■	33, 541300, その他植林(常緑広葉樹)
■	34, 550000, 竹林
■	h, 560100, ゴルフ場・芝地
■	f, 570100, 路傍・空地雑草群落
■	c, 570101, 放棄畑雑草群落
■	a, 570300, 畑雑草群落
■	b, 570400, 水田雑草群落
■	d, 570500, 放棄水田雑草群落
■	k, 580100, 市街地
■	i, 580101, 緑の多い住宅地
■	p, 580200, 残存・植栽樹群をもった公園、墓地等
■	L, 580300, 工場地帯
■	m, 580400, 造成地
■	w, 580600, 開放水域
■	r, 580700, 自然裸地
■	s, 580800, 残存・植栽樹群地

※自然環境保全基礎調査植生調査の第6回(平成11年度~16年度)・第7回(平成17年度~)植生調査分を图示

出典：環境省自然環境局 生物多様性センター

3 生活環境

(1) 公害苦情

公害苦情の総数は、令和2年（2020年）にかけて増減を繰り返しつつ増加傾向にありましたが、令和3年（2021年）には減少しています。苦情件数は、平成30年（2018年）を除く年で、典型7公害以外の「その他」の苦情が最も多くなっています。

典型7公害のなかでは、大気汚染や騒音に関する苦情が多く、年度によっては悪臭も多くなっています。

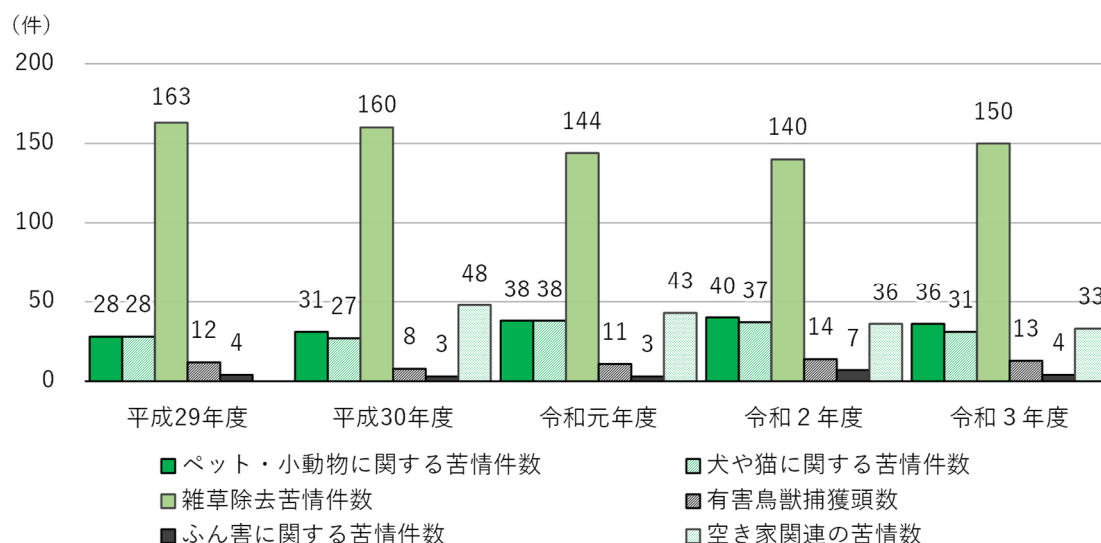
生活環境に関する苦情は、雑草駆除に関することが150件前後で推移しているほか、ペット・動物に関すること、空き家に関することがあがっています。総務省の住宅・土地統計調査による空き家件数は増減しながら推移していますが、本市では空家等対策計画策定のため、独自に空き家の判断基準を設け実態調査を実施しており、令和2年度（2020年度）の空き家は452件となり増加傾向にあります。

■公害関係苦情件数の推移

		年度				
項目		H29	H30	R元	R2	R3
典型7公害	大気汚染	21	34	21	31	21
	水質汚濁	1	2	1	1	1
	騒音	12	25	11	29	12
	振動	-	2	1	0	-
	悪臭	2	9	6	22	2
	地盤沈下	-	-	-	-	-
	土壌汚染	-	-	1	-	-
その他		30	15	38	34	30
合計		66	87	79	117	73

出典：令和4年版尾張旭市の統計

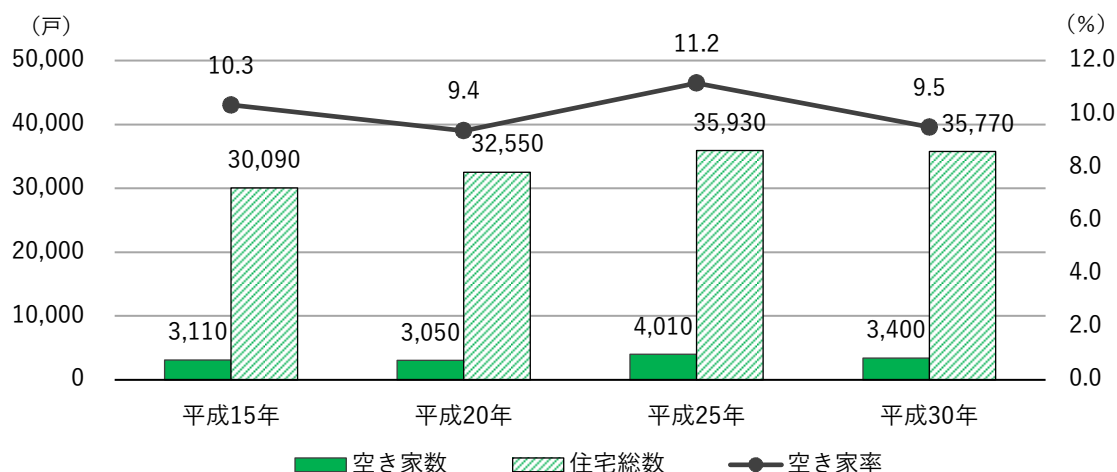
■生活環境に関する苦情件数の推移



※平成29年度における空き家関連の苦情数は不明

出典：行政評価資料

■尾張旭市の空き家の推移



出典：総務省 住宅・土地統計調査

■空き家実態調査の結果

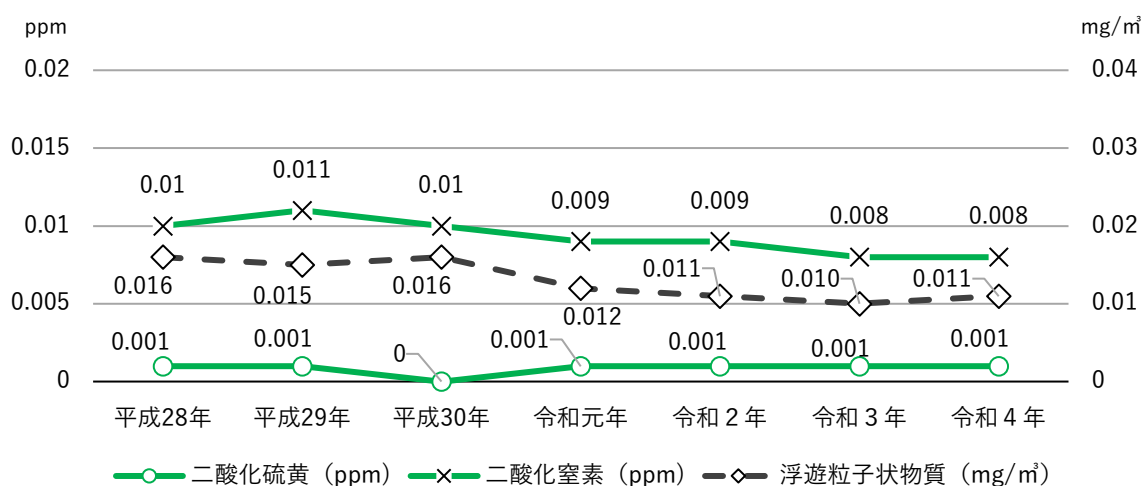
平成 27 年調査	326 件
令和 2 年調査	452 件
増減	+ 126 件

出典：尾張旭市空家等対策計画（中間見直し版）

(2) 大気

市内の大気汚染の状況は、年々改善傾向にあり、引き続き環境基準を満たしています。

■大気汚染調査結果（二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質）



環境基準 ○ 二酸化硫黄：1時間値の1日平均値が0.04ppm以下、かつ1時間値が0.1ppm以下
 × 二酸化窒素：1時間値の1日平均値が0.04から0.06ppmまでゾーン内又はそれ以下
 ◇ 浮遊粒子状物質：1時間値の1日平均値が0.1mg/m³以下、かつ1時間値が0.2mg/m³以下

出典：令和5年度環境基本計画年次報告書

(3) 水質

平成2年(1990年)に水質汚濁防止法が改正され、生活排水対策の推進の規定が追加されて「生活排水の排出により公共用水域の汚濁を防止するため生活排水対策の実施を特に必要と認められるときは、都道府県知事は生活排水対策重点地域を指定しなければならない」旨の規定が設けられました。

この規定を受け、平成12年(2000年)3月17日に、本市を含む矢田川上流域が生活排水対策重点地域に指定されました。矢田川上流域の環境基準点である大森橋(名古屋市守山区)では、pH(水素イオン濃度)、DO(溶存酸素量)、BOD^{*}(生物化学的酸素要求量)、SS(浮遊物質)について環境基準(水域類型:D)に適合しています。

また、愛知県による宮下橋の水質調査結果でも、pH、DO、BOD、SSそれぞれについて環境基準に適合しています。

■大森橋の水質調査結果(平成29年度~令和3年度)

年度 項目	H29	H30	R元	R2	R3
pH	7.5	7.4	7.5	7.5	7.6
DO	9.9	8.7	8.7	9.5	9.5
BOD (75%)	5.1	7.6	7.4	4.9	3.9
SS	6	9	8	6	11

■宮下橋の水質調査結果(平成29年度~令和3年度)

年度 項目	H29	H30	R元	R2	R3
pH	7.5	7.6	7.6	7.6	7.6
DO	9.1	8.9	8.7	9.1	9.8
BOD (75%)	6.0	8.0	4.8	6.0	4.6
SS	9	10	9	5	17

※環境基準 pH:平均値が6.0以上8.5以下、DO:平均値が2mg/L以上、BOD:75%値が8mg/L以下、SS:平均値が100mg/L以下

出典:公共用水域の水質調査結果(愛知県)

そのほか、愛知県ゴルフ場農薬適正使用指導要綱に基づき、市内のゴルフ場(森林公園ゴルフ場)の放流水水質を年1回把握しています。

また、「県民の生活環境の保全等に関する条例」に基づき、民間企業で過去に土壌汚染(シアン流出)のあった場所のモニタリング調査として、年に1回、県に提出しているものを市でも把握しています。

※BOD: Biochemical Oxygen Demand の略。生物化学的酸素要求量。水質汚濁の指標のひとつである。水の汚れ(有機物)が、微生物のはたらきで分解されるときに消費される酸素の量。BODが高いと水中の酸素濃度が低くなり、10mg/L以上で悪臭の発生等がみられる。コイやフナ(フナ)の育成には5mg/L以下が適している。

(4) 騒音・振動

騒音については、一般国道 363 号、県道名古屋瀬戸線、県道春日井長久手線、県道松本名古屋線及び市道瀬戸新居線において道路交通騒音の騒音調査が行われています。環境基準（等価騒音レベルが昼間 70dB、夜間 65dB）の達成状況（昼間・夜間ともに達成していた評価対象住居等の戸数の割合）は、令和 2 年度（2020 年度）に実施した国道 363 号（2 地点で実施）では、それぞれ 98.9%、90.4% でした。また、平成 30 年（2018 年）に実施した県道名古屋瀬戸線では、99.7%、令和元年度（2019 年度）に実施した県道春日井長久手線では 99.8%、令和 3 年度（2021 年度）に実施した市道瀬戸新居線では 99.4%、令和 4 年度（2022 年度）に実施した県道松本名古屋線では 99.5% でした。

また、騒音規制法・振動規制法に基づく特定施設を設置する市内の工場は、次のとおりとなっています。

■騒音規制法・振動規制法に基づく特定施設を設置する市内の工場数（令和 4 年度（2022 年度））

施設の種類	騒音	振動	施設の種類	騒音	振動
金属加工機械	34 14	37 1	印刷機械	4 0	0 0
空気圧縮機及び冷凍機	72 109	39 110	合成樹脂用射出成形機	3 1	4 0
土石用破碎機等	12 6	12 0	鋳型造形機	3 0	2 0
織機	1 0	0 0	ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン	— 4	— 6
建設用資材製造機械	2 0	—	送風機及び排風機	— 24	— 31
木材加工機械	4 1	4 0	走行クレーン	— 4	—
抄紙機	1 0	—	真空ポンプ	— 1	—

※上段は法律に基づく届出をしている工場等数、下段は条例に基づく届出の工場等数

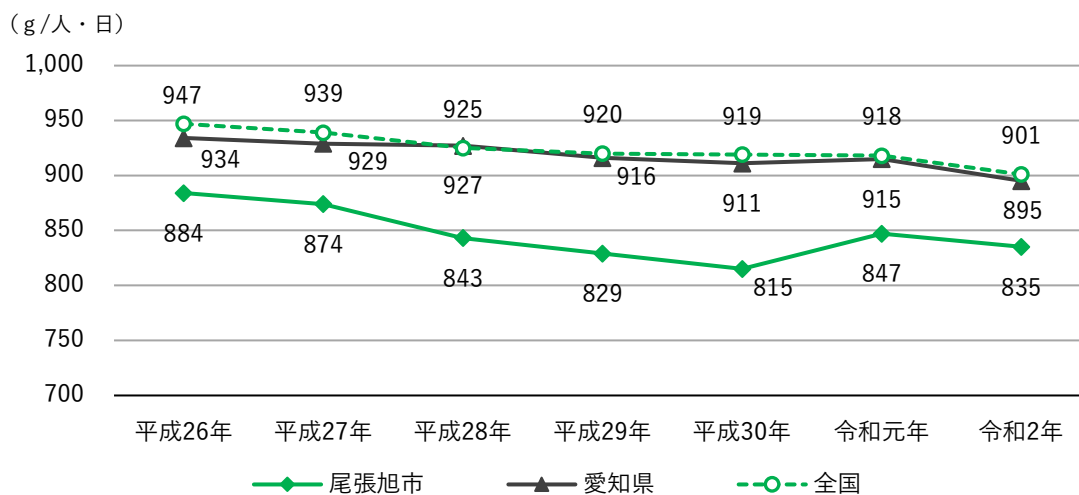
出典：環境課

(5) ごみ処理

近年における本市のごみ排出量は、概ね減少傾向にあります。

また、本市における令和2年度(2020年度)の1人1日当たりごみ総排出量は835g/人・日であり、全国平均や愛知県平均値よりも下回っています。最終処分率は10.6%と、全国平均や愛知県平均値よりも上回っており、引き続きごみの発生を抑制する取組や、リサイクルの推進が必要です。

■ 1人1日当たりごみ総排出量の比較



出典：尾張旭市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画、愛知県一般廃棄物処理事業実態調査

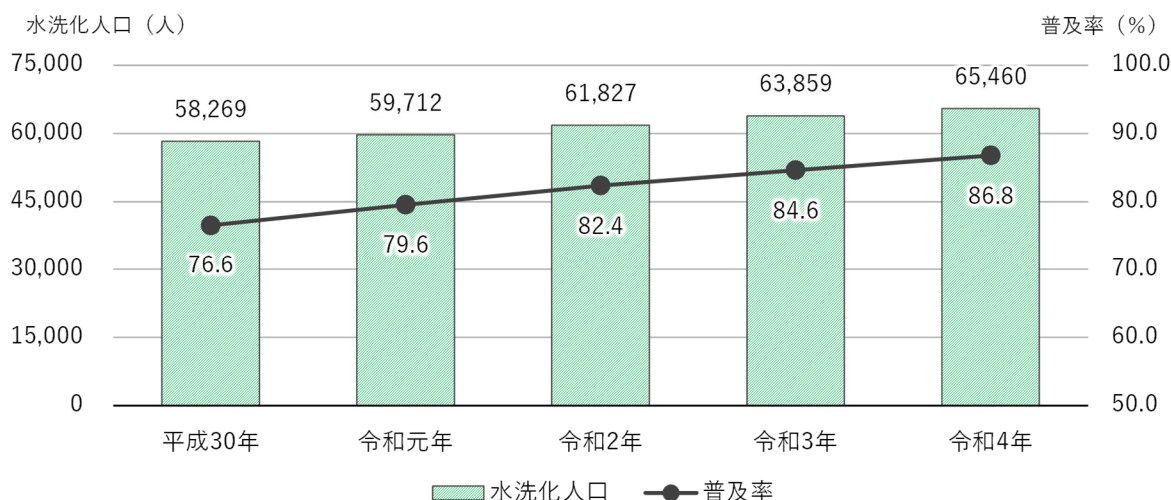
(6) 生活排水処理

本市における生活排水の処理設備には、公共下水道、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽及びくみ取り便所が挙げられます。ただし、単独処理浄化槽及びくみ取り便所はし尿を処理するための設備で、それ以外の台所や風呂などから生じる生活雑排水は処理できません。

下水道普及率については増加を続けていますが、令和4年度（2022年度）は86.8%となっており、さらなる普及が求められています。

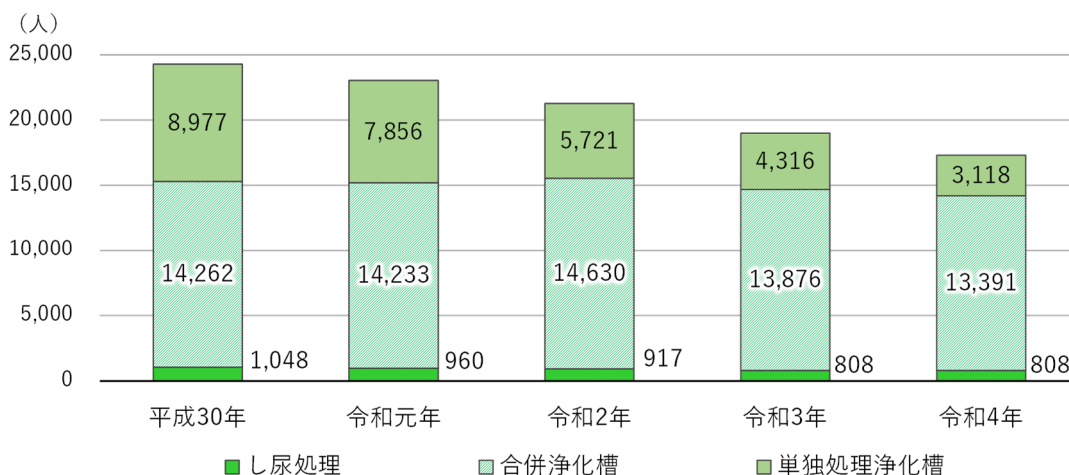
単独処理浄化槽・し尿処理人口は、下水道の普及に伴い減少傾向にあります。

■公共下水道の状況



出典：下水道課

■合併処理浄化槽・し尿処理人口の状況



出典：環境課

4 都市・快適環境

(1) 公園・緑地

令和4年(2022年)3月現在の公園面積は、82ヶ所で60.09haとなっています。これに基づくと、市民一人当たりでは7.26m²/人となり、愛知県の平均値(7.94m²/人 令和2年度(2020年度))や国の整備目標値(10.0m²/人)を下回っています。

北部に本市と名古屋市守山区にまたがって、愛知県森林公園(広域公園、総面積約466haのうち、本市分が329.54ha)があります。愛知県森林公園は、植物園が107ha、一般公園施設が33ha、運動施設が47ha、ゴルフ施設が281haとなっています。また、本市と名古屋市守山区にまたがる緑地として、西園・本園・中央園・東園を有し、様々な世代の多様なニーズの受け皿・レクリエーション等に広く利用されている小幡緑地(広域公園、約76.2haのうち、本市分が約19.4ha)があります。

本市の森林面積は、291ha、市域に占める森林面積の割合は13.8%であり、近隣市と比べると、瀬戸市、長久手市、春日井市、日進市に次ぐ割合となっています。

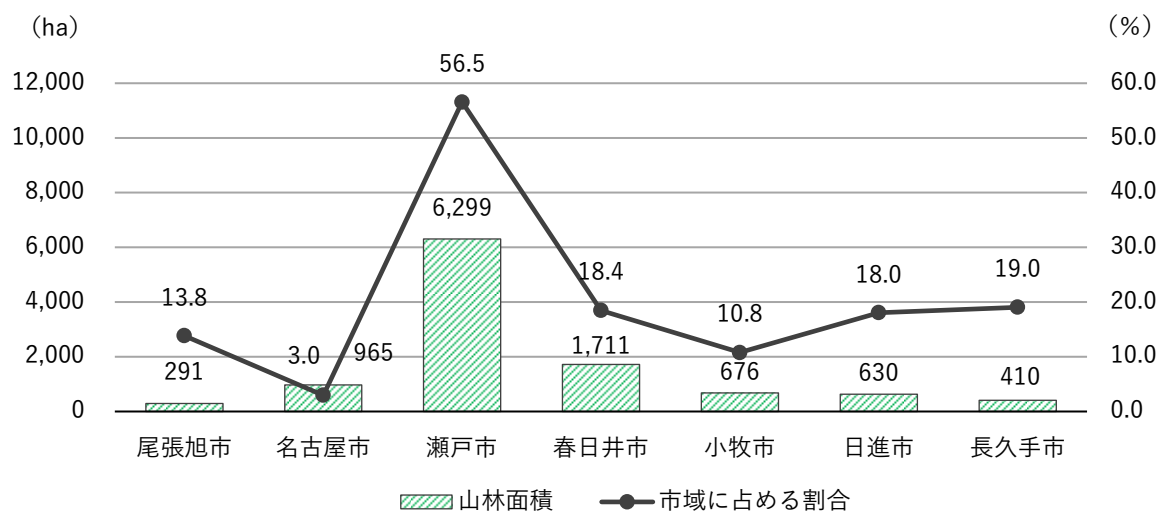
一方、平成30年度(2018年度)の区域区分と用途地域の見直しに伴い、一部の農地で工業系用途への見直しが行われており、緑地の減少が見込まれます。

■本市の公園・緑地・墓園(令和4年(2022年)4月1日現在) 単位:箇所、ha

施設の種類	都市計画公園		開設公園				全体		
	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	
公園	街区公園	38	10.93	38	10.93	24	4.41	62	15.34
	近隣公園	2	2.9	2	2.9	1	1.80	3	4.7
	地区公園	1	4.9	1	4.9	-	-	1	4.9
	総合公園	1	9.8	1	9.5	-	-	1	9.5
緑地	1	46.4	1	14.32	13	4.79	14	19.11	
墓園	1	6.0	1	6.0	-	0.54	1	6.54	
計	44	80.93	44	48.55	38	11.54	82	60.09	

出典:尾張旭市の都市計画2022

■森林面積及び森林面積の市域に占める割合の他市との比較(令和2年(2020年))



出典:2021年版土地に関する統計年報(愛知県)

(2) 交通

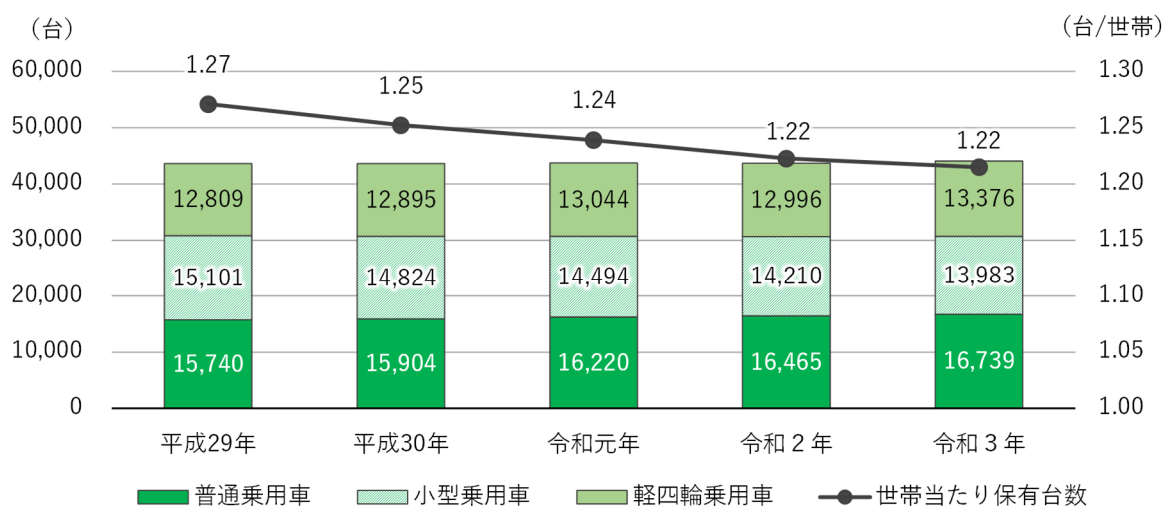
市内には、高速道路と国道が各1路線、県道が6路線あるほか、市道は1,497路線あり、そのうち87.2%が改良済みとなっています。

市南部には、瀬戸市と名古屋市を連絡する国道363号が東西に横断しているとともに、県道名古屋瀬戸線が名鉄瀬戸線と並行し、県道春日井長久手線が三郷駅西側を南北に横断しています。

また、名鉄瀬戸線以南には、国道、主要地方道、一般県道が各1路線ずつ東西方向（瀬戸市、名古屋市方面）に存在しますが、以北の区域には東西方向には存在しません。

自動車登録台数は継続して増減しながら推移しており、内訳としては、普通乗用車は増加傾向、小型乗用車は減少傾向、軽四輪乗用車は令和元年まで増加し、その後減少しています。また、世帯当たりの保有台数は、令和2年度（2020年度）末で1.22台/世帯であり、全国平均（1.04台/世帯）より多く、県平均（1.26台/世帯）より少なくなっています。

■自動車登録台数と世帯当たり保有台数



出典：令和4年版尾張旭市の統計

	乗用車保有台数 (台)	世帯数 (世帯)	世帯当たり保有台数 (台/世帯)
尾張旭市	44,098	36,294	1.22
愛知県	4,210,346	3,266,593	1.29
全国	61,867,152	59,761,065	1.04

※尾張旭市の数値は、乗用車は令和3年度末、軽四輪自動車は令和4年4月1日時点。愛知県・全国の数値は、令和3年度末時点。

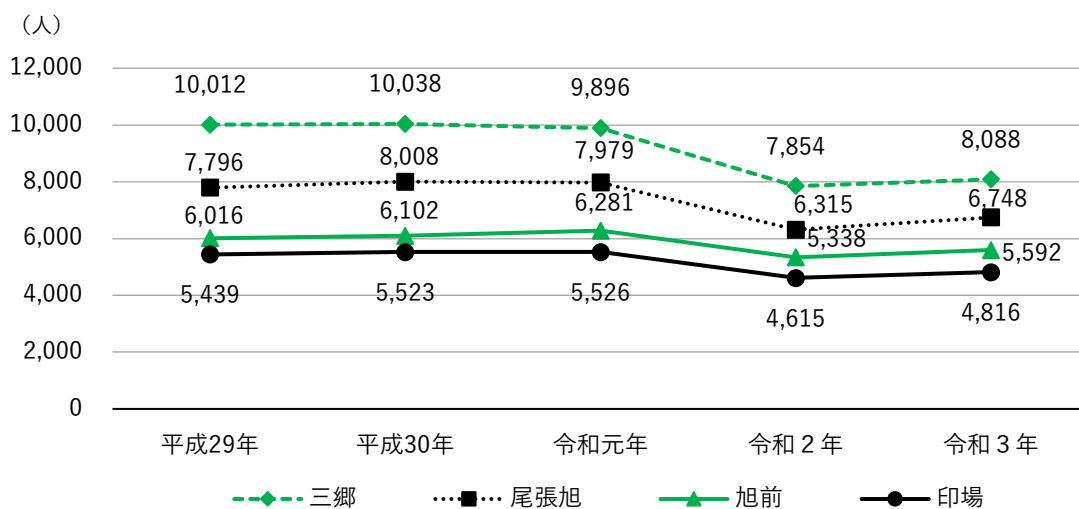
出典：尾張旭市は令和4年版尾張旭市の統計、愛知県及び全国は自動車検査登録情報協会

市域中心部には、東西に名鉄瀬戸線が運行しており、本市と名古屋市中区、瀬戸市中心市街地を連絡しています。

また、バス路線としては、名鉄バスや名古屋市営バス、尾張旭市営バス（あさぴー号）が運行しており、名鉄バスは尾張旭向ヶ丘や瀬戸方面から、名鉄バスセンターや藤が丘駅・長久手古戦場駅に発着し、名古屋市営バスは、本地住宅・印場駅・東谷山フルーツパークから藤が丘駅、東谷山フルーツパークから小幡へ発着しています。

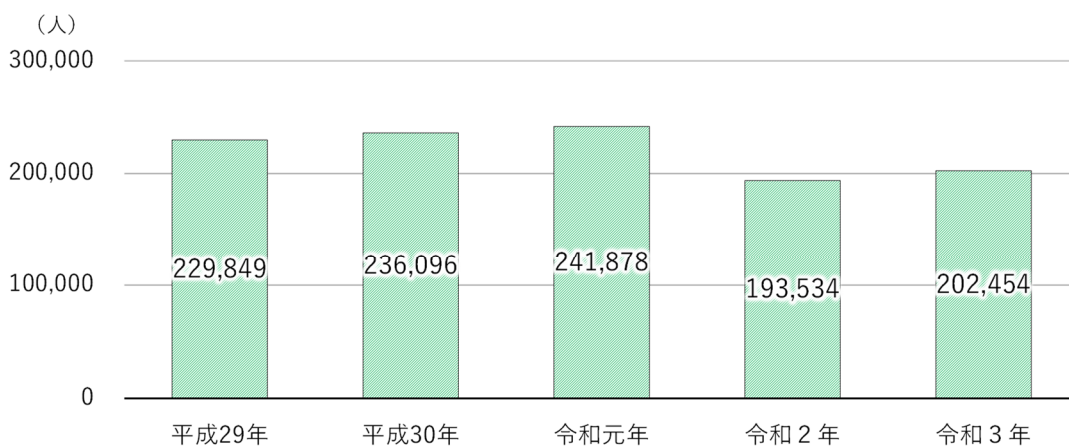
名鉄瀬戸線や市営バスの利用者は令和元年から令和2、3年にかけて減少していますが、新型コロナウイルス感染症の影響によるものとみられます。

■名鉄瀬戸線の一曰平均乗降者数の推移



出典：令和3年版尾張旭市の統計

■尾張旭市営バスの利用者数の推移



出典：令和3年版尾張旭市の統計

5 広域・地球環境

(1) 部門・分野別の温室効果ガス（CO₂）排出量

部門・分野別の温室効果ガスの排出量は、合計は基準年度から減少傾向にあります。令和元年度（2019年度）の排出量をみると、部門別では運輸部門が最も多く、次いで家庭部門、産業部門となっています。最も排出量の多い運輸部門の中では、自動車（旅客）分野が最も多くなっています。

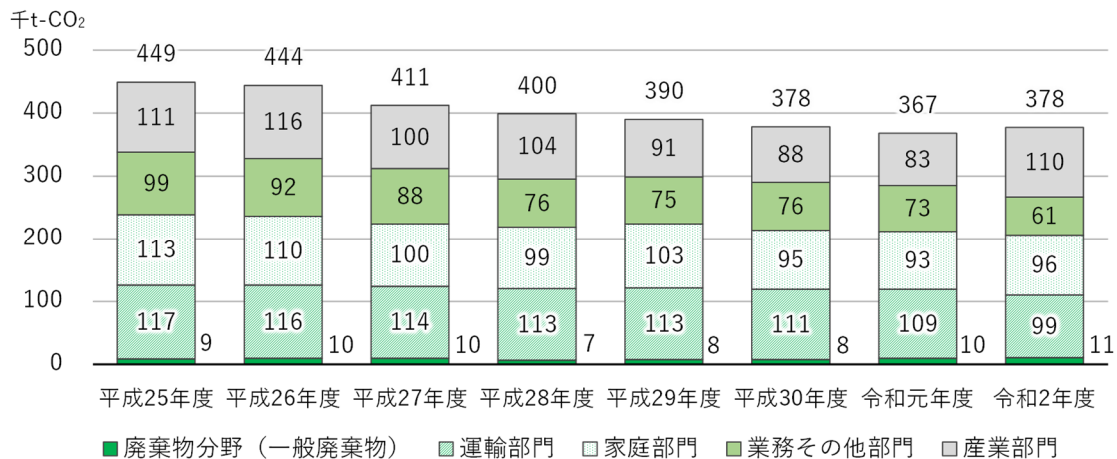
令和元年度（2019年度）の排出量からみると、本市においては、宅地面積（住宅・事業所面積）の割合が高く、産業構造でも卸売業・小売業の割合が高いことにより、家庭部門や業務その他部門、また、これらに関連する運輸部門（自動車）の温室効果ガス排出量全体に占める割合は高くなっています。ただし、人口や世帯数が増加傾向にある中、家庭部門の排出量が経年変化で減少しており、温室効果ガス削減の取組が進んでいることがうかがえます。また、製造業は近年事業者数や排出量は減少傾向にあるものの、家庭部門や運輸部門と同様に全体に占める割合は令和元年度（2019年度）で2割台となっています。

■部門・分野別の温室効果ガス（CO₂）排出量の経年変化（基準年度及び直近3年） 単位：千t-CO₂、%

部門・分野	年度	H25	H30	R元	R2	
		(基準年度)				構成比
合計		449	378	367	378	100
産業部門		111	88	83	110	29.1
製造業		107	84	79	106	28.0
建設業・鉱業		4	3	3	3	0.8
農林水産業		1	1	1	1	0.3
業務その他部門		99	76	73	61	16.1
家庭部門		113	95	93	96	25.4
運輸部門		117	111	109	99	26.2
自動車		110	106	103	94	24.9
旅客		79	74	72	63	16.7
貨物		31	32	32	30	7.9
鉄道		6	5	5	5	1.3
廃棄物分野（一般廃棄物）		9	8	10	11	2.9

出典：環境省 自治体排出量カルテ

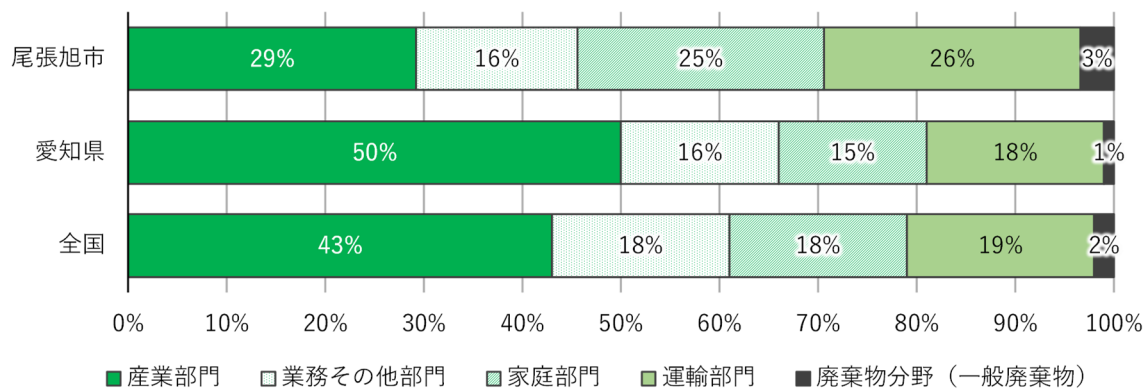
■部門・分野別の温室効果ガス（CO₂）排出量の経年変化（平成25年度（2013年度）以降）



※端数処理の関係から合計と内訳が合致しないことがある

出典：環境省 自治体排出量カルテ

■部門・分野別構成比の国・県比較（令和2年度（2020年度））



出典：環境省 自治体排出量カルテ

1 計画の基本的事項

2 尾張旭市の環境の課題

3 望ましい環境像・基本方針

4 望ましい環境像を実現するための施策

5 生物多様性地域戦略

6 計画の推進

7 尾張旭市を取り巻く環境の現状

巻末資料

(2) 再生可能エネルギー

①再生可能エネルギーの賦存量

本市における再生可能エネルギーの賦存量の推計値は、地中熱が最も多いものの、導入コストに課題があります。

■本市における再生可能エネルギー賦存量（推計） 令和5年（2023年）4月時点公表資料より

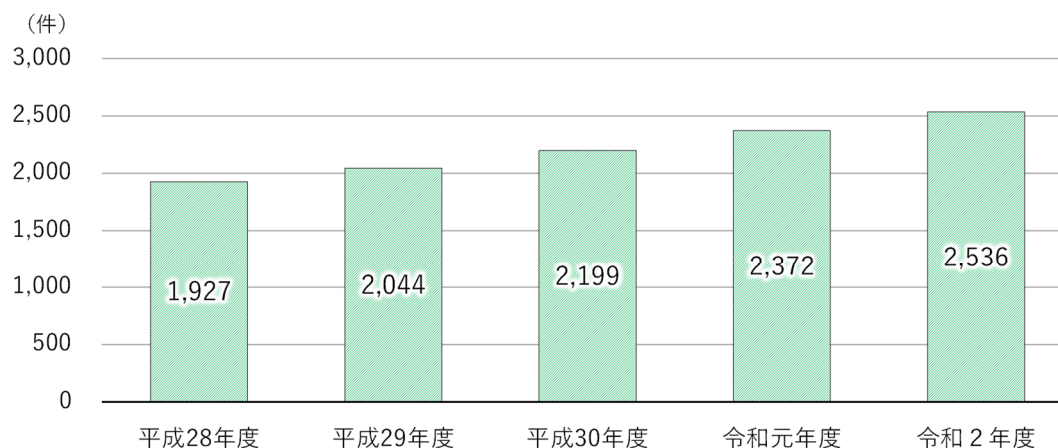
	再生可能エネルギー量	補足
太陽光（建物系） （令和3年度推計）	297,383MWh/年	「官公庁」、「病院」、「学校」、「戸建住宅」、「集合住宅」、「工場・倉庫」、「その他建物」、「鉄道駅」における太陽光発電の推計値
太陽光（土地系） （令和3年度推計）	47,618MWh/年	「最終処分場」、「田・畑」、「荒廃農地」、「ため池」における太陽光発電の推計値
再生可能エネルギー（電気）合計	345,002MWh/年	
地中熱 （平成27年度推計）	3,826,000GJ/年	個別建築物等における地中熱利用（ヒートポンプ）の推計値
太陽熱 （平成25年度推計）	635,354GJ/年	個別建築物等における太陽熱利用の推計値
再生可能エネルギー（熱）合計	4,461,354 GJ/年	

出典：再生可能エネルギー情報提供システム「REPOS（リーパス）」から取得したコンテンツを加工して作成

②再生可能エネルギー設備の設置状況

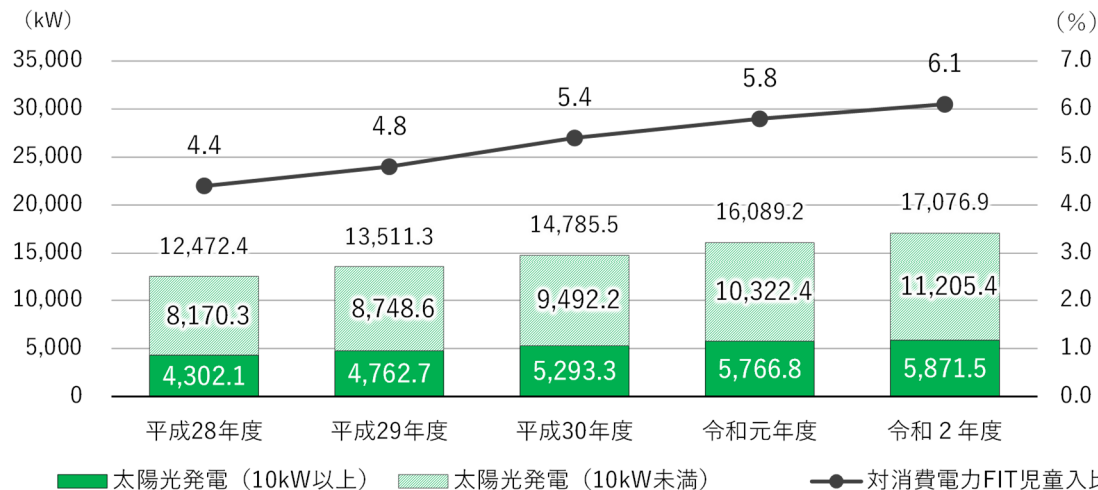
本市における太陽光発電（10kW未満）設備の導入件数は平成29年度（2017年度）に2,000件を超え、令和2年度（2020年度）では、2,536件となっています。

■尾張旭市の太陽光発電（10kW未満）設備の状況件数類型



出典：環境省 自治体排出量カルテ

■尾張旭市の太陽光発電の導入容量累積の経年変化



出典：環境省 自治体排出量カルテ

③公共施設における再生可能エネルギーの利用

市の公共施設においても再生可能エネルギーの利用を促進しており、その一部は災害用電源としても活用しています。平成27年度（2015年度）からは、公共施設の屋根を民間事業者に貸し出して、太陽光発電を行う事業を進めています。また、土地の有効活用策の一つとして、遊休地への太陽光発電設備の設置が本市でも数か所あります。

■太陽光発電設備設置状況

導入設備	設置年月	規模			用途
		定格出力 (kW)	基数 (基)	総出力 (kW)	
尾張旭市保健福祉センター	H13年10月	7.68	1	7.68	施設電力
渋川小学校北校舎	H15年2月	20.00	1	20.00	施設電力
白鳳小学校	H20年3月	5.00	1	5.00	施設電力
新池交流館・ふらっと	H22年2月	10.00	1	10.00	施設電力
旭中学校	H22年2月	10.00	1	10.00	施設電力
尾張旭市学校給食センター	H22年7月	10.00	1	10.00	施設電力
多世代交流館・いきいき	H26年3月	0.21	48	10.03	売電

出典：環境課

■風力発電設備設置状況

導入設備	設置年月	規模			用途
		定格出力 (kW)	基数 (基)	総出力 (kW)	
新池交流館・ふらっと	H21年1月	1.00	3	3.00	施設電力

出典：環境課

■温度差エネルギー利用状況

導入設備	設置年月	規模	用途
尾張旭市保健福祉センター	H21年1月	空気量 17,300	施設電力

出典：環境課

■公共施設の屋根貸しによる太陽光発電事業対象施設

施設名	合計出力 (kW)	年間発電量 (kWh/年)	使用面積 (㎡)	施設名	合計出力 (kW)	年間発電量 (kWh/年)	使用面積 (㎡)
市役所	58.48	62,729	355	瑞鳳小学校	58.05	62,147	352
旭小学校	58.05	62,266	352	旭中学校	58.05	62,147	352
渋川小学校	58.05	62,266	352	東中学校	58.48	62,729	355
本地原小学校	51.6	55,241	313	西中学校	58.05	62,147	352
白鳳小学校	58.48	62,605	355	文化会館	58.48	62,605	355

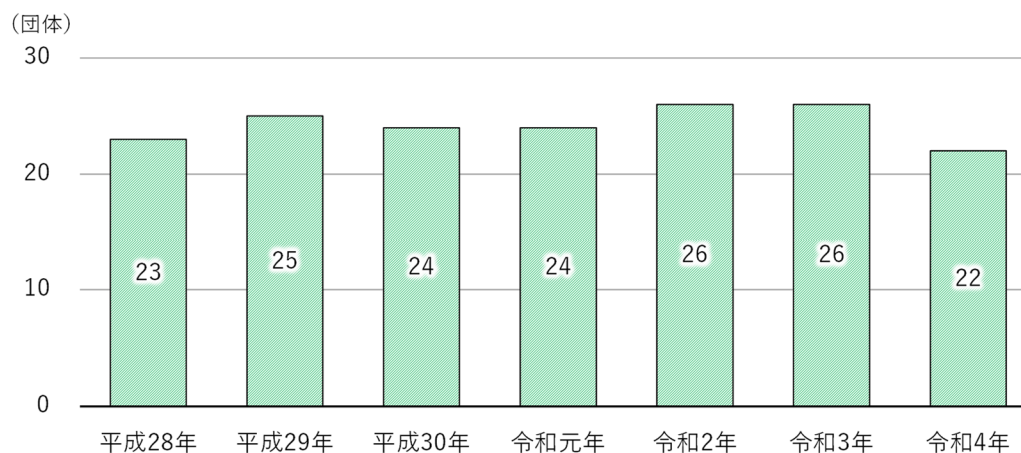
出典：環境課（尾張旭市HP）

6 環境学習

（1）活動団体

環境保全活動等に参加している市民団体の数は増減しながら推移しており、令和4年（2022年）では22団体となっています。活動内容としては、自然観察会や自然保全活動、森づくりやノルディックウォーク等自然に親しむ活動、環境に関する調査や情報収集、啓発を行うなど多様な活動が展開されています。

■環境保全活動等に参加している市民団体数



出典：尾張旭市環境報告書

(2) 市内で実施している環境に関する各種講座・教育

市内では、本市の複数の部署や関係団体により、環境に関する各種講座・教育が実施されています。

事業名	内容
①あさひエコ大学 (環境課)	環境に対する市民の意識高揚を図るため、名古屋産業大学と共同で講座を開催し、環境について学んでいただいています。
②あさひこども環境教室 (環境課)	市内のお店探検や工作などを通して、楽しく環境について学んでいただいています。
③エコクッキング (環境課)	地元の野菜を使い、食材の使い切り、食事の食べきり、生ごみの水キリの『3キリ運動』を実践し、環境に優しいエコクッキングを体験していただいています。
④水生生物調査(環境課)	毎年夏の時期に矢田川の生きものを調べ、水質を判定しています。
⑤愛犬出前しつけ方教室 (環境課)	飼い主と犬との信頼関係の構築による、犬の適正飼養の普及と迷惑の予防などを目的として、愛知県動物愛護センターと動物愛護ボランティアの方々の協力のもと、初歩的なしつけ(犬のしつけ方・マナー講習、基本的な指示語トレーニング)や、個別しつけ相談などを実施しています。
⑥山辺の散歩道 (公園農政課)	市北部丘陵地に残る貴重な自然や里山風景をめぐりながらウォーキングが楽しめる散歩道です。維摩池を散策の起点として、尾張旭の自然の魅力と大切さを再発見できる4つのルートを設定しています。
⑦吉賀池湿地一般公開 (公園農政課)	昭和63年度(1988年度)から調査・管理が行われており、年に6回の一般公開を行っているほか、4月～10月まで団体見学を受け付けています。
⑧秋のマメナシ・アイナシ 観察会 (文化スポーツ課)	城山公園の長池にて、東海地方のみに存在するマメナシ・アイナシについて、専門家の話を聞きながら観察するイベントを開催しています。
⑨愛知県森林公園で実施されている講座・イベント	森林公園の環境や資源を生かした、ヨガ・ウォーキング、虫・鳥・花などの観察会、学習・展示会、各種イベント等、年間を通じて様々な主体による催しが行われています。
⑩環境フォーラム (名古屋産業大学)	名古屋産業大学環境経営研究所では本市との共催により環境フォーラムを開催しています。

第2節 環境への意識

1 環境に関するアンケート調査の概要

本計画の策定に当たり、環境政策に関するご意見を把握するため、アンケート調査を実施しました。

区分	調査方法	調査期間	配布数	回収数	回収率
①市民	郵送配布 郵送回収又はWEB回答	令和4年(2022年) 9月1日(木)～9月22日(木)	2,000	823	41.1%
②事業所	郵送配布 郵送回収又はWEB回答	令和4年(2022年) 9月1日(木)～9月22日(木)	200	54	27.0%
③-1 小学生	学校で実施 WEB回答	令和4年(2022年) 9月2日(金)～9月22日(木)	各小学校の5年生1クラス 回答数:277		
③-2 中学生			各中学校の2年生1クラス 回答数:100		
④学校・保育所(小規模保育事業所を除く)・幼稚園	郵送回収又はWEB回答	令和4年(2022年) 9月1日(木)～10月5日(水)	31	31	100.0%
⑤市民団体	郵送配布 郵送回収又はWEB回答	令和4年(2022年) 9月1日(木)～9月22日(木)	11	7	63.6%

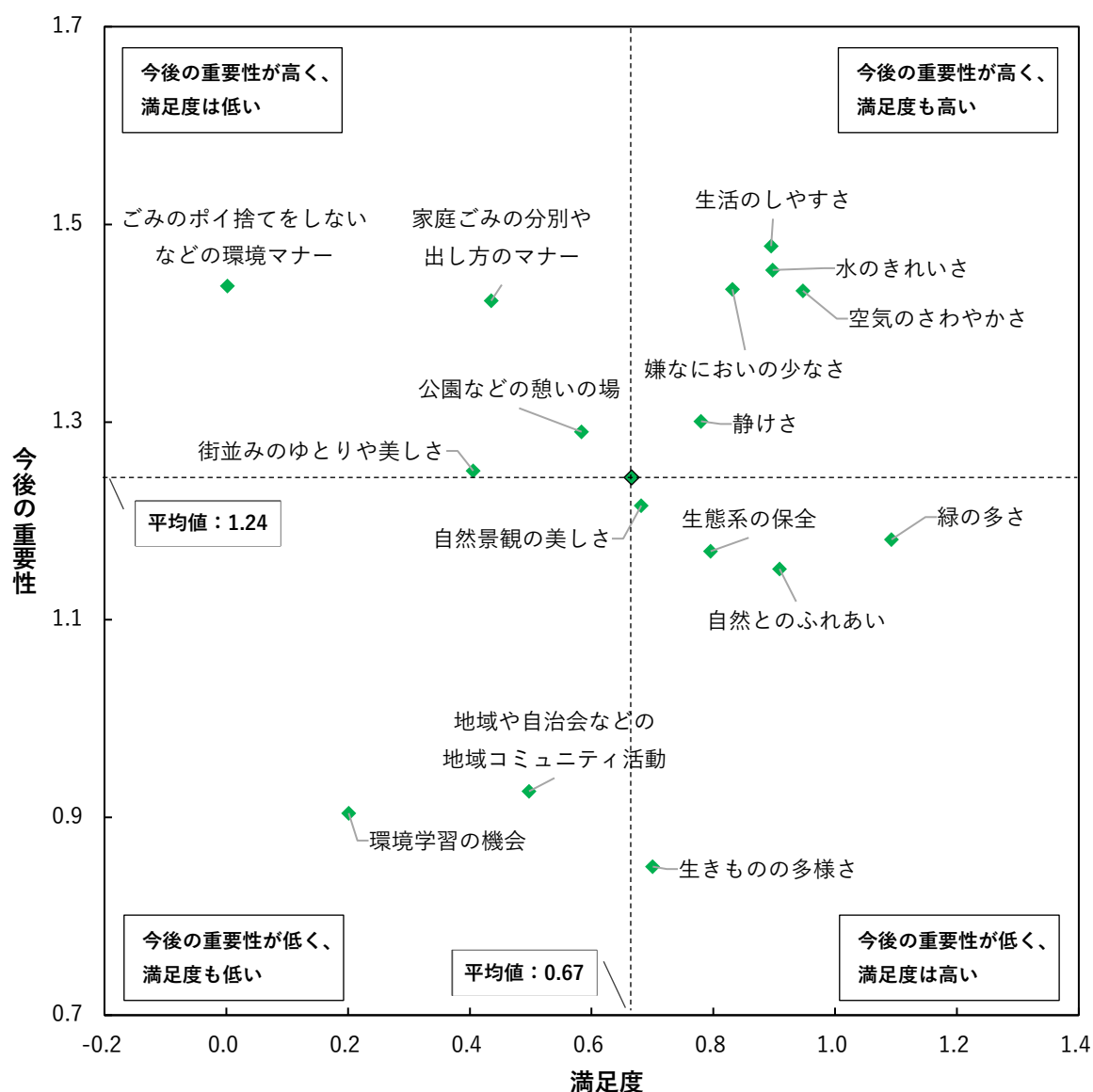
2 調査結果の概要

(1) 市民

①自然や生活への満足度・重要度

回答者が住んでいる地域の自然や生活などの環境に関する満足度と重要度を尋ねたところ、今後の重要性が高く、満足度は低い項目としては、「ごみのポイ捨てをしないなどの環境マナー」、「家庭ごみの分別や出し方のマナー」、「公園などの憩いの場」、「街並みのゆとりや美しさ」などが挙げられ、ごみに関するマナーやうるおいのある住空間の充実が求められています。

■自然や生活に関することについての満足度・重要度

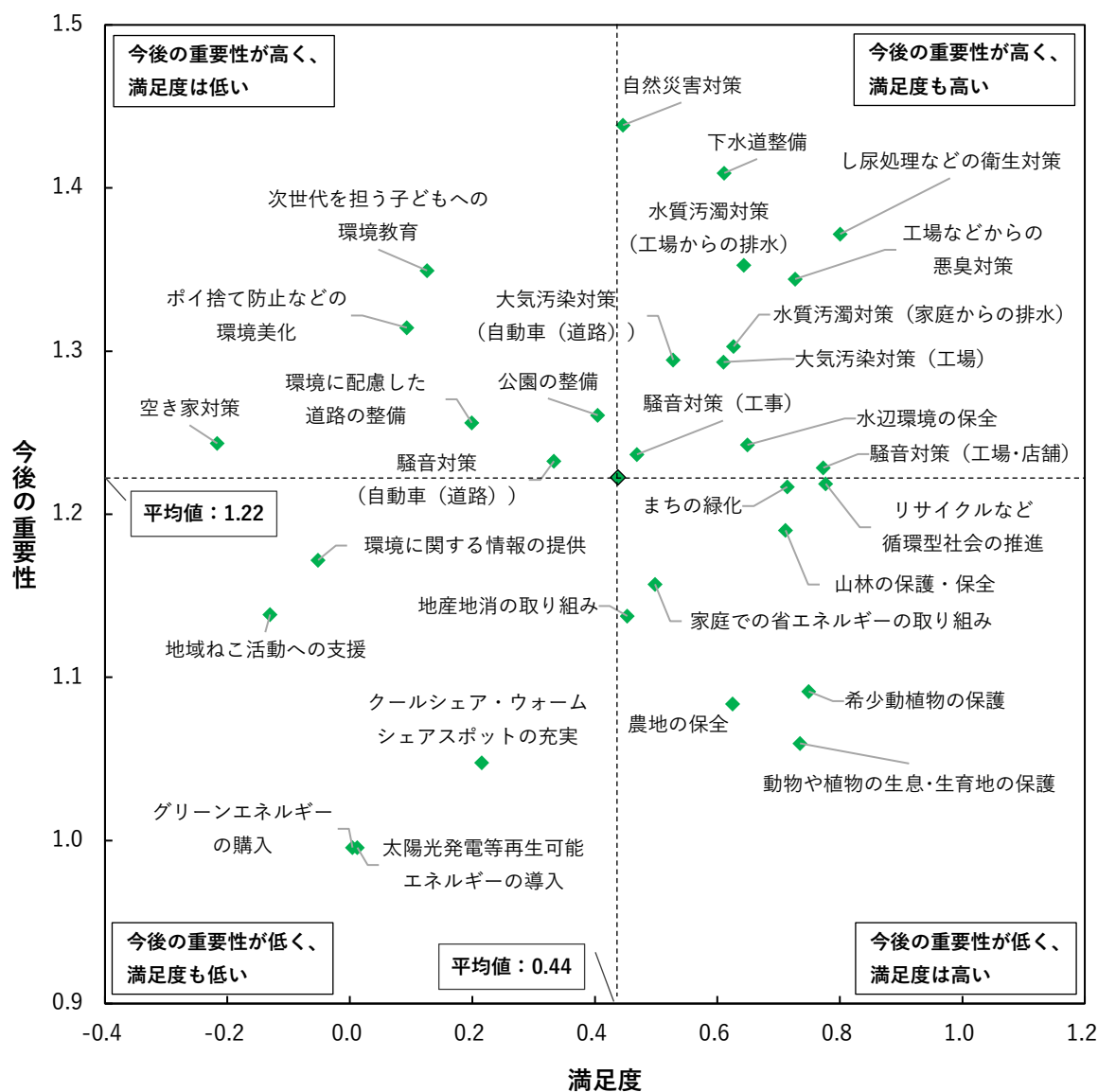


※満足度については「満足」+2点、「まあ満足」+1点、「どちらともいえない」及び「無回答」0点、「やや不満」-1点、「不満」-2点、重要度については「重要」+1点、「どちらともいえない」及び「無回答」0点、「さほど重要ではない」-1点、「重要ではない」-2点としてそれぞれ計算し、点数化しています。

②行政の取組への満足度・重要度

環境に関する行政の取組についての満足度と重要度を尋ねたところ、今後の重要性が高く、満足度は低い項目としては、「次世代を担う子どもへの環境教育」、「ポイ捨て防止などの環境美化」、「公園の整備」、「環境に配慮した道路の整備」、「空き家対策」、「騒音対策（自動車（道路）」）などが挙げられ、教育及び生活環境の充実の観点から幅広い取組が求められています。

■行政の取組に関することについての満足度・重要度



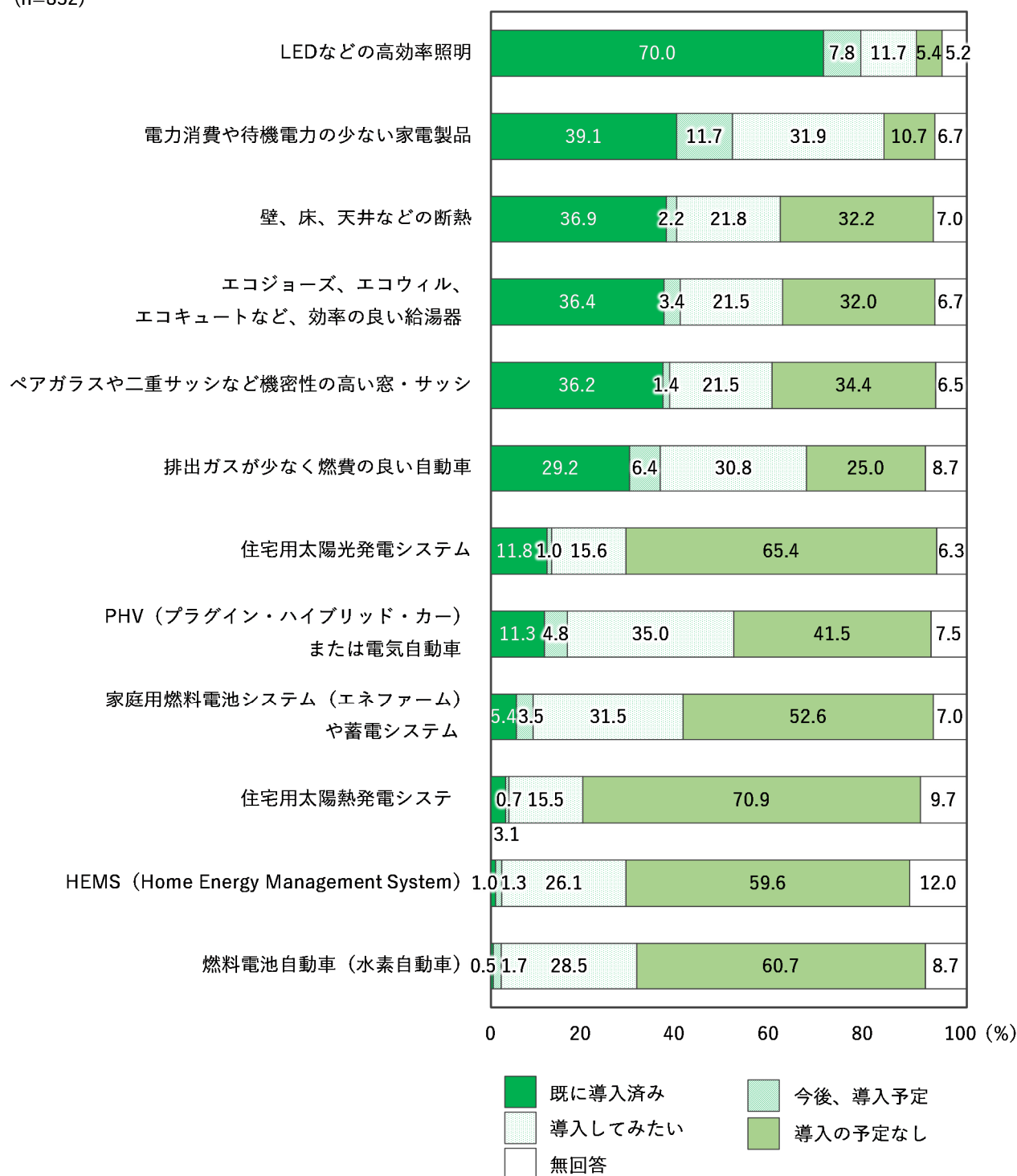
※満足度については「満足」+2点、「まあ満足」+1点、「どちらともいえない」及び「無回答」0点、「やや不満」-1点、「不満」-2点、重要度については「重要」+1点、「どちらともいえない」及び「無回答」0点、「さほど重要ではない」-1点、「重要ではない」-2点としてそれぞれ計算し、点数化しています。

③地球温暖化防止につながる機器や設備等の導入状況

地球温暖化防止につながる機器や設備などの導入状況では、『既に導入済み』で「LED などの高効率照明」が 70.0%と最も高く、次いで「電力消費や待機電力の少ない家電製品」が 39.1%、「壁、床、天井などの断熱」が 36.9%となっています。一方、『導入の予定なし』で「住宅用太陽熱発電システム」が 70.9%と最も高く、次いで「住宅用太陽光発電システム」が 65.4%、「燃料電池自動車（水素自動車）」が 60.7%となっています。

■地球温暖化防止につながる機器や設備等の導入状況

(n=832)

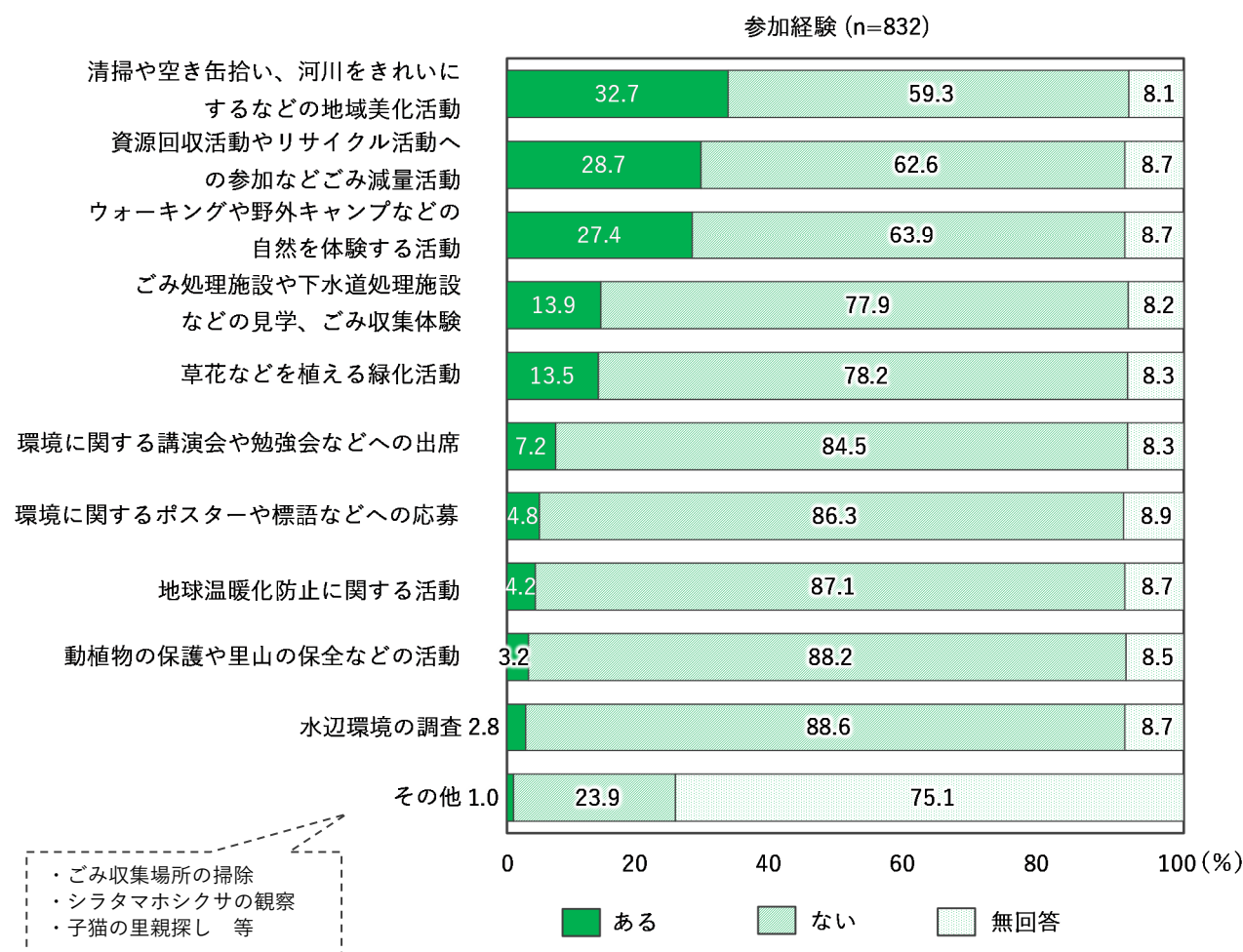


④環境保全活動や自然とのふれあい等の市民活動の参加経験・参加意向

環境保全活動や自然とのふれあいに関連した市民活動への参加経験の有無では、『ある』で「清掃や空き缶拾い、河川をきれいにするなどの地域美化活動」が32.7%と最も高く、次いで「資源回収活動やリサイクル活動への参加などごみ減量活動」が28.7%、「ウォーキングや野外キャンプなどの自然を体験する活動」が27.4%となっています。

今後の参加意向では、『参加してもよい』で「草花などを植える緑化活動」が43.3%と最も高く、次いで「清掃や空き缶拾い、河川をきれいにするなどの地域美化活動」が42.9%、「ウォーキングや野外キャンプなどの自然を体験する活動」「地球温暖化防止に関する活動」がともに39.5%となっています。

■環境に関わる市民活動の参加経験



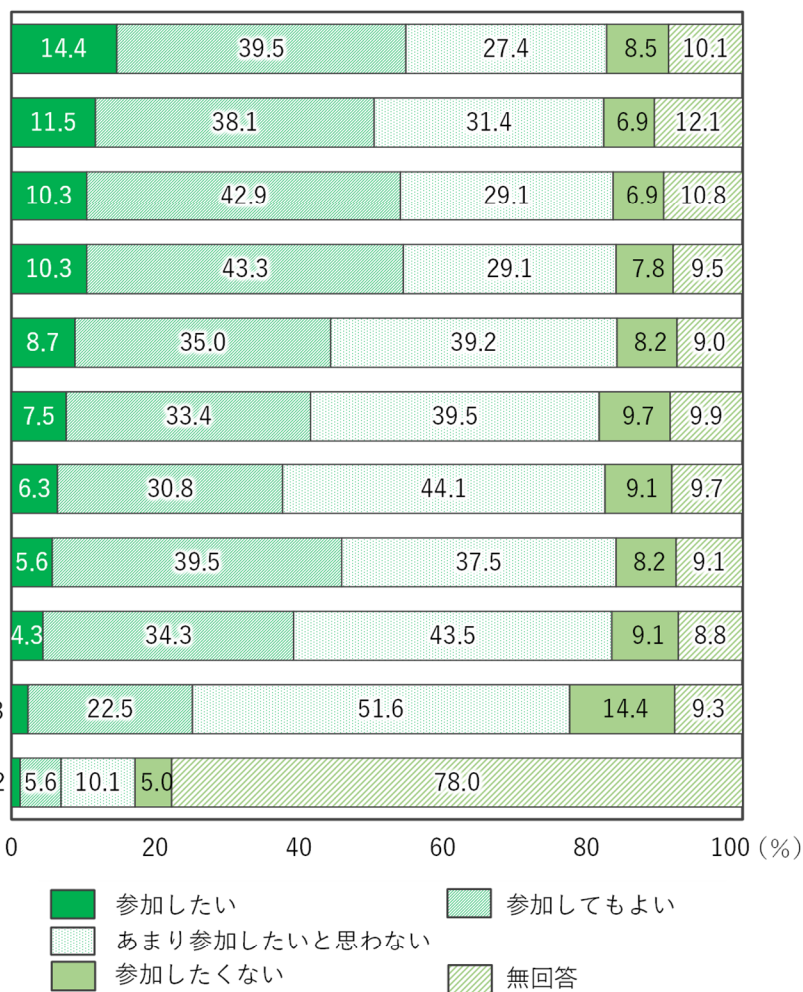
■環境に関わる市民活動の参加意向

- ウォーキングや野外キャンプなどの自然を体験する活動
- 資源回収活動やリサイクル活動への参加などごみ減量活動
- 清掃や空き缶拾い、河川をきれいにするなどの地域美化活動
- 草花などを植える緑化活動
- 動植物の保護や里山の保全などの活動
- ごみ処理施設や下水道処理施設などの見学、ごみ収集体験
- 水辺環境の調査
- 地球温暖化防止に関する活動
- 環境に関する講演会や勉強会などへの出席
- 環境に関するポスターや標語などへの応募

その他

- ・ふく猫の会は応援したい
- ・森林公園を、もっと大勢の方が利用できるようにしたい
- ・高齢なので参加できない 等

参加意向 (n=832)

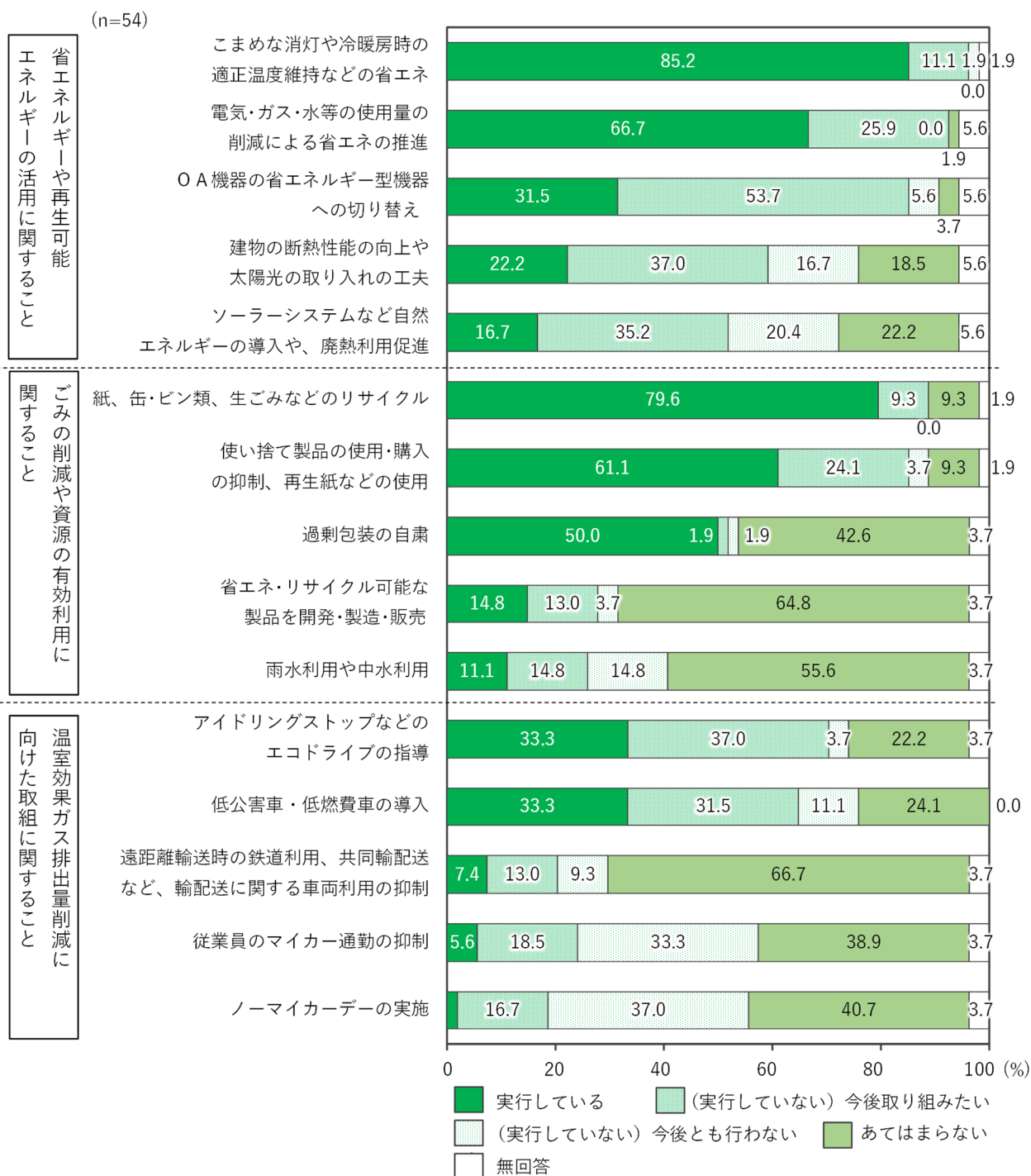


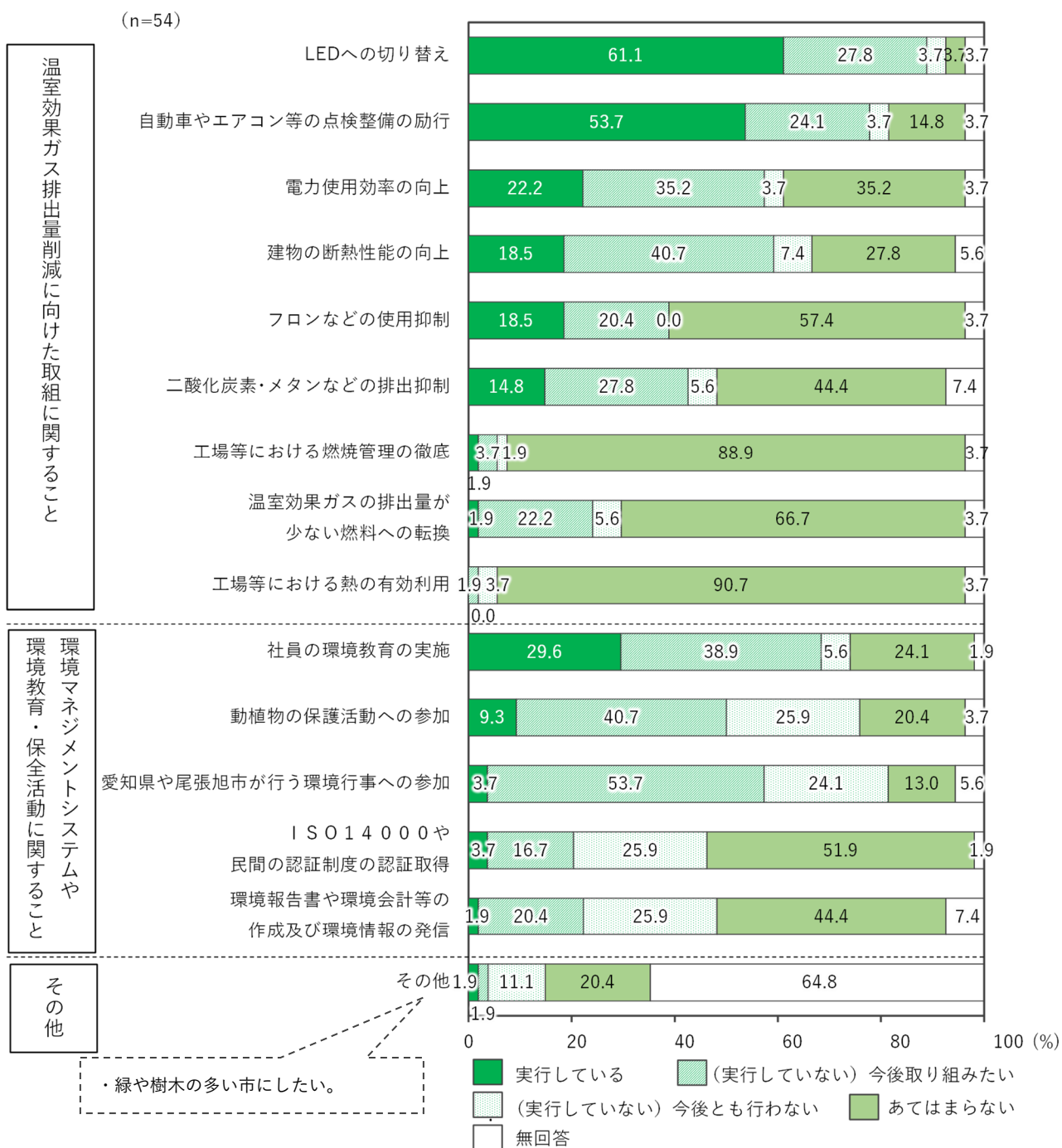
(2) 事業者

①現在行っている環境保全に関する行動

現在行っている環境保全に関する行動は、『実行している』ことについては、「こまめな消灯や冷暖房時の適正温度維持などの省エネ」が 85.2%と最も高く、次いで「紙、缶・ビン類、生ごみなどのリサイクル」が 79.6%、「電気・ガス・水等の使用量の削減による省エネの推進」が 66.7%となっています。一方、『(実行していない) 今後とも行わない』では、「ノーマイカーデーの実施」が 37.0%と最も高く、次いで「従業員のマイカー通勤の抑制」が 33.3%となっています。

■現在行っている環境保全に関する行動

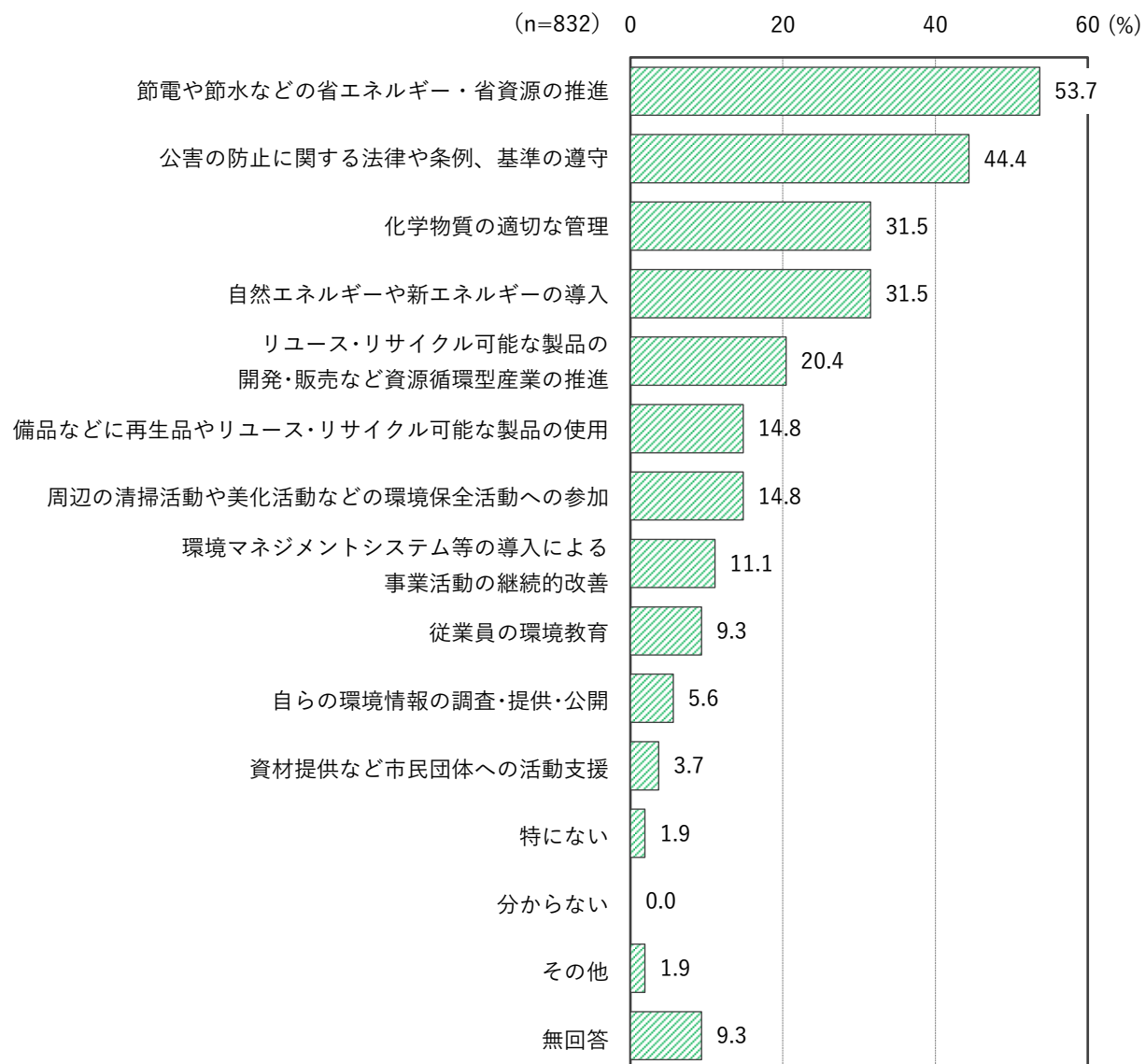




②環境保全のために事業者求められる取組

環境保全のために、事業者が求められる取組では、「節電や節水などの省エネルギー・省資源の推進」が53.7%と最も高く、次いで「公害の防止に関する法律や条例、基準の遵守」が44.4%、「化学物質の適切な管理」が31.5%となっています。

■環境保全のために事業者求められる取組



(3) 小学生・中学生

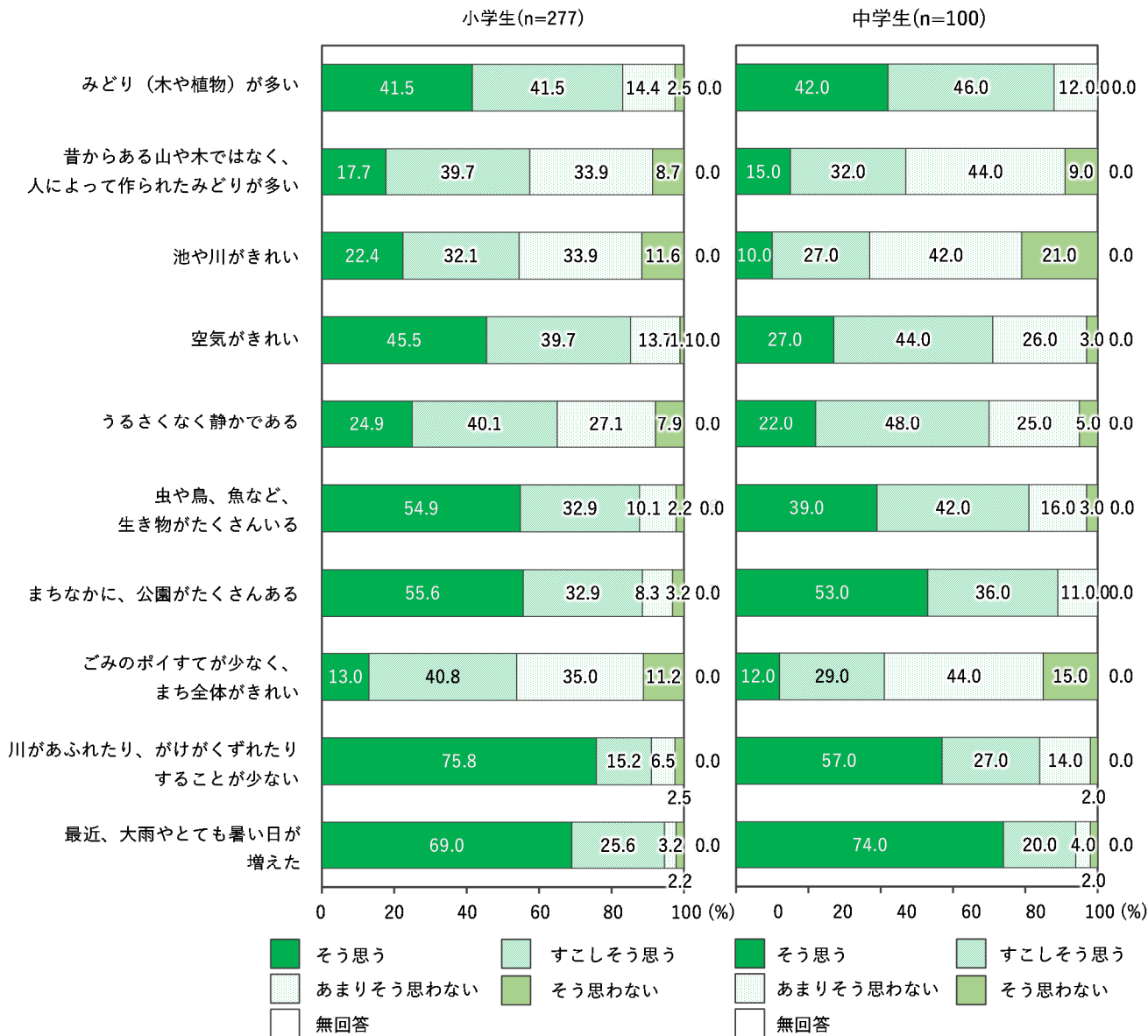
①家の周りの環境について感じること

家の周りの環境について感じることは、小学生の『そう思う』で「川があふれたり、がけがくずれたりすることが少ない」が75.8%と最も高く、次いで「最近、大雨やとても暑い日が増えた」が75.8%、「まちなかに、公園がたくさんある」が55.6%となっています。

中学生の『そう思う』で「最近、大雨やとても暑い日が増えた」が74.0%と最も高く、次いで「川があふれたり、がけがくずれたりすることが少ない」が57.0%、「まちなかに、公園がたくさんある」が53.0%となっています。

また小学生は『そう思う』と『少しそう思う』の合計がすべての項目において半数を超えています。中学生は『あまりそう思わない』と『そう思わない』の合計が「池や川がきれい」「ごみのポイ捨てが少なく、まち全体がきれい」「昔からある山や木ではなく、人によって作られたみどりが多い」で半数を超えています。

■家の周りの環境について感じること

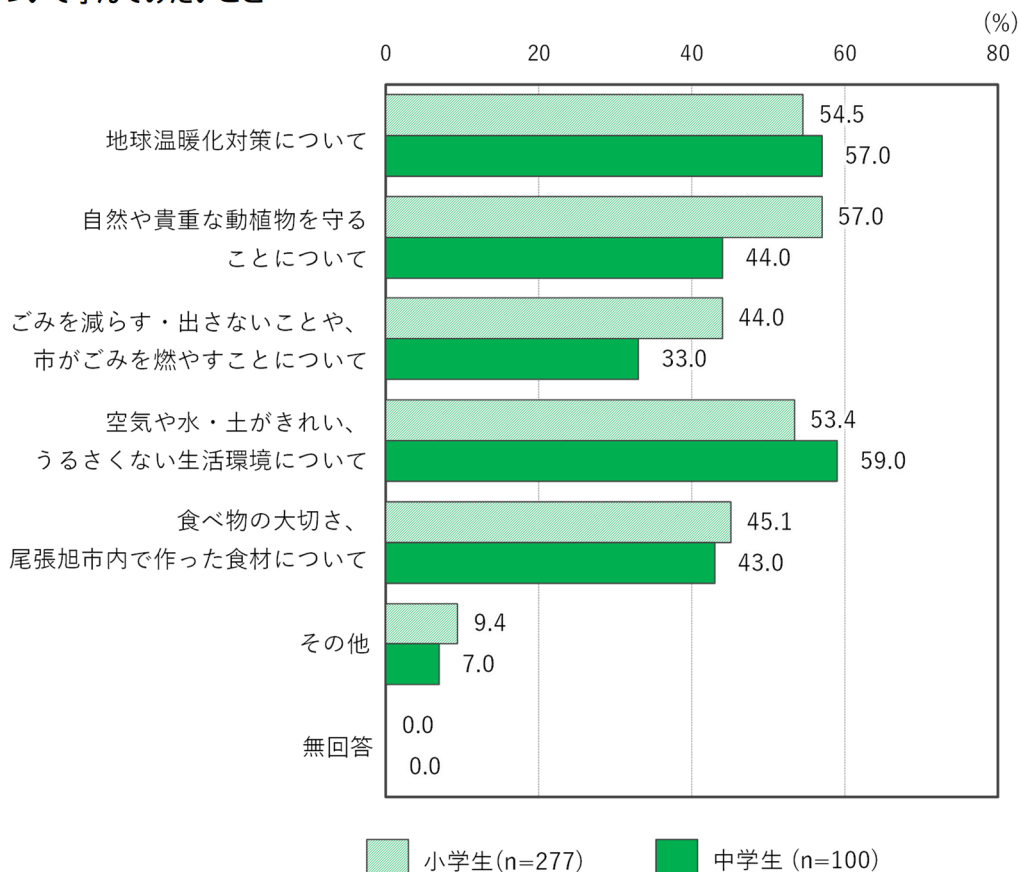


②環境について学んでみたいこと

環境について学んでみたいことは、小学生で「自然や貴重な動植物を守ることにについて」が57.0%と最も高く、次いで「地球温暖化対策について」が54.5%、「空気や水・土がきれい、うるさくない生活環境について」が53.4%となっています。

中学生で「空気や水・土がきれい、うるさくない生活環境について」が59.0%と最も高く、次いで「地球温暖化対策について」が57.0%、「自然や貴重な動植物を守ることにについて」が44.0%となっています。

■環境について学んでみたいこと



※その他の意見

■小学生

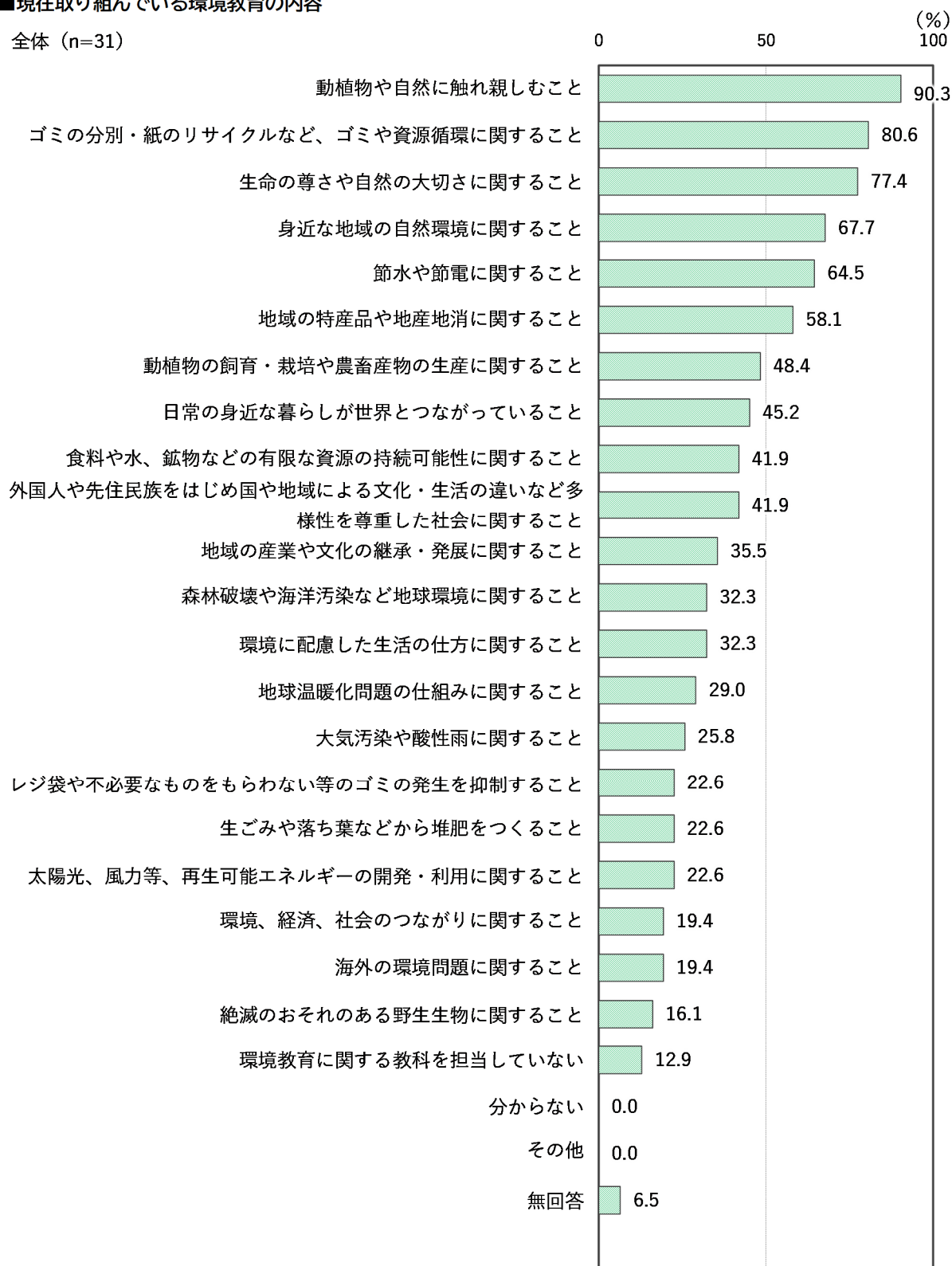
- ・環境で変わる人の健康について。
- ・リサイクルして作られたもの。
- ・緑を多くするための取組。
- ・生き物の環境が良くなるようなことを学んでみたい。
- ・尾張旭市が抱えている問題について。
- ・自然災害。

(4) 学校・保育所・幼稚園

①現在取り組んでいる環境教育の内容

行っている環境教育の内容では、「動植物や自然に触れ親しむこと」が90.3%と最も高く、次いで「ゴミの分別・紙のリサイクルなど、ゴミや資源循環に関すること」が80.6%、「生命の尊さや自然の大切さに関すること」が77.4%となっています。

■現在取り組んでいる環境教育の内容

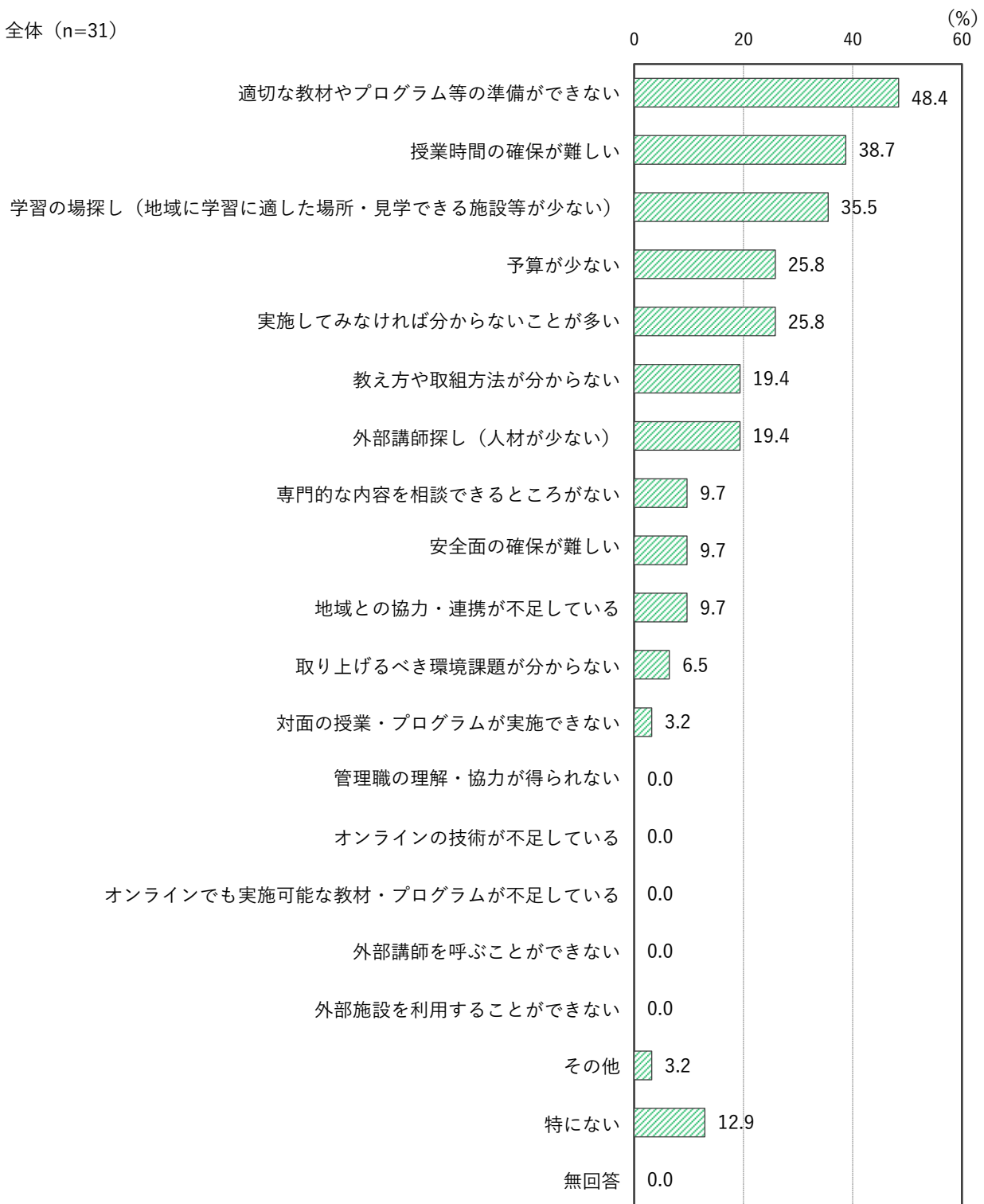


②環境教育を行う際の課題について

授業や学校活動で環境教育を行う際の課題では、「適切な教材やプログラム等の準備ができない」が48.4%と最も高く、次いで「授業時間の確保が難しい」が38.7%、「学習の場探し（地域に学習に適した場所・見学できる施設等が少ない）」が35.5%となっています。

■環境教育を行う際の課題について

全体（n=31）



(5) 市民団体

①環境保全活動への取組状況

環境保全の各取組については、徹底して取り組んでいることとして、「環境報告書を作成するなどし、取り組みを定期的に公表している」が最も多くなっています。取り組んでいることとしては、「団体員への環境教育、意識啓発を定期的に行っている」が最も多くなっています。

■環境保全活動への取組状況

	選択肢と回答数				
	徹底して取り組んでいる	取り組んでいる	取り組んでいない	今後取り組む予定	該当しない
環境負荷の少ない物品の購入(グリーン購入)に努めている	0	2	1	0	1
環境報告書を作成するなどし、取り組みを定期的に公表している	2	1	0	0	2
様々な環境配慮活動を実践している(廃棄物の削減・節電など)	1	3	0	0	1
団体員への環境教育、意識啓発を定期的に行っている	0	4	1	0	0
自然保護団体、環境保全団体などの活動に対し、協力、支援などを行っている	0	3	1	0	0

※その他の取組

- ・廃棄物の削減だけでなく、生ごみ、古着などの再資源化に取り組んでいる。

②環境に関する分野別目標の重要度について

環境に関する分野別目標の重要度については、「学び広げるまちづくり」を「重要」と考える団体が最も多くみられます。

■環境に関する分野別目標の重要度について

	選択肢と回答数				
	重要	やや重要	どちらともいえない	やや重要ではない	重要ではない
1. 学び広げるまちづくり (環境教育・環境保全活動・環境情報)	5	0	0	0	0
2. ごみのないまちづくり (ごみの減量・資源化・適正処理)	4	3	0	0	0
3. 地域で地球を考えるまちづくり (省エネ、再生可能エネルギー、地球温暖化対策)	3	1	1	0	0
4. 自然とふれあうまちづくり (緑と水辺の保全・緑化・生物多様性保全)	3	2	0	1	0
5. 暮らしやすい快適なまちづくり (生活環境の保全・環境美化)	3	2	0	1	0

第3節 環境基本計画（中間見直し版）の振り返り

ここでは、平成27年（2015年）3月策定の環境基本計画（中間見直し版）で設定された分野別目標ごとに、主な取組の振り返りを行いました。

1 学び広げるまちづくり

施策1-1 環境教育・環境学習を進める

あさひこども環境教室・あさひエコ大学・環境フォーラムなど、地域の特性を活かした環境に関する講座や見学会の機会を提供するとともに、情報提供・啓発に努めてきました。学校では、学校内ビオトープを活用した水生生物調査等、環境教育を通じて子ども達が自然とふれあう機会の充実に努めました。

指標をみると、環境問題に関心を持って自ら学んでいる市民割合は増加しているほか、ESDユネスコスクール*が1校認定されています。

■「施策」の目標に向けた進捗度合いを示す指標

指標名	基準値 (H24)	現状値 (R3)	現状値 (R4)	長期 目標値 (R5)	指標の考え方
環境問題に関心を持って自ら学んでいる市民割合（%）※	12.4	23.4	23.4 (R3データ)	30.0	市民が環境問題に関心を持って自ら学んでいるかをみる指標です。
ESDユネスコスクール数(校)	0	1	1	2	ESDの推進拠点が整備されているかをみる指標です。
環境を考えた行動をしている児童生徒の割合（%）	90.7	89.7	90.2	91.0	児童生徒が環境について考え、行動をしているかをみる指標です。

※尾張旭市第五次総合計画の改定により令和元年度（2019年度）に長期目標値を修正

施策1-2 環境保全活動を進める

環境に関わる活動への支援として、市民活動支援センターでの資材の貸し出し、公共施設での資料やチラシの掲出または配布、環境フォーラム等イベントの後援を行うなど、活動団体に対する支援、活動への参加促進を行ってきました。

指標をみると、環境保全活動等に参加している市民団体数やボランティア活動をしている市民の割合は長期目標値に達していない状況です。

*ユネスコスクール：ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）の理念を学校現場で実践するために、1953年に発足した国際的なネットワークであるASPnet(Associated Schools Network)への加盟が承認された学校を「ユネスコスクール」と呼ぶ。加盟校同士が活発に交流し、生徒間・教師間で情報や体験を分かち合い、地球規模の諸問題に若者が対処できるような新しい教育内容や手法の開発、発展が目指されている。

■「施策」の目標に向けた進捗度合いを示す指標

指標名	基準値 (H24)	現状値 (R3)	現状値 (R4)	長期 目標値 (R5)	指標の考え方
環境保全活動等に参加している市民団体数（団体）	26	26	22	30	市民団体が環境保全活動に参加しているかをみる指標です。
環境保全分野のボランティアをしている市民の割合（％）	4.4	1.9	1.9 (R3データ)	7.0	市民が環境保全分野のボランティア活動に参加しているかをみる指標です。

施策 1－3 環境情報を収集し、提供・活用する

「尾張旭市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、毎年度、温室効果ガス排出量を算出し、報告書として市のHPに掲載したほか、河川水質調査を実施しました。

また、環境基本計画の年次報告書の作成による情報発信や、「あさひ健康マイスター手帳」を活用して市実施の講座等を対象事業とするなどの取組を進めました。

指標をみると、環境保全の知識を学んでいる市民の割合は基準値より伸びています。

■「施策」の目標に向けた進捗度合いを示す指標

指標名	基準値 (H24)	現状値 (R3)	現状値 (R4)	長期 目標値 (R5)	指標の考え方
環境に関する情報の発信機会（件）	75	63	68	80	市民・事業者に対して環境に関する情報を十分発信しているかをみる指標です。
河川水質調査項目数（件） ※1	3	3	3	3	河川の環境情報を収集しているか（現況を把握しているか）をみる指標です。
環境保全の知識を学んでいる市民の割合（％）※2	12.4	23.4	23.4 (R3データ)	30.0	市民が環境保全に関する知識を学んでいるかをみる指標です。

※1 矢田川の水質改善に伴い河川水質調査内容を見直したことにより令和2年度（2020年度）に基準値及び長期目標値を修正

※2 尾張旭市第五次総合計画の改定により令和元年度（2019年度）に長期目標値を修正

2 ごみのないまちづくり

施策2-1 ごみを減らす

ごみの減量に向けて、燃えるごみの排出量に応じた費用負担の検討を実施した結果、当面は実施せず、現一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の最終年度に目標を達成できなかった場合、再検討することとしました。また、リサイクルひろばの市役所南側への移転と「おもちゃ病院」の実施、尾張東部衛生組合晴丘センターの見学会、3キリ運動や食品ロス削減の推進、ごみ出しアプリによる情報発信・周知啓発など行いました。

指標をみると、基準値と比べ、市民一人一日当たりのごみ総量の減少、再使用やごみの発生抑制に取り組んでいる市民の割合、リユース件数の上昇がみられます。

■「施策」の標に向けた進捗度合いを示す指標

指標名	基準値 (H24)	現状値 (R3)	現状値 (R4)	長期 目標値 (R5)	指標の考え方
市民一人一日当たりのごみ総量 (g/人・日) ※	921	840	815	777	市全体から排出されるごみ総量を、市民一人一日当たり換算した指標です。
再使用している市民の割合 (%)	38.3	40.0	40.0 (R3データ)	42.0	市民が再使用に取り組んでいるかをみる指標です。
ごみの発生抑制（リデュース）に取り組んでいる市民の割合 (%) ※	91.9	93.6	93.6 (R3データ)	94.0	市民がごみの発生抑制に取り組んでいるかをみる指標です。
リサイクルひろばにおけるリユース件数 (件)	129	160	231	400	市民がリユースに取り組んでいるかをみる指標です。

※ 尾張旭市第五次総合計画の改定により令和元年度（2019年度）に長期目標値を修正

施策2-2 ごみを生かす

資源化の取組として、小型家電の回収ボックスの設置及び宅配便での回収、活動団体による生ごみの堆肥化の普及啓発を実施しました。仕組みづくりによる資源化の取組では、民間が取り組んでいる分別回収の啓発、ふれあい農園におけるコンポスト※の無償貸し出し等を行いました。その他、地域力を生かした資源化の取組として、町内会が開催するエコフェスで3Rの啓発を行ったり、事業者による資源化の推進に向けて、資源化施設への剪定くずの搬入及び木質チップ化の依頼や、スーパー等に使用済み容器の自主回収を依頼したりするなどしました。

指標をみると、基準値と比べ、燃えるごみの組成調査における資源物の混入割合の減少がみられます。

※コンポスト：家庭から排出される生ごみ、落ち葉などを、土中の微生物の働きにより、堆肥にするための容器。

■「施策」の目標に向けた進捗度合いを示す指標

指標名	基準値 (H24)	現状値 (R3)	現状値 (R4)	長期 目標値 (R5)	指標の考え方
燃えるごみの組成調査における資源物の混入割合(%) ※1	30.5	24.0	25.4	23.1	資源物を適正に排出しているかをみる指標です。
資源化率(%) ※2	30.0	24.6	24.3	32.0	資源化(リサイクル)が推進されているかをみる指標です。

※1 尾張旭市第五次総合計画の改定により令和元年度(2019年度)に長期目標値を修正

※2 資源化率=資源ごみ総量÷(可燃ごみ総量+不燃ごみ総量+資源ごみ総量)【全て家庭系ごみ】

施策2-3 ごみを適正に処理する

計画期間中に、プラスチック製容器包装の毎週収集、スプレー缶類や発火性危険物の分別回収、燃えるごみ・粗大ごみ・びん・かんの収集運搬の民間委託を開始しました。ごみ集積所に関する問題への対応として、希望する地区へごみの散乱を防止する折りたたみ式ごみボックスの貸与を実施したほか、民生委員等関係機関と連携して、あさひ訪問収集の啓発を行いました。また、環境に関するパトロールや、野焼き、ごみの投げ捨てに関する注意喚起を行いました。

指標をみると、ごみ残置シール貼付数が令和3年度(2021年度)から大きく増加し、基準値を上回りました。一方、ごみ収集に関する不具合・事故件数の減少がみられます。

■「施策」の目標に向けた進捗度合いを示す指標

指標名	基準値 (H24)	現状値 (R3)	現状値 (R4)	長期 目標値 (R5)	指標の考え方
ごみ残置シール貼付数(枚) ※	4,662	2,081	4,672	2,800	市民・事業者が正しくごみを排出し、きちんと収集されているかをみる指標です。
ごみ収集に関する不具合・事故件数(件)	15	1	1	9	きちんとごみが収集されているかをみる指標です。

※ 尾張旭市第五次総合計画の改定により令和元年度(2019年度)に長期目標値を修正

3 地域で地球を考えるまちづくり

施策3-1 二酸化炭素（CO₂）排出量を削減する

省エネルギー化に向けた取組として、住宅用地球温暖化対策設備の設置費用に対する一部補助による電力の効率的な利用を可能とするスマートハウスの取組促進、緑のカーテン事業等を行いました。また、自動車による環境負荷低減に向けた取組として、市営バス運行内容の充実化、旭前駅及び印場駅のバリアフリー化等による公共交通の利用促進、市役所駐車場に電気自動車等の充電スタンドの設置等を行いました。その他、CO₂・CO₂（コツコツ）ダイエットプランの普及等環境配慮行動の促進を図りました。

指標をみると、市の施設における温室効果ガス排出量が基準値を上回り、長期目標からのかい離がみられます。

■「施策」の目標に向けた進捗度合いを示す指標

指標名	基準値 (H24)	現状値 (R3)	現状値 (R4)	長期 目標値 (R5)	指標の考え方
地球環境にやさしい取組の平均実践項目数（項目）	7.2	8.08	8.08 (R3データ)	9.0	市民が地球環境にやさしい生活を送っているかをみる指標です。
省エネルギー、再生可能エネルギー設備を導入している市民の割合（%） ※1	19.0	47.8	47.8 (R3データ)	65.0	市民が省エネルギー、再生可能エネルギー設備を活用しているかをみる指標です。
市の施設における温室効果ガス排出量（t-CO ₂ ） ※2	5,206	4,831	5,277	4,928	行政として、環境に対する具体的な取組姿勢を示し、積極的に環境保全に努めているかをみる指標です。

※1 尾張旭市第五次総合計画の改定により令和元年度（2019年度）に長期目標値を修正

※2 平成29年度（2017年度）より、尾張旭市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づく基準値（平成27年度（2015年度）実績）及び長期目標値へ修正

施策3-2 再生可能エネルギーを利用する

公共施設の屋根貸しによる太陽光発電設備の設置や、消防署への太陽光発電及び蓄電池の設置、上水道施設貸し出しによるマイクロ水力発電設備の導入といった、再生可能エネルギーの導入を進めました。

指標をみると、基準値と比べ、再生可能エネルギーを活用している公共施設数が長期目標値を上回り達成しています。

■「施策」の目標に向けた進捗度合いを示す指標

指標名	基準値 (H24)	現状値 (R3)	現状値 (R4)	長期 目標値 (R5)	指標の考え方
地球環境にやさしい取組の平均実践項目数 (項目)【再掲】	7.2	8.08	8.08 (R3データ)	9.0	市民が地球環境にやさしい生活を送っているかをみる指標です。
省エネルギー、再生可能エネルギー設備を導入している市民の割合(%) 【再掲】 ※	19.0	47.8	47.8 (R3データ)	65.0	市民が省エネルギー、再生可能エネルギー設備を活用しているかをみる指標です。
再生可能エネルギーを活用している公共施設数 (件)	6	15	16	15	行政として、環境に対する具体的な取組姿勢を示し、積極的に環境保全に努めているかをみる指標です。

※ 尾張旭市第五次総合計画の改定により令和元年度(2019年度)に長期目標値を修正

施策3-3 地球規模の環境問題に取り組む

水道週間[※]の際に水の有効利用に関する啓発活動を行ったほか、雨水を地下に浸透させる透水性舗装の整備を進めました。また、市内公共施設におけるフロン[※]発生施設の保有量及び漏えい量の把握調査等を行いました。

指標をみると、基準値と比べ、地球環境にやさしい取組の平均実践項目数が増加しています。

■「施策」の目標に向けた進捗度合いを示す指標

指標名	基準値 (H24)	現状値 (R3)	現状値 (R4)	長期 目標値 (R5)	指標の考え方
地球環境にやさしい取組の平均実践項目数 (項目)【再掲】	7.2	8.08	8.08 (R3データ)	9.0	市民が地球環境にやさしい生活を送っているかをみる指標です。

※水道週間：各自治体や協力団体などが、水道の現状や課題について広く国民の理解を深めるための様々な催しを実施する期間で、毎年6月1日から7日までとしている。

※フロン：メタン、エタン等の炭化水素にフッ素及び塩素が結合した化合物の総称。冷蔵庫などの冷媒やスプレーの噴射剤に用いられ、地球の温暖化やオゾン層の破壊の原因といわれている。

4 自然とふれあうまちづくり

施策4-1 緑と水辺を守りつなげる

長池のマメナシ・アイナシ自生地において、観察会や定期的な草刈り等環境の整備を行っているほか、市民参加によるごみゼロ運動等環境保護活動を行いました。また、農地の保全の取組として、休耕田を利用した、景観形成作物のコスモスの栽培、親子対象の農業塾等を実施しました。水辺の保全の取組としては、矢田川河川敷の散歩道の整備、ため池及び農業用水路の整備等を実施しました。

指標をみると、基準値と比べ、公共緑地の面積が増加している一方、私有緑地、農地面積が減少しているものの、長期目標値を達成しています。

■「施策」の目標に向けた進捗度合いを示す指標

指標名	基準値 (H24)	現状値 (R3)	現状値 (R4)	長期 目標値 (R5)	指標の考え方
公共緑地面積 (ha)	499.3	502.0	501.9	503.0	市内の緑地面積の増減をみる指標です。
私有緑地面積 (ha)	17.4	16.1	16.1	16.0	市内の緑地面積の増減をみる指標です。
農業振興地域における 農地面積 (ha) ※	110	101.9	105.9	92	市内の農地が計画的に保全されているかをみる指標です。

※ 尾張旭市第五次総合計画の改定により令和元年度（2019年度）に長期目標値を修正

施策4-2 緑と水辺を育みふれあう

維摩池へのアジサイ、ハナモモ等の植樹や、家庭や事業所で花づくりに係る経費及び生垣の新設等に係る費用の助成等の緑化の取組を進めました。また、平子の森でのプレーパークの要素を持った体験イベントの実施、田んぼアートの実施等、ふれあいの機会を設けました。

指標をみると、基準値と比べ、新たに緑を育成している市民の割合、水辺空間を利用している市民の割合の減少がみられます。

■「施策」の目標に向けた進捗度合いを示す指標

指標名	基準値 (H24)	現状値 (R3)	現状値 (R4)	長期 目標値 (R5)	指標の考え方
緑・水に親しめる場所があると 思う市民割合 (%)	87.3	89.7	89.7 (R3データ)	90.0	市民が身近に自然環境があると感じているかをみる指標です。
新たに生み出された緑の 箇所数 (箇所)	10	4	4	10	緑化の推進によって、身の回りの緑が増えているかどうかをみる指標です。
自ら緑を育成している市民の 割合 (%)	52.0	25.0	25.0 (R3データ)	60.0	緑化の推進によって、身の回りの緑が増えているかどうかをみる指標です。
水辺空間を利用している市民の 割合 (%)	54.7	45.8	45.8 (R3データ)	60.0	自然・動植物・水辺に親しむことができるかをみる指標です。
水辺空間の満足度 (%)	84.3	87.4	87.4 (R3データ)	88.0	自然・動植物・水辺に親しむことができるかをみる指標です。

施策4-3 動植物に配慮する

希少種の保全のため、吉賀池湿地への立ち入りを制限し公開を一般公開日のみとしたほか、観察記録を作成し、湿地内植物の整理及び管理を行いました。また、本市は令和元年（2019年）6月に第70回全国植樹祭の会場となり、親子植樹会等のイベントが開かれました。生態系ネットワークの形成に向けては、東部丘陵生態系ネットワーク協議会において情報交換を行ったほか、アライグマ、オオキンケイギク等特定外来生物の駆除を進め、在来動植物の保全・保護に努めました。

指標をみると、基準年以降、主要河川でのBODは、すべての年において長期目標値を満たしています。

■「施策」の目標に向けた進捗度合いを示す指標

指標名	基準値 (H24)	現状値 (R3)	現状値 (R4)	長期 目標値 (R5)	指標の考え方
緑地面積 (ha)	517	518	518	519	市内の緑地面積の増減をみる指標です。
BODの主要河川での改善数値 (mg/L)	6.4	4.9	6.4	8.0以下	河川の水の汚れをみる代表的な指標です。
環境保全活動等に参加している市民団体数 (団体) 【再掲】	26	26	22	30	環境保全活動を行う団体として登録されている市民団体数です。
環境保全分野のボランティアをしている市民の割合 (%) 【再掲】	4.4	1.9	1.9 (R3データ)	7.0	市民が環境保全分野のボランティア活動に参加しているかをみる指標です。

5 暮らしやすい快適なまちづくり

施策5-1 安全で健康な暮らしを守る

騒音・振動等に関する調査を実施したほか、ボランティアによる環境パトロール、浄化センターにおける下水道の普及促進啓発イベントを実施し、また、生活排水対策としての水洗化普及、「尾張旭市良好で快適な生活環境を確保する条例」、浄化槽の適正な維持管理についての周知啓発を行いました。

指標をみると、基準値と比べ、下水道普及率が高まり、快適な生活衛生環境だと思ふ市民の割合が増えている一方、生活衛生環境を保全する活動を行っている市民の割合は減少しています。

■「施策」の目標に向けた進捗度合いを示す指標

指標名	基準値 (H24)	現状値 (R3)	現状値 (R4)	長期 目標値 (R5)	指標の考え方
快適な生活衛生環境だと思ふ市民の割合(%)	69.5	79.1	79.1 (R3データ)	72.0	生活衛生環境が快適であるかをみる指標です。
下水道普及率(%)	63.7	84.6	86.8	83.0	下水道の普及割合をみる指標です。
生活衛生環境に関する苦情の解決率(%) ※	96.6	98.6	98.4	98.0	生活環境についての問題解決の状況を見る指標です。
BODの主要河川での改善数値(mg/l)【再掲】	6.4	4.9	6.4	8.0 以下	河川の水の汚れをみる代表的な指標です。
水質を維持しているため池数(箇所)	4	4	6	7	ため池の水質が維持されているかどうかをみる指標です。
生活衛生環境を保全する活動を行っている市民の割合(%)	59.5	21.0	21.0 (R3データ)	60.0	地域住民の手で生活衛生環境が保全されているかをみる指標です。

※ 尾張旭市第五次総合計画の改定により令和元年度(2019年度)に長期目標値を修正

施策5-2 快適でゆとりある都市空間をつくる

良好な生活環境づくりの取組として、屋外広告物の適正化や旭平和墓園等のバリアフリー化整備工事の実施等を行いました。環境美化に関しては、校区社会福祉推進協議会の協力のもと「まち美化（ごみゼロ）大作戦」を実施したほか、公園愛護会活動の支援、空き地や空き家の所有者に対し、刈り取りの依頼及び指導を行いました。また、不法投棄防止、自転車の放置防止、犬、猫等のふん害防止のための道具の貸し出し、地域ねこ活動の紹介など、マナーの向上に関する取組を行いました。

指標をみると、基準値と比べ、都市景観に満足している市民割合が長期目標値に達している一方、ペット・小動物に関する苦情件数が増加しています。

■「施策」の目標に向けた進捗度合いを示す指標

指標名	基準値 (H24)	現状値 (R3)	現状値 (R4)	長期 目標値 (R5)	指標の考え方
秩序とやすらぎを感じる街が形成されていると思う市民割合（％）	90.2	93.6	93.6 (R3データ)	92.0	秩序とやすらぎのあるまちが形成されているかをみる指標です。
都市景観に満足している市民割合（％）	82.4	85.2	85.2 (R3データ)	85.0	市民が都市景観に満足しているかをみる指標です。
生活衛生環境を保全する活動を行っている市民の割合（％）【再掲】	59.5	21.0	21.0 (R3データ)	60.0	地域住民の手で生活衛生環境が保全されているかをみる指標です。
生活衛生環境の向上支援件数（件）	1,599	1,582	1,582	1,600	市民が、生活衛生環境を保つための支援が受けられているかをみる指標です。
ペット・小動物に関する苦情件数（件）	22	36	19	25	地域住民の手で生活衛生環境が保全されているかをみる指標です。

1 尾張旭市環境基本条例

平成 16 年 12 月 27 日

条例第 23 号

私たちのまち尾張旭市は、緑豊かな森林公園をはじめとする緑地や広がりのある田園風景、また、矢田川や天神川が東西に流れ、さらに各所にはため池が点在するなど、緑と水に恵まれた豊かな自然環境に支えられながら、活力ある住宅都市として今日まで発展を続けてきました。

しかしながら、都市化の進展や産業の発展は、私たちの身近な自然環境や生活環境などの存続を危うくしつつあり、将来にわたって良好な環境を維持することが次第に難しくなっています。

もとより、私たちは、豊かな環境の恵みを受け入れる一方で環境に対して様々な影響を与えていることを認識して、ふるさと尾張旭の豊かな環境の恵みを損なわないように努めるとともに、このかけがえのない環境を健全で恵み豊かなものとして、将来の世代に引き継ぐ責任と義務を持っています。

市は、これまで実施してきた良好で快適な環境を保全するための施策を一層推進するとともに、生態系に配慮し、歴史的文化的な地域特性を生かしつつ、良好で快適な環境の創出を目指して施策を進めていく必要があります。

このような認識のもと、私たちすべての者が協働して環境の保全と創出に取り組むことにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の実現を目指し、ここに、この条例を制定します。

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創出について、基本理念を定め、並びに市、市民、市民団体及び事業者の連携のもと、それぞれが果たすべき役割を明らかにするとともに、環境の保全及び創出に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 良好で快適な環境 人と自然の営みが調和し、その中に生まれた独自の歴史や文化が守られ育まれる中で、現在及び将来の市民が健康を維持し、安全で快適かつ文化的な生活を営むことができる環境をいう。
- (2) 市民団体 主として市民により組織された公益的な活動を行う団体をいう。
- (3) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (4) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (5) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

- 第3条 環境の保全及び創出は、市民が健康で文化的な生活を営む上で欠くことのできない豊かな環境の恵みを受け入れるとともに、これが将来の世代に継承されるように適切に行われなければならない。
- 2 環境の保全及び創出は、市、市民、市民団体及び事業者が自らの活動と環境のかかわりを認識し、環境にやさしい身近な行動を心がけ、皆の参加のもとに持続的に発展することができる循環型地域社会が形成されるように行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創出は、多様な生物が生息できる生態系及び自然環境が、広域的な広がりの中で守り育てられるとともに、身近な自然及び生物を大切にすることを養い、自然とのふれあいを深め、人と自然との共生が実現されるように行われなければならない。
- 4 地球環境の保全は、個々の環境への負荷の集積が現在の地球環境問題を引き起こしているということを踏まえ、常に尾張旭市民であるとともに、地球市民であるという意識を持って、すべての事業活動及び日常生活において環境にやさしい行動が積極的に推進されなければならない。

(市の役割)

- 第4条 市は、基本理念にのっとり、市域の自然的社会的条件に応じた環境の保全及び創出に関する施策を策定し、これを実施しなければならない。
- 2 市は、自ら行う事業の実施に当たっては、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等により環境への負荷の低減に積極的に努めなければならない。
- 3 市は、環境の保全及び創出のための広域的な取組を必要とする施策においては、国、愛知県、他の地方公共団体その他関係機関と協力して、その推進に努めなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、市は、市民、市民団体及び事業者(以下「市民等」という。)と協働し、環境保全活動(環境の保全及び創出に関する事業又は活動をいう。以下同じ。)に努めなければならない。

(市民の役割)

- 第5条 市民は、基本理念にのっとり、住み良い生活環境を築くため、自覚と自らの行動によって、良好で快適な環境を損なうことのないよう互いに配慮しなければならない。
- 2 市民は、日常生活において資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等により環境への負荷の低減に積極的に努めなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、市民は、市、市民団体及び事業者と協働し、環境保全活動に努めなければならない。

(市民団体の役割)

- 第6条 市民団体は、基本理念にのっとり、市民の先導的な役割を担うべく市民が参画できる体制の整備、情報の提供、活動機会の充実等を図り、環境保全活動の推進に努めなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、市民団体は、市、市民及び事業者と協働し、環境保全活動に努めなければならない。

(事業者の役割)

- 第7条 事業者は、基本理念にのっとり、自らの責任と負担において、その事業活動に伴って生ずる公害を防止するための必要な措置を講ずるとともに、積極的に環境保全対策に努めなければならない。
- 2 事業者は、資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の発生抑制等により、環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 3 事業者は、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物等となった場合に、適正に循環的な利用が行われることを促進するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、市、市民及び市民団体と協働し、環境保全活動に努めなければならない。

(施策の策定等に係る指針)

第8条 市は、環境の保全及び創出に関する施策を策定し、これを実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を基本とし、各種の施策相互の連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 市民の安全と健康が守られ、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌等が良好な状態に保持されること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存等が図られるとともに、森林、農地、水辺等における多様な自然環境が体系的に保全されること。
- (3) 人と自然との豊かなふれあいが確保されるとともに、地域の歴史的及び文化的特性を生かした景観並びに良好で快適な環境が創出されること。
- (4) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量を推進することにより、地球環境の保全に貢献すること。

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全及び創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めるものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創出に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の基本的な方向
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民等の意見を反映するための必要な措置を講ずるとともに、尾張旭市環境審議会の意見を聴くものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更についても準用する。

(環境基本計画との整合性)

第10条 市長は、市の施策を定め、又は実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るよう努めるものとする。

(年次報告書の作成及び公表)

第11条 市長は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創出に関して講じた施策に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

(規制の措置)

第12条 市は、良好で快適な環境を保全するうえで必要があると認めるときは、その支障を未然に防止するために必要な規制の措置を講ずるものとする。

(経済的措置)

第13条 市は、市民等が自らの活動による環境への負荷を低減するための措置を促進するため、必要があると認めるときは、経済的な助成の措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、環境の保全及び創出に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境教育及び環境学習の推進)

第14条 市は、市民等が環境の保全及び創出についての関心及び理解を深めるとともに、これらの者による自発的な環境保全活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境教育を充実し、環境学習が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第15条 市は、市民等が自発的に行う環境美化活動、再生資源に係る回収活動その他の活動を促進す

るため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境情報の収集及び提供)

第 16 条 市は、環境の状況並びに環境の保全及び創出に役立つ情報の収集に努めるとともに、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、前条に規定する市民等の自発的な活動の促進に必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(市民等の意見の反映)

第 17 条 市は、環境の保全及び創出に関する施策を推進するため、市民等の意見を反映するよう努めるものとする。

(調査等の体制の整備)

第 18 条 市は、環境の保全及び創出に関する施策を策定し、適正に実施するため、必要な調査、監視、測定等を行い環境の状況を的確に把握するとともに、その実施に必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(地球温暖化対策の推進)

第 19 条 市は、地球環境の保全において、特に地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものとの認識のもと、市民等と協働して地球温暖化対策に関する施策の推進に努めるものとする。

(環境審議会)

第 20 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、尾張旭市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、環境基本計画に関する事項その他環境の保全及び創出に関する重要な事項について調査審議し、市長に意見を述べることができる。

3 審議会は、必要があると認めるときは、市長及び調査審議の対象となる関係者に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

4 審議会は、委員 12 人以内で組織する。

5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 市民から公募した者

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

6 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第 21 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

2 尾張旭市環境審議会委員名簿

【令和5年度】

構 成	所 属 等	氏 名	区 分
学識経験を有する者	名古屋産業大学	岡 村 聖	会 長
学識経験を有する者	尾張旭市教育委員会	伊 藤 彰 浩	副会長
市長が必要と認める者	愛知県県有林事務所	末 吉 勝 也	委 員
市長が必要と認める者	株式会社ウッドフレンズ	白 井 裕 恵	委 員
市長が必要と認める者	中部電力パワーグリッド株式会社 旭名東支社	松 永 潤	委 員
市長が必要と認める者	日立チャンネルソリューションズ 株式会社	野 町 純 子	委 員
市長が必要と認める者	尾張旭市地域婦人団体連絡協議会	永 井 かよみ	委 員
市長が必要と認める者	寺田保全の会	村 松 正 雄	委 員
市長が必要と認める者	矢田川に親しむ会	水 野 俊 幸	委 員
市民から公募した者	市民公募	高 橋 賢 一	委 員
市民から公募した者	市民公募	水戸部 美 保	委 員

(敬称略、順不同)

3 諮問・答申

環境審議会への市長の諮問

■諮問文

5 環 第 177 号
令和5年8月23日

尾張旭市環境審議会
会長 岡 村 聖 様

尾張旭市長 柴 田 浩

第二次尾張旭市環境基本計画について（諮問）
尾張旭市環境基本条例（平成16年条例第23号）第9条第3項の規定に基づき、
第二次尾張旭市環境基本計画について、貴審議会の意見を求めます。

■答申文

5 環 審 第 5 号
令和6年2月22日

尾張旭市長 柴 田 浩 様

尾張旭市環境審議会
会長 岡 村 聖

第二次尾張旭市環境基本計画について（答申）

令和5年8月23日付け5環第177号で諮問のありました第二次尾張旭市環境基本計画について、計画案を基に慎重に審議した結果、計画案は、尾張旭市の環境の施策を環境面から横断的に捉え、環境行政を総合的かつ計画的に推進する計画として妥当であるとの結論に達しましたので、答申します。

下記の事項に留意し、「はぐくみ つなぐ 環境・まち・未来」の実現に向け、本計画に基づく各種施策を積極的に推進してください。

記

- 1 市のより良い生活環境を守っていくため、ごみのポイ捨て防止など身近な環境保全活動の推進とともに、カーボンニュートラルを目指した持続可能なまちづくりに取り組んでいくこと。
- 2 地球温暖化に起因する自然災害や健康被害に関する市民意識の向上を図るとともに、災害発生時の廃棄物の適正処理や停電対策に努めること。
- 3 健全で豊かな生態系を次世代へとつないでいくため、特定外来生物の適切な管理を進めるとともに、市内に残る貴重な自然環境を保全する取組を進めること。
- 4 市民団体、事業所及び教育機関と連携し、環境教育・環境学習の機会を通して、若い世代の意見も取り入れながら取組の実効性を高めていくこと。
- 5 本計画に寄らず、新たに必要な事業は積極的に実施すること。

添付資料

第二次尾張旭市環境基本計画（案）
環境審議会での発言内容

4 第二次尾張旭市環境基本計画の策定経過

年 月 日	内 容
令和4年	9月1日 環境に関する意識調査票を発送 (対象者：18歳以上の市民2,000人、市内の事業所100社、市内の小中学校・保育所・幼稚園31校(園)、市内で環境に関する活動を行う市民団体11団体)
	9月2日 小中学生を対象とした環境に関するアンケート調査をWEBで開始 (対象：市内各小学校の5年生1クラス、市内各中学校の2年生1クラス)
	11月30日 第2回尾張旭市環境審議会 ・環境に関する意識調査結果について
令和5年	3月13日 第1回尾張旭市環境審議会 ・現状把握及び現行計画の振り返りについて ・自然環境基礎調査の結果について
	3月27日 第2回尾張旭市環境管理委員会 ・現状把握及び現行計画の振り返りについて
	5月9日 第1回尾張旭市環境基本計画推進会議 ・体系案について ・「望ましい環境像」について
	5月31日 第1回尾張旭市環境管理委員会 ・体系案について ・「望ましい環境像」について
	7月3日 第2回尾張旭市環境基本計画推進会議 ・指標及び市の取組(案)について
	8月7日 第2回尾張旭市環境審議会 ・「望ましい環境像」(案)について ・体系(案)について ・取組・指標(案)について
	8月21日 第2回尾張旭市環境管理委員会 ・「望ましい環境像」について ・指標及び取組について
	9月14日 第3回尾張旭市環境基本計画推進会議 ・第二次環境基本計画素案(案)について
	10月6日 第3回尾張旭市環境審議会 ・第二次環境基本計画素案について
	11月15日 第3回尾張旭市環境管理委員会 ・第二次環境基本計画素案について
11月27日～ 12月26日	第二次環境基本計画素案の公表及びパブリックコメントの実施
令和6年	2月2日 第1回尾張旭市環境審議会 ・パブリックコメントの結果について
	2月22日 第2回尾張旭市環境審議会 ・答申について
	3月11日 第4回尾張旭市環境管理委員会 ・第二次環境基本計画(案)について

5 用語集

あ行

ESG投資：

環境（Environment）、社会（Social）、企業統治（Governance）に配慮している企業を重視・選択して行う投資のこと。

エコアクション：

組織や事業者などが、二酸化炭素排出量、廃棄物排出量などの環境負荷を削減する自主的な取組のこと。

エコアクション21：

中小事業者の環境への取組を推進するとともに、その取組を効果的・効率的に実施するため、中小事業者でも容易に取り組めるようにした環境マネジメントシステムのこと。環境省が策定し、現在は一般財団法人持続性推進機構が平成16年（2004年）10月からスタートした「エコアクション21認証・登録制度」を実施している。

エコステージ：

ISO14001の意図を踏まえつつ、従来の経営管理システムを基盤として、そこに「環境」という視点を導入することで、「経営とリンクした環境マネジメントシステム」へ進化させようとするもの。5つのステージがあり、段階的にレベルアップしていくことで、ISO14001の取得なども視野に入れた経営改善を図ることができる。

エコマーク：

様々な商品やサービスの中で、生産から廃棄にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品につけられる環境ラベルのこと。

エリアベース：

一定の区域や地域といった場の単位をもとに、生物多様性の保全と持続可能な利用を図る考え方。

OECM：

保護地域以外で生物多様性の保全に資する地域（Other Effective area-based Conservation Measures）。

か行

カーボンフットプリント：

商品やサービスの原材料調達、生産、使用、廃棄に伴う各過程で排出される温室効果ガス排出量をCO₂排出量に換算して表示すること。

カーボンニュートラル：

CO₂をはじめとする温室効果ガス排出量を、実質ゼロにすること。排出削減を進めるとともに、排出量から、森林などによる吸収量をオフセット（埋め合わせ）することなどにより達成をめざすもの。

外来生物：

ある地域に人為的（意図的又は非意図的）に導入されることにより、その自然分布域を越えて生息又は生育することとなる生物。

合併処理浄化槽：

水洗し尿及び生活雑排水（厨房排水、洗たく排水等）を一緒に沈でん分離、微生物の作用による腐敗または酸化分解等の方法によって処理し、それを消毒し、放流する施設。

環境会計：

企業等が、事業活動における環境保全のためのコストとその活動により得られた効果を認識し、可能な限り定量的に測定し、伝達する仕組み。

環境報告書：

名称の如何を問わず、企業等の事業者が、最高経営者の緒言、環境保全に関する方針・目標・行動計画、環境マネジメントに関する状況及び環境負荷の提言に向けて取組等について取りまとめ、一般に公開するもの。

環境保全型農業：

化学肥料や農薬の投入をなるべく減らし、家畜ふん尿などを再生利用することにより、環境への負荷をできるだけ減らすような農業のこと。

環境マネジメントシステム：

環境に関する経営方針や計画を立て、実施し、点検し、是正するという手順を体系的、継続的に実行していくことにより、企業等の組織が環境に与える影響を改善するための仕組み。環境マネジメントシステムの代表的なものとして、国際標準化機構（International Organization for Standardization）が定めた国際規格 ISO14001 などがある。

クールシェア・ウォームシェアスポット：

夏の暑い日や冬の寒い日に、家庭のエネルギー消費を抑えるため、公共施設や商業施設に出かけたりするなど、みんなで過ごすのに適した場所のこと。

グリーンインフラ：

社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組のこと。

グリーン経営認証：

環境保全を目的にした取組を行っている運輸事業者（トラック、バス、タクシー、旅客船、内航海運、港湾運送、倉庫）に対する認証制度のこと。公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団が認証・登録を行っている。

グリーン購入：

商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境に与える影響ができるだけ小さいものを選んで優先的に購入すること。

景観形成作物：

景観向上のために農地で栽培するコスモスなどの作物。

コンパクト・プラス・ネットワーク：

都市全体の構造を見渡しながら、住宅及び医療・福祉・商業その他の居住に関連する施設の誘導と、それと連携した地域公共交通ネットワークの再編を行うまちづくりのこと。

コンポスト：

家庭から排出される生ごみ、落ち葉などを、土中の微生物の働きにより、堆肥にするための容器。

さ行**サーキュラーエコノミー：**

これまで廃棄されてきたような製品や原材料などを資源として捉えて活用し、持続可能な状態で循環させること。資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等をめざすもの。EUが2015年12月に政策パッケージを公表したことで世界的に広まった概念。

再生可能エネルギー：

エネルギー源として永続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用すること。

里山：

集落近くにあり、山菜や薪炭用木材などの採取に利用されてきた森林の総称で、里山林にはナラ類やシイ・カシ類の優占する雑木林、鎮守の森のような照葉樹林も含まれ、地域により独自の景観を形成している。近年は環境保全上の価値及び歴史・文化的価値が見直されつつある。

サプライチェーン：

商品や製品が消費者の手元に届くまでの、調達、製造、在庫管理、配送、販売、消費といった一連の流れのこと。

3キリ運動：

ごみを捨てるときに水をきる「水キリ」、買った食材を使いきる「使いキリ」、食べ残しをしない「食べキリ」の3つの「キリ」を合言葉に、生ごみの減量化に取り組む運動のこと。

次世代自動車：

ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車、CNG（圧縮天然ガス）自動車等。

自然共生サイト：

「民間等の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」として国が認定する区域。（申請主体：企業、団体・個人、地方公共団体）認定区域は、保護地域との重複を除き、OECMとして国際データベースに登録される。

指定暑熱避難施設：

極端な高温時に暑さを避けるため、一時的に不特定の者が利用できる冷房設備を有する施設のこと。改正気象変動適応法の施行（令和6年度予定）により、指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）を市町村長が指定できるようになっている。

循環型社会：

天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会のこと。

水道週間：

各自治体や協力団体などが、水道の現状や課題について広く国民の理解を深めるための様々な催しを実施する期間で、毎年6月1日から7日までとしている。

生態系ネットワーク：

優れた自然環境を有する地域を核として、これらを有機的につなぐことにより、生物の生息・生育空間のつながりや適切な配置を確保する取組。

生物多様性ポテンシャルマップ：

地域の生物多様性の状況を地図上に整理したもの。愛知県では、県域全体の10万分の1の地図に、実際に指標種の生息が確認されている場所のほか、森や草地、水辺などの分布や広さといった環境条件から、指標種のすみかとして適している場所（生態系ネットワークの形成において大切と考えられる場所）を予測して示している。

ZEB：

「Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）」の略称。快適な室内環境を実現しながら、高断熱化・日射遮蔽、自然エネルギー利用、高効率設備により、できる限りの省エネルギーに努め、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、建物で消費する年間のエネルギーの収支をゼロにすることをめざした建物のこと。

ゼロカーボンアクション30：

脱炭素社会の実現に向け、一人ひとりがライフスタイル転換のために取り組む30の取組（アクション）のこと。

ソーラーシェアリング：

農地に支柱等を立てて、その上部に設置した太陽光発電パネルを使って日射量を調節し、太陽光を農業生産と発電とで共有する取組のこと。

た行

脱炭素社会：

地球温暖化の原因となる温室効果ガスのうち、最も排出量の多い二酸化炭素(CO₂)について、実質的な排出量ゼロを達成している社会のこと。

地域ねご活動：

野良猫に不妊去勢手術を施してこれ以上増えないようにし、一代限りの命をまっとうするまで、給餌や、食べ残し・トイレの清掃について地域のルールに従って適正に管理をする活動のこと。

地球温暖化：

大気中に含まれる微量の温室効果ガス(二酸化炭素、メタン、フロン等)は、地表の温度を生物の生存に適した温度に保つ効果があるが、この濃度が高くなることにより、気温が上昇する現象のことをいう。

TNFD：

自然関連財務情報開示タスクフォース（Task force on Nature-related Financial Disclosure）の略。

DX：

デジタル技術を活用して製品やサービス、事業モデルを変革していくこと。

デコ活：

脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動のこと。二酸化炭素(CO₂)を減らす(DE)脱炭素(Decarbonization)と、環境に良いエコ(Eco)を含む「デコ」と活動・生活を組み合わせた言葉。

テレカップリング：

ある地域の消費活動と離れた地域の自然環境と間の相互作用のこと。

透水性舗装：

道路や地表の舗装面上に降った雨水を、間隙(かんげき)が多い舗装材の特質を利用して地中に浸透させる舗装工法のこと。主に都市部の歩道などに使用される例が多く、地下水の保全や都市型洪水の防止効果がある。

な行

熱帯夜：

夜間(夕方から翌朝まで)の最低気温が25℃以上のこと。

は行

バイオマスエネルギー：

生物体（植物、動物等）から利用できるエネルギー資源のこと。バイオマスのエネルギー利用としては、燃焼して発電を行うほか、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化や、ユーカリなどの炭化水素を含む植物から石油成分を抽出する方法などがある。ごみや下水汚泥などの廃棄物に含まれている有機分の利用も研究されており、廃棄物処理と石油代替エネルギーの両方に役立つ。

ハザードマップ：

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図のこと。

バリアフリー化：

高齢者や障害者などに対して、生活していくうえでのバリア（障壁、障害、不便）を取り除くこと。

BOD：

Biochemical Oxygen Demand の略。生物化学的酸素要求量。水質汚濁の指標のひとつである。水の汚れ（有機物）が、微生物のはたらきで分解されるときに消費される酸素の量。BODが高いと水中の酸素濃度が低くなり、10mg/L 以上で悪臭の発生等がみられる。コイやフナの育成には5mg/L以下が適している。

ヒートアイランド現象：

郊外と比べて都市部の気温が高くなり、等温線を描くとあたかも都市を中心とした「島」があるように見えることをいう。都市部でのエネルギー消費に伴う熱の大量発生と、都市の地面の大部分がコンクリートやアスファルトなどに覆われて乾燥化した結果、夜間気温が下がらない事により発生する。

PPAモデル：

「Power Purchase Agreement（電力購入契約）」の略称。設備設置事業者が施設に太陽光発電システムを設置し、施設側は設置された設備で発電した電気を購入する契約のこと。施設側は設備を所有しないため、初期費用の負担や設備の維持管理をすることなく、再生可能エネルギーの電気を使用することができる。

V2H：

「Vehicle to Home（ビークル・トゥ・ホーム：車から家へ）」の略称。自動車と家の間で電力を相互供給すること。常時は電気自動車等へ充電し、

停電発生などの非常時は電気自動車等から家へ給電するなどが可能なシステム。

フードシェアリングサービス：

食品ロス削減に関する取組の一つで、廃棄されてしまう可能性のある商品を消費者のニーズとマッチングさせることで、食品ロスの発生や無駄を減らすサービスのこと。

フードドライブ：

家庭で余っている未開封のもので、常温で保存でき、賞味期限が一定期間（受付先が設定する期間）以上残っている食品を持ち寄り、社会福祉施設や団体等に寄付する活動のこと。

フードマイレージ：

食料の生産地から消費者の食卓に並ぶまでの輸送にかかった「食料の重さ×運ばれた距離」で表される指標のこと。フードマイレージの数値が高くなると、輸送に関わるエネルギーや燃料の使用が増え、二酸化炭素の排出量も増加すると考えられる。

冬日日数：

日最低気温が0℃未満の日数。

フロン：

メタン、エタン等の炭化水素にフッ素及び塩素が結合した化合物の総称。冷蔵庫などの冷媒やスプレーの噴射剤に用いられ、地球の温暖化やオゾン層の破壊の原因といわれている。

HEMS：

「Home Energy Management System（ホーム・エネルギー・マネジメント・システム）」の略称。住宅のエアコンや給湯器、照明等のエネルギー消費機器と、太陽光発電システムや燃料電池などの創エネ機器と、発電した電気等を備える蓄電池や電気自動車などの蓄エネ機器をネットワーク化し、居住者の快適性やエネルギー使用量の削減を目的に、エネルギーを管理するシステムのこと。

ペーパーレス：

紙で運用されていた文書・書類・資料などを電子化して活用し、環境保全をはじめ、業務の効率化、コスト削減を図ること。

保存樹：

良好な自然環境を保存するため、保存する必要があると認められ、所有者の同意を得て指定された樹木のこと。樹木の1.5mの高さにおける幹の周囲が1m以上かつ樹木の高さが12m以上のもの。

ま行

水循環：

太陽のエネルギーによって海水や地表の水が蒸発し、上空で雲になり、やがて雨や雪になって地表に降り、それが次第に集まり川となって海に至るといように絶えず循環していること。自然の地表や緑地が減少したり、地下水を大量に採取したりすると、水の循環の仕方や水の存在状態が変わり、湿地の消失、地盤の沈下や平常時の河川流量の減少による水質の悪化などの支障が生じる。

緑のカーテン：

夏の節電、CO₂削減の省エネ対策として、ゴーヤやアサガオなど、つる性の植物を育てて作る自然のカーテンのこと。

猛暑日：

最高気温が35°C以上の日を猛暑日、30°C以上の日を真夏日、25°C以上の日を夏日という。

や行

ユネスコスクール：

ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）の理念を学校現場で実践するために、1953年に発足した国際的なネットワークであるASPnet(Associated Schools Network)への加盟が承認された学校を「ユネスコスクール」と呼ぶ。加盟校同士が活発に交流し、生徒間・教師間で情報や体験を分かち合い、地球規模の諸問題に若者が対処できるような新しい教育内容や手法の開発、発展が目指されている。

ら行

リサイクルマーケット：

ごみの減量化や資源の有効利用に役立てることを目的に、公園や駐車場等を会場に住民が不要な品物を持ち寄り、安い値段で販売すること。

リデュース：

資源をできる限り大切に使い、無駄な消費を控え、廃棄物の発生自体を抑制すること。

リユース：

使用済み製品を回収し、製品や部品に適切な処置を加えることで製品・部品として再利用を図ること。

第二次 尾張旭市環境基本計画

発行：尾張旭市 編集：市民生活部 環境課
〒488-8666 尾張旭市東大道町原田 2600-1
TEL 0561(53)2111 FAX 0561(52)0831
E-mail:kankyoushi@city.owariasahi.lg.jp
ホームページ：<https://www.city.owariasahi.lg.jp/>